

平成26年3月 7日開会

平成26年3月19日閉会

(定例第2回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（3月7日）

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
事務局出席職員者職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
一般質問	5
8番 石田 修一議員	5
1番 清神 清議員	13
3番 松田 規久夫議員	23
9番 西本 篤史議員	28
4番 木本 睦博議員	33
2番 河内 賀寿議員	42
11番 瀬石 公夫議員	46
6番 高川 喜彦議員	51
12番 國永美恵子議員	58
議案第3号	69
議案第4号	69
議案第5号	69
議案第6号	69
議案第7号	69
議案第8号	69
議案第9号	69
議案第10号	69
議案第11号	69
議案第12号	69
議案第13号	69
議案第14号	69
議案第15号	69

議案第16号	69
予算審査特別委員会の設置	76
散会	76
署名	77

第2号（3月19日）

議事日程	78
本日の会議に付した事件	79
出席議員	80
欠席議員	80
事務局出席職員職氏名	80
説明のため出席した者の職氏名	80
開会	80
会議録署名議員の指名	81
議案第3号	81
議案第4号	81
議案第5号	81
議案第6号	81
議案第7号	81
議案第8号	81
議案第9号	81
議案第10号	81
議案第11号	81
議案第12号	81
議案第13号	81
議案第14号	81
議案第15号	81
議案第16号	81
閉会中の継続審査（付託事件）	82
閉会中の継続審査（特定事件）	83
閉会	83
署名	84

田布施町告示第1号

平成26年第2回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成26年2月21日

田布施町長 長信 正治

- 1 期 日 平成26年3月7日
2 場 所 田布施町議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

清神 清議員	河内 賀寿議員
松田規久夫議員	木本 睦博議員
林山 健二議員	高川 喜彦議員
畠中 孝議員	石田 修一議員
西本 篤史議員	谷村 善彦議員
瀬石 公夫議員	國永美恵子議員
藤山 巖議員	

○3月19日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

平成26年3月7日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
例月出納検査の報告
自治功労者表彰受賞者報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第3号
平成26年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第6 議案第4号
平成26年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第7 議案第5号
平成26年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
- 日程第8 議案第6号
平成26年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第9 議案第7号
平成26年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第10 議案第8号
平成25年度田布施町一般会計補正予算(第8号)議定について
- 日程第11 議案第9号
平成25年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第12 議案第10号
平成25年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第13 議案第11号
平成25年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第14 議案第12号
平成25年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第15 議案第13号
町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第14号
田布施町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第15号
田布施町社会教育委員条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第16号
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
 例月出納検査の報告
 自治功労者表彰受賞者報告
日程第4 一般質問
日程第5 議案第3号
 平成26年度田布施町一般会計予算議定について
日程第6 議案第4号
 平成26年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
日程第7 議案第5号
 平成26年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
日程第8 議案第6号
 平成26年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
日程第9 議案第7号
 平成26年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
日程第10 議案第8号
 平成25年度田布施町一般会計補正予算（第8号）議定について
日程第11 議案第9号
 平成25年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定について
日程第12 議案第10号
 平成25年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について
日程第13 議案第11号
 平成25年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について
日程第14 議案第12号
 平成25年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）議定について
日程第15 議案第13号
 町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例
日程第16 議案第14号
 田布施町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
日程第17 議案第15号
 田布施町社会教育委員条例の一部を改正する条例
日程第18 議案第16号
 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

出席議員（13名）

- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 清神 清議員 | 2番 | 河内 賀寿議員 |
| 3番 | 松田規久夫議員 | 4番 | 木本 睦博議員 |
| 5番 | 林山 健二議員 | 6番 | 高川 喜彦議員 |
| 7番 | 畠中 孝議員 | 8番 | 石田 修一議員 |
| 9番 | 西本 篤史議員 | 10番 | 谷村 善彦議員 |

1 1 番 瀬石 公夫議員
1 3 番 藤山 巖議員

1 2 番 國永美恵子議員

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中田 正美君 書記 松原 唯行君
書記 森中 博之君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	富田 辰也君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務課長	東 浩二君
企画財政課長	西本 重貴君	経済課長	落合 祥二君
税務課長	岡本 正君	町民福祉課長	河村 五男君
町民福祉課長同格	宮尾 秀紀君	建設課長	川添 俊樹君
会計室長	大島 克己君	健康保険課長	猪股 勝美君
学校教育課長	水田 貴之君	社会教育課長	岡本 憲一君
建設課技幹	鳥上 清史君	給食センター所長	田中 章君
代表監査委員	今井 清弘君		

午前9時00分開会
(ベル)

○議長（藤山 巖議員） 平成26年第2回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、谷村善彦議員、西本篤史議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（藤山 巖議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの13日間にしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長(藤山 巖議員) 異議なしと認めます。したがって、会期は、3月19日までの13日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長(藤山 巖議員) 日程第3、「諸般の報告」を行います。本日は、例月出納検査の結果報告のため、今井代表監査委員に出席を求めています。例月出納検査の報告を求めます。今井代表監査委員。

○代表監査委員(今井 清弘君)おはようございます。谷村議員監査委員と実施いたしました例月出納検査の結果について、ご報告申し上げます。平成25年12月末並びに平成26年1月末及び2月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配布しております報告書のとおりです。現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査した結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので、ご報告申し上げます。以上でございます。

○議長(藤山 巖議員) 次に、議長から報告いたします。

地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配布の文書のとおりです。なお、杉山選挙管理委員長は後程出席予定です。

次に、このたび、林山健二議員が町議会議員として、15年以上在職の功績により、全国町村議会議長会から自治功労者表彰を受賞されましたので、報告をいたします。おめでとうございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

暫時休憩をします。

午前9時04分休憩

午前9時05分再開

○議長(藤山 巖議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4. 一般質問

○議長(藤山 巖議員) 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。石田修一議員。

○議員(8番 石田 修一議員) おはようございます。それでは、これより4件の一般質問をします。最初は一括質問、一括答弁、2回目より一問一答方式で、答弁者は町長にお願いします。

それでは、第1問目は、国道、県道の路側帯の整備についてであります。

昨年12月1日に改正道路交通法が施行され、自転車の路側帯通行に関するルールが変わりました。これまでは、自転車は道路の左右どちらの路側帯を通行してもよかったです。改正後は道路の左側の路側帯を通行することになり、違反すると3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金、これが科せられることになりました。

自転車通学の中学生、高校生は、現在、学校から米出までの県道、そして交通量の多い国道188号線を通っております。交通法が改正されると、下校のときは危険な海側の路側帯を通ることになります。大変危険な箇所がございます。早急に整備するように、国、県、これに要望すべきと考えます。

第2問、環境美化活動の推進についてであります。

町の美しいまちづくり推進条例の目的に、行政、町民、民間企業の関係性者がそれぞれの責任を自覚し、互いに協力し合って、美しくて魅力のある田布施を実現するために環境美化運動を実施するとある。既に10年以上、この条例をつくってから経過しております。花の苗を各自治会に配付する、

これが主な内容でマンネリ化していると思っております。新たな取り組みを行うなど、もっと積極的に環境美化活動に取り組むべきと考えますが、町長の考えを尋ねます。

また、高齢化、過疎化により空き家や荒廃地が増加し、地域住民に悪影響を与えております。私は平成24年12月定例会のこうした一般質問の場で、空き家、倒壊寸前の家屋の現状調査を町長に提案しましたが、その後、進捗状況について尋ねます。

3問目は、政策調整委員会の政策課題や活動状況についてであります。

平成24年12月議会で地場産業の振興と6次産業の推進について尋ねましたところ、積極果敢に取り組むと答弁されましたが、その後の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

また、10項目の政策課題を政策委員会で調査研究し、年度内に一定の方向性を出すと言われましたが、委員会全体の活動状況並びにその結果について尋ねます。

最後の質問になりますが、4問目は合併処理浄化槽の推進についてであります。

本町の公共下水道は、平成24年度末現在で256.4ヘクタールを整備し、普及率は42.9%となっております。快適で衛生的な暮らしのためには早急な対策が必要であります。下水道整備も有効な対策であります。膨大な経費と時間がかかります。今までは住宅密集地、平坦地でありましたが、今後は高低差も激しくなる工事になります。だんだんと効率も悪くなります。財政的に厳しい状況にあるので、費用対効果を考慮すると合併浄化槽の設置を推進すべきと考えますが、いかがですか。

また、合併浄化槽には個人設置型と市町村設置型があり、他県の市町では公設合併浄化槽事業を実施し、高い普及率を上げているところもありますので、本町でも検討してみたいはいかがでしょうか。

以上、4項目についてお尋ねします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、石田議員さんに現状をお答えいたします。

1点目は、国道及び県道の整備についてのお尋ねであります。

国道188号線の歩道整備につきましては、麻里府地区から八海地区までの区間で、歩道が狭く危険な箇所や両歩道が必要な区間があり、地元要望を踏まえ、直接あるいは山口県東部高速交通体系整備促進協議会などを通じて国に陳情してまいりました。

一部地域において歩道整備は進んでおりますが、御指摘のように危険箇所については、特に歩道整備を重点的に行うよう国に対して要望してまいりたいと考えております。

一方、県道につきましては、地元から要望があれば、その都度、柳井土木事務所へ要請しております。

現在、県が整備している区間としては、天神から八和田までの区間と麻郷小学校から米出交差点までの区間がございます。特に、麻郷小学校から米出交差点までの県道平生港田布施線は、既に用地買収に着手していますので、町といたしましても県との連携を密にし、早期に工事が完成するよう、今後の用地取得などの事業推進に積極的に協力してまいりたいと考えております。

また、新たに町役場から田布施西小学校までの県道別府田布施停車場線や三宅交差点から奈良方面への県道光柳井線についても、今後、事業着手される予定と聞いております。

2点目は、環境美化活動推進についてのお尋ねであります。

議員御指摘のとおり、平成14年に美しいまちづくり推進条例を制定し、12年が経過しています。この間、さまざまな環境美化活動を田布施町環境美化対策推進協議会において協議し、事業実施しております。

具体的な取り組み内容といたしましては、毎年5月に行っている町内一斉清掃、5月から10月までの間のボランティアによる詩情公園ボランティア草刈り、中央南地区除草、田布施川草刈り、不法投棄の委託回収をしている環境パトロール、各公民館による環境モデル事業、ボランティア登録団体による活動、各地域への花の苗の配付など、美しいまちづくりの実現に向け、さまざまな取り組みを行っております。

また、新たな取り組みとしましては、23年度から緑のカーテン設置講習会、不法投棄のスポット回収など実施しております。

こうした美しいまちづくりの取り組みは、継続的な取り組みが不可欠と認識しております。また、町民及び企業の協力なくしては実現できませんので、広報などにおいて幅広くPRし、新規事業の要望があればお話を伺い、地域の環境美化意識が根づくよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、空き家、倒壊寸前の家屋につきましては、一昨年の12月議会において、地域住民の生活環境や防災、防犯の問題として放置することが安全・安心のまちづくりに支障を来すことから、行政として取り組んでいく課題であると認識しているとお答えしておりますが、その後、具体的な取り組みには至っておりません。

本町におきましては、こうした問題が大きな問題とはなっておりませんが、確実に今後、起こり得る問題として捉え、原則的には所有者個人で対応すべきことでありますが、先ほど申しましたように、安心・安全なまちづくりする上で問題もありますことから、引き続き、現況調査の実施や条例化の制定に向けた検討を進めていきたいと考えております。

3点目は、政策調整委員会の政策課題や活動状況についてのお尋ねであります。

まず、地場産業の振興と6次産業の推進につきましては、平成24年12月議会で積極果敢に取り組むと答弁しておりますが、その後、農林漁業者や、流通業者、食品事業者等の2次、3次産業の事業者等と連携しながら、その価値を高め、消費者や需要者等に提供する6次産業化、農商工連携または地産地消の取り組み事例は出てきておりません。

今後、国営ほ場整備により本町の農業が大きく変わる中で、地域を巻き込んだ取り組みが出てくることを期待しております。

次に、政策調整委員会の活動状況並びに成果についてのお尋ねであります。

一昨年7月から、政策調整委員会に、これまでの懸案であった課題について調査研究を指示しておりましたが、その結果は政策調整委員会より報告を受けております。現在、具体的な取り組みを進めています5項目の進捗状況についてお答えいたします。

まず、第1点の馬島活性化であります。このプロジェクトでは、将来的なのんびらんど・うましまの今後の方向性、防災、し尿処理問題等の対応、人口減少や高齢化に伴う生活維持困難化への対応、地域おこし協力隊事業の実施などについて検討しております。離島という生活条件不利性により、人口減少が最も深刻な状況にある馬島を拠点として、昨年4月から地域おこし協力隊員2名が、馬島、麻里府地域において、地域おこし活動の支援や住民生活支援など、地域協力活動に従事しております。

また、これまでの懸案であった馬島し尿処理事業についても、平成26年度予算に計上して対応したいとしております。

2つ目は、地域交通対策については、買い物送迎サービス事業として平成26年度予算に計上しております。この事業は、高齢者福祉タクシーの対象とならない高齢者が利用できる、登録、予約、乗り合い制の買い物送迎サービスを実施するもので、町社会福祉協議会への補助事業として取り組むこととしております。

3つ目は、公共施設の省エネ対策であります。各施設の整備時に合わせLED化を図ることといたしております。25年度予算ではスポーツセンタープール改修事業、平成26年度予算では麻郷福祉会館の大規模改修を行う際に合わせ、LED化を図ることといたしております。

4つ目は、ホームページの改善であります。平成25年度からホームページ運用会議を開催し、内容の充実を図っております。

5つ目は、イントラシステムの更新については本年度で対応いたしておりますが、セキュリティー強化を図りながら、従来のパソコンの端末形態に起因する時間的、経費的なコストなどを削減するため、シンクライアント方式のシステム形態で更新を図っております。

一方、公共施設適正配置や公有地有効活用、保健センター機能検討、定住化促進対策など検討中の

課題もありますが、一つずつ、実現に向け取り組むことといたしております。

次に4点目は、合併浄化槽の設置推進についてのお尋ねであります。

本町の下水道整備は、田布施町汚水処理構想により、計画区域内は公共下水道、それ以外の区域は合併処理浄化槽により、汚水処理の整備を進めております。

しかし、公共下水道整備には多大の経費や時間が必要なため、公共下水道整備の認可区域外では合併処理浄化槽の設置に対する助成をして合併処理浄化槽を推進しておりますが、認可区域内では公共下水道整備の進まない区域からは不平等ではないかとの御意見もあり、見直しを行った結果、平成23年度から、このような区域においても合併処理浄化槽の設置に対し助成が可能となりました。

合併浄化槽補助事業の推進であります。平成23年度におきましては22基、補助額820万6,000円、平成24年度は35基、補助額1,252万2,000円、平成25年度におきましては27基、補助額978万4,000円となっております。

次に、公共下水道・農業集落排水の計画区域を除く区域で、市町村設置型浄化槽整備事業による整備を行ってはその御質問であります。この事業は工事費の一部を分担金として納めていただき、し尿に加えて風呂、台所などの生活雑排水を処理できる合併浄化槽を町が各家庭の敷地内に設置するものであり、浄化槽までの排水設備及び浄化槽からの放流管工事は個人負担となり、公共下水道と同様に毎月の使用料を支払っていただく制度であります。町が負担するものとしましては、浄化槽本体の設置費用、浄化槽の維持管理費として保守点検、清掃及び法定検査にかかる費用が該当します。

本町の浄化槽設置におきましては、先に述べましたように、補助対象事業として浄化槽の設置費用補助を行い、個人負担で維持管理をしていただくという制度で事業実施を行っている経緯があります。

快適な環境整備や生活環境を維持する上で、下水道事業及び浄化槽の設置事業は不可欠でありますので、今後の事業継続に向けて費用対効果などの検証をしながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） それでは、4件の、1件ずつ質問をさせていただきます。

最初の国道、県道の路側帯の整備の件でございますが、今回のように道路交通法が改正されたときには、警察や学校、その2者に対して連携をしっかりとって、速やかにとって、危険箇所の現場確認を、これをされ、地域への迅速な対応が必要だとそういうふうに思っております。

現在、危険と思われる箇所は国道188号線の戒ケ下の峠のところでありますが、海側の路側帯は我々の肩幅よりは狭いわけで、測ってみますと40センチしかありません。ということは、もう自転車のハンドル幅よりは狭いということでありまして、先日も中学生が、その狭い路側帯のほうを通っております。あそこは大型トラックも頻繁に通っておりますし、夏にはカズラのつるが伸びて危険であります。今日は教育長は答弁者に指名しておりませんが、学校ともこれは協議されたらよろしいかとそういうふうに思います。

車道との境界線に縁石がありますが、だから縁石があるのが歩道ということで、境界線に白線だけでずっと引いてあります。あれが路側帯ということで、詳しいことをこうして今回知ったわけでございます。国道188号線、八海橋から柳井までの平生町側、この平生の国道は両側に歩道がついております。八海橋からこちら、田布施町の方側はほとんど白線が引いてあるだけで、ということは路側帯です。それも狭うございます。

本町では、現在、国会議員の先生が2人もおられるわけで、町長が言われる安心・安全のまちづくりのために強気に陳情をしてはどうかというふうに思います。この点について、御答弁願います。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 御答弁の中でも少し入れておりましたが、あの188号線は本当危険な箇所が歩道関係についてはございます。県を通し、あるいは直接国のほうにも、その要望しております。

例の東部高速交通体系っていうのは、本町だけでなしに東部全体の地域を含めてやっておりますんで、その中にいて本町の一番大事なのは、今の188号線、特に国道に関する歩道についてはしっかりとやってほしいし、安全管理をしてほしいということで国のほうには要請しており、少しだけですが今進んではいますが、まだ十分でないということで強力に国会議員の先生のほうにもお願いしておりますし、県のほうにもお願いして、進むようお願いしておりますんで。すぐちゅうわけには、なかなかいかない、大きな国の事業でありましょうけど、少しだけだがやっていくよと。ただし、地元の協力をお願いしますということも、逆に言われる部分がありまして、国道とはいえ、隣接地域等の個人所有の方にも御協力を願うていかにやいけんということについては、本町としても全面的にそういった面の協力はしてまいりますからよろしくという話はしております。できるだけ早く安全な歩道、自転車道というより歩道という感覚で自転車がどんどん通れる、安心できるようにしていきたいと思っております。

それと、例の自転車法の改正のやつは、正直言って、何かブレーキのない自転車を乗り回すとか、そんなんがあつて大変だったということの、一つは自転車が凶器になっているという関係もあって、あの法の改正が随分進んだように聞いておりますが。もちろん自転車も凶器かもしれませんが、それ以上に自転車を利用する人の安全ということをかなえていかなきゃいけないのが我々だと思っておりますので、そういった意味についても、しっかりと対応してまいりますように思っております。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） 先を急ぐといえますか、次へ進むんですが。今の道路の件で麻里府地区の国道、山側の歩道につきましては、町長も先ほどから言っておられますが、町長も国土交通省に要望していただきましたおかげで、麻里府地区の山側のほうが、今歩道の拡幅工事も、おかげで進んでおります。この点については、お礼申し上げます。しっかり、国会議員2人おられますんで、陳情に参加していただいて強力に推進していったらと思います。よろしくをお願いします。

それでは、2問目、環境美化活動の推進についてでございます。いろいろ事業を進めておられるのをお聞きしまして、花の苗の配付、これが一番目立ったものですから、申し上げましたが。花の苗、これは大変大事なことで、すばらしいことというふうに思っております。

倒壊寸前の建屋、これは美観を損ないますし、人身事故にもつながります。また、空き家は不審者の侵入や放火、こういうことで、今全国的にも問題が多発しておりまして、だから各地で空き家対策条例というのをつくっておりますね。だから、この点については人身事故とかそういうものにつながりますので、地域住民にも悪影響を与える可能性がある。多くの社会問題に発展する可能性があります。だから、それもありまして、一年前の12月議会でも現状調査を早急にされたらどうかということをお願いしたわけでございます。

また、町長が公約のほ場整備も、現在、大詰めに来ておるわけでございますが、これが完成し農業の活性化につながれば、これはすばらしいことだというふうに思っております。

だが、現状、高齢化が進んでおりまして、農業従事者が減少し、また、土地の所有者が町内におられずに管理放棄されている土地も大分出ておるわけでございます。これらの問題も、今の圃場整備とあわせて改善されていけば、環境美化や地域の活性化、農業の活性化につながると思っております。

そういう意味で現状調査を早急にしようではありませんか。この点について、お答え願います。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ありがとうございます。御指摘のとおりでありまして、廃屋等につきましては本当に苦慮してる部分は何点もあります。特に危険については、いろいろとこちらも連絡をとりながら、何点かはもう解体を協力してもらったり、あるいは立ち入り関係を十分注意してほしいということでした経緯もありますし、過去に解体をこちらでやってもらって、千葉のほうにおられた方だったと思っておりますが、連絡とってやった経緯もあるんですが、なかなかそういった連絡がとれないと、個人の権利で勝手にはできない部分があるから、その点、連絡をとるのが大変。今言いましたように条

例等については、今後早急に検討しないと、それで処理できるようにしないと、連絡がとれないから放置しちよう。放置しちよくから危険だという悪循環を繰り返してはいけない。

それはちゃんと条例化等によってぱっと対応すれば、この循環が断ち切れて、条例に基づいて物事が進められるという状況をつくっていかないと、今後ますますそういった面は大きくなっていくのかように思っておりますので、早急にその条例対策等を、また議員の皆さんに御指導御協力をいただきながら進めていければというふうに思っております。

それともう1点、ほ場整備、御協力いただいて大変助かっておりますが、まだまだ、ほ場整備したところは、私は自信持って綺麗になりますと言えるんですが、それに付随して、まだそれにかかわらない部分が多分にあります。今後、そのところについても、またいろんな対策を考えながら、耕地荒廃、あるいは里山地域の荒廃等の研究していかなきゃいけないというふうに思っておりますし、農地自体が良くなっても、それを実際に担う担い手の問題等も含めて、あるいは、この後の質問等でも出てくるのですが、やはりこれからの問題も含めて、やはり美観ということは手が足りないという問題じゃありませんから、また御協力をいただきたいと思っております。一生懸命取り組みます。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） このたび麻里府小学校、これは広報にも出ましたが、新聞にも出ておりました。麻里府小学校は花壇の世話や清掃、それからアルミニウムの空き缶ですが、リサイクル活動に取り組んで、全校生徒、今21名の小学校であります。環境美化で全国1位になりました。これは山口県で初めてという快挙であります。子供たちとともに、こういう子供たちが全国1位になれるわけですから、私たちとともに環境美化に本格的に取り組んでいったら、素晴らしい田布施町ができると思っておりますので、よろしくをお願いします。

時間の関係で次に移りますけど。3問目、これは政策調整委員会の政策課題や、活動状況でございますが、まず、政策調整委員会の件を先にいかせてもらいます。

平成24年7月に政策調整委員会を立ち上げ、既に1年半以上経過しているわけでありましたが、政策課題について先ほどの話のように5項目ありましたけど、一生懸命取り組んでおられるわけです。執行部との全員協議会というものは、最低でも年に4回はあるわけで、それ以上やっておりますんで、年に1回程度は、こういうプロジェクトチームの全般にわたっての活動状況の報告、これは一般質問でなくて、執行部のほうから定期的に報告していただくと。そして議会のほうも、この情報を共有化して、お互いに協力して推進していくことが、町の発展にもつながってくると思っておりますが、その点についてお答え願います。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 調整委員会で取り上げている項目がありまして、職員も今、一生懸命やってくれております。それぞれの所管をばらばらにした状況において、その委員会において調整会議を開きながら、努めていると。プロジェクトごとにいろんな形をとってきて。普通の業務をしながら、そういった検討しながら、職員が進めてくれていると。私も努力してくれているというように思っておりますが、まだまだ足りない部分があると思いますし。今、議員さん言われましたように、報告が、どの時点で一番したらいいのか、まだ煮詰まらんうちから、こういうことをやっています。こういうことをやっていますちゅうのは数あるんですが、ある程度、見通しの立った状況において、議員の皆さんのお力とご指導をいただきたいというのがありまして、報告が遅れている部分は本当申しわけないと思っておりますが、年に先ほど言われましたように4回は議会ありますし、あるいはそれ以外にも協議会、あるいは全員協議会、時を見て、折を見て、できるだけ議員の皆さんには調整委員会の報告はしてまいりたいと、かように思っております。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） やはりこういう報告は、10項目、プロジェクト、全部をそのとき

にしないといけないということではなくて、できない部分もあると思いますから。やはり今回3月の予算議会でもありますけど、予算もこうして年に1回、そして決算も行う。1-Year ルールでやっているわけで。だから最低1回は現況報告ということはする必要があるというふうに思いますので、これは実行していただきたい。

それから、6次産業は生産、加工、販売の一連の事業を指しております。先ほど町長、具体的に出されませんでしたけど、私は、田布施町では代表的なものとして交流館が一定の役割を担っているかなというふうに思っております。

しかし、この交流館について一言申し上げますと、近年、地元農業者から柳井市、平生町、光市など、町外からの出荷が主流になりつつあるというふうにちょっと聞いております。交流館は田布施町の町民の税金で建物やなんかも設備し、設立したわけでごさいます、指定管理組織であります。

そういうことからしますと、地元業者による生産、加工、販売が6次産業の本来の趣旨であります。地元生産者の育成を図ることは大切で、町外の業者が主流にならないように、執行部として町内生産者の育成に心がけるよう、これ指導するのも大切なことじゃないかとそういうふうに思っております。町長のお考え。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） お話には出しませんでしたけど、経済産業省のほうの交流館の指定、300店の小規模というやつで選ばれております。

また、6次産業にかかわる関係で申し上げればよかったのですが、これはまだ、私のほうに最終報告は上がっておりませんが、田布施漁協に麻里府の新鮮田布施というのが、先般、農林大臣表彰の全国1位になっておりますが、表彰されました。これも6次産業かかわるんですが、6次産業ちゅうて報告しても、私自身悩んだんですが実際には加工、販売等をやっておられますから、全く漁業者としての6次産業に向けての、新しいスタートだというふうに認識しております。今日、御質問いただく前にそういう状況がわかりませんでしたけど、その後になってそういうのが出てきておるといことで。町はそれに協力しちよるかちゅうたら、確かに交流館を利用した形を含めば、町の協力になって推進のぐあいになってはおるんですが、もっともっと6次産業については、今後、農業問題を含めて、進めていかなきゃいけないとこのように思います。

それと、交流館のほうの状況でありますけど、今300数名の組合員、出店者が組合をつくっておられます。それが実際には、その代表理事として運営する。理事会開いてスタートされておるんですけども。町外だから出店を拒否するとかいうのがあるんかどうか、私自身が中身がよくわからないんですが、多分、組合が町内のほとんどの方が町内出店者の方なんで、その辺との話し合いの折り合いをされながら、本町にないものとして入れられているのか、あるいは本町にダブってしまえば、同じその生産者が出してしまうんですから、必ずトラブルになってしまうと思います。本町で賄いきれんから、本町外の方にもそういったところに協力をお願いしているのかもしれない。

その辺は私からも理事長のほうにはそういった意味を含めて、やはり町内での施設でありますし、町がつくり上げた施設でありますし、もうあれだけのすばらしい全国に有数有名になってきた施設が、そういう中でのトラブルが決してあってはならないという話はしてまいりたいと思っております。大事なことだと思います。

これも全国直売甲子園で優秀賞なんかをいただいております。

先ほど申しました経産省の小規模300店舗の中にも入ると3万店舗ぐらいあるそうですから、すばらしい。その中の300の中に入ってきたすばらしいことだと。山口県でも4つぐらいしかございません。そういう意味では、田布施町の田布施交流館という名前を使って出していただくこと、田布施は頑張っているんだという中身は別にして田布施交流館自体でPRしていただけること自体が助かっている。ただ、その中がトラブルを起こさないようにしっかりと経営には指導というよりか注意をしてみたいなというふうに思っております。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） これは、答弁要りませんが、麻里府地区のことでございますが。

J A、Aコープの撤退以降、麻里府地区は店舗が空白地となっております。このような地域へ交流館のような小型、こうした店舗、今漁業のほうの関係はありますけど、国道188号線、この188号線に田布施町内で生産、加工したものを販売できるような店舗があってもいいんじゃないかというふうに考えております。もし、小型の店舗でもそういうふうなアイデアがございましたら、ひとつ御検討願いたいということでございます。

次の質問であります。4問目、最後の質問でございますが、浄化槽の推進の件でございます。これにつきまして、前にも申し上げました合併浄化槽は下水道工事、これの、工事の費用というものは3分の以下、以上になるというふうに、私、専門家じゃありませんけど、そういうふうに情報を入れております。

山口県の合併浄化槽、この普及率というものは、これは低いんですね。1位は岩国で29.6%、2位が柳井で28.7%、田布施町は23.5%ですが、山口県では5位にランクされております。だから山口県では結構やっとなるということでしょうが、これが九州、宮崎県、ここは執行部のほうでも行かれて勉強される必要があるんじゃないかっていうふうに思うんですが。宮崎県の合併浄化槽、この普及率をちょっと申し上げますと、人口が約1万9,000人。門川町これは4位なんですけど59.3%。そして人口が1万8,000人の新富町、5位59%。人口2万1,000人のえびの市、7位でこれでも53%。人口4,300人ですから、上関町より大きいです。五ヶ瀬町というのがあります。これが先ほど言いました上の3位です。これが72.8%。山口県の上位を宮崎県では下位にランクされる。

私の手元に宮崎県の綾町というのがあります。これの合併浄化槽の資料を手元に持っておりますが、これは町設、町の設置型合併浄化槽事業であります。

この綾町というのは、人口が7,600人。これがどういう格好になつとるかといいますと、綾町では浄化槽が今まで以上に設置しやすくなるよう、町設置型合併浄化槽事業を実施しておると、もうこれしっかり宣伝しながら推進しております。この事業は、事業の一部を負担していただくだけで、町が浄化槽及び放流管を設置し、町で浄化槽の維持管理をしていく事業です。町で浄化槽の維持管理をしていく事業ということで、本人で負担していただく分、3つありますが、トイレの水洗便器を購入してください。トイレの改造費、水道工事費をみてくださいと。台所、風呂、トイレから浄化槽までの配管工事の費用をみてくださいということです。

そして、設置に伴う負担金及び月々の使用料でございますが、負担金は1回払いでお願いしますよと、5人槽で8万6,000円負担してください。7人槽で10万4,000円負担してください。だから負担金1回払い。

そして、ランニングコストどのようになるかといいますと、5人槽で月々の使用料、5人槽で2,800円ですよ。7人槽で3,300円ですよ。さらにつけ加えますと、70歳以上のみの世帯は負担金は免除いたします。

田布施町の合併浄化槽7人槽でどのくらいになると思います。月々の使用料は6,000円になります。だから普及率が低いからこうなるのか、だけどこれ7人槽であった場合は、宮崎綾町は3,300円。そして6,000円。工事するっていいましても、こういうふうな形で個人負担が非常に少ないんです。これは普及しますよ。これはやはり九州まで宮崎まで行ってでも、九州県全体がこれ山口県の値じゃないんです。普及率が。

やはりいいところは行って、しっかり勉強してやるべきことはやれることはやっていけば、田布施町もまだまだよくなる。

こういう合併浄化槽の推進について、検討されてはいかがですか。

最後の御答弁をお願いします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） はい。合併浄化槽につきましては、あくまでも研究課題として、今御答弁申し上げたんですが、対応の仕方にいろいろありまして、九州の部分もしっかり勉強しますが、本町の場合はまず、都市下水のほうもやっていきたい。要は、都市下水というよりか今のやっているほうが先に進んでいる、あるいは、浄化槽関係と並行してやっている状況であります。個々の合併についてはもっと勉強していかなきゃいけない部分が、今御指摘のとおりあるかもしれません。

中身は別にして、もう少し御答弁したように、負担率がそれほど低くてやれるのであれば、それはそういうふうに行われていくんだろうと思うんですが、普通浄化槽は結構田布施町内にもあるんですが、それを合併に切りかえられるんだったら、負担費用が多くかかるからやれんよとかいうのを聞いております。

それと同時に、今言う町の下水がくるからもう少し待ちよきたいとか、いろんな状況等がありますので、その辺も踏まえてしっかり勉強してまいりたいと思っております。

特別会計の方で大変厳しい皆さんに財政負担をかけている部分がありますので、その解消がどういう状況で合併浄化槽との絡みがどのようにいくのかということも考えていかなきゃいけないというふうに思います。

また、議員さんより御指摘いただいたように九州地区がどの程度の合併浄化槽でやられてるのか、あるいは、そういうところが公共下水としてのあれがあるかないかしっかりと研究させてください。ありがとうございました。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） 提案も交えて質問させていただきましたけども、検討に終わらないように、いいものは、結果を出せるように行動に移していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、石田修一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（藤山 巖議員） ここで暫時休憩します。

午前 9時58分休憩

.....

午前10時05分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清神清議員。

○議員（1番 清神 清議員） それでは、質問いたします。さきに通告いたしました3件について質問をいたします。質問方式は、最初は一括質問、一括答弁、2回目より一問一答方式でお願いいたします。

最初の質問は、選挙の投票日の時間短縮について質問をいたします。答弁者は杉山選挙管理委員長、よろしく願いいたします。

その前に、ちょうど1年前になりますが、3月議会で杉山選挙管理委員長に質問いたしました選挙のポスターを張る掲示板の場所変更と、設置場所の地図が古過ぎ、新しい道路ができているにもかかわらず見直しがされていないとの質問に早急に対策をしていただきまして、おかげさまで、交通量の多い岸田交差点の掲示板は、三宅のバイパス沿いに変更していただきました。また、見にくかった地図のサイズも大きくしていただきまして、とても見やすくなりました。この場をお借りいたしましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、1問目の質問ですが、選挙の投票日の時間短縮について質問いたしますが、山口県知事選挙、そして上関町議会選挙が終わったところでございますが、期日前投票が設置をされまして、投票日当日が都合の悪い人も気軽に投票ができるようになっております。多くの人が事前に投票ができるよう

になっております。しかし、投票率を少しでも上げるためと時間延長をされたものの、若者の政治への関心が希薄になり、年々投票率が下がる一方であります。

ちなみに、過去15年間の田布施町議会議員の投票率を調査してまいりましたところ、今、選管の委員長にもお渡ししておりますが、平成11年には81%あったものが、4年後の平成15年には75%、そして議会解散で2年後の平成17年には71.2%、さらに4年後の平成21年には65.43%、そして昨年2月の町議会選挙では65.01%と、選挙をやるごとに投票率は下がっております。御確認できたでしょうか。このままいくと、町議会選挙も50%を割るのは時間の問題だと思っております。

町長選挙もしかりでございます。平成10年には78.03%だったのが、平成22年には63.51%、12年のうちに、何と15%も投票率が下がっております。

さらに、県知事選挙は極端に投票率が下がっております。山本知事が誕生した平成24年の7月の投票率が61.63%、そして、今年の2月の23日に行われた県知事選挙では47.76%、とうとう県知事選挙も50%を切ってしまいました。半数以上の方が選挙に行っていない状況でございます。

今年の10月には町長選挙を控えております。幾ら投票時間が長くても投票率は上がらないことは明らかでございます。この際、投票時間の短縮の見直しをすべきと考えております。

現在、投票日は朝7時から夜8時までとなっております。時間延長しても効果は全く見られません。隣の上関町では、そのことにいち早く気がつきまして、約5年前ぐらいから、既に投票時間を短縮しております。夕方6時で締め切っております。上関の議員に尋ねてみますと、時間を短縮しても投票率には全く影響はないとのこと。2時間早く投票を締め切れれば、その分、早く集計ができ、職員の負担も軽減できるし、経費も節約できると思います。田布施町として投票率を上げる対策はなされておるのでしょうか。見直して、20時を18時までに戻して、選挙に関心を持たせる対策を立て直す必要があると思っておりますがいかがでしょうか。

続きまして、次の質問をいたします。2問目の質問です。次に、ジビエセンターの建設について質問をいたします。答弁者、長信町長、よろしく願いいたします。

私は過去3回にわたり、有害鳥獣に関する一般質問をいたしてまいりました。田布施町でも山間部ではイノシシの被害が多発し、耕作放棄地も年々増加の一途をたどっています。

仲間と一緒に9年前から狩猟免許を取得いたしまして、イノシシの捕獲に携わってまいりました。平成25年度の捕獲、昨年11月1日からなんですが、現在までに、私個人で、もう51頭のイノシシを捕獲しております。さらに、この狩猟免許を取って9年間のトータルなんですが450頭を超えました。もし、このまま放置していたら、田布施町は人口とイノシシが同じぐらいになるんじゃないかというぐらいにイノシシが増え続けているのではなかろうかと思っております。仮に、450頭を田布施の中学校のグラウンドに放置したら、もう、皆さんびっくりするのではなかろうかというふうに思っております。

今、捕獲しても、捕獲しても、焼け石に水の状態でございます。そして捕獲した肉も、保健所が認定した解体設備がなくて、今は民家の少ない場所に自分たちでつくった小さな解体場で処理しております。ここでは保健所の許可は取得できず、大衆に販売することすらできない状態でございます。

テレビや新聞報道で見られたと思っておりますけれども、昨年4月から下関の豊田町にジビエセンターができ、供用開始となりました。半年後の新聞記事では、「ジビエ事業順調、下関のセンターを半年」と掲載されておりました。イノシシや鹿の肉を加工し地域おこしに役立てているし、販路をさらに開拓していくとのことでした。さらに、ジビエセンター研究会を発足させ、カレーや肉まんなどの加工品にもしたいとのことでした。

今年の1月28日付で、山口県猟友会長宛に山口県農林水産政策課長より、野生鳥獣の食肉利用にかかわる意識調査が行われました。締め切りは2月28日ですから、10日くらい前でございます。内容は、野生鳥獣の食肉利用については、捕獲した鳥獣の販売による新たな収入源の確保による捕獲

の促進や、地域資源としての活用による地域活性化を目的に全国各地で取り組みが進められており、本県でも平成25年4月の下関豊田町のみのりの丘農業公園内に野生鳥獣の食肉処理施設が開設されたところがございます。つきましては、野生鳥獣の食肉利用に関し、各地区猟友会の皆様方の御意見を伺い、今後の取り組みに役立てるためにアンケート調査を実施したいということで協力をお願いしたいとものがございます。私も、そのアンケートに協力した1人でございます。

中身は、野生鳥獣の食肉利用について、2つ目が食肉処理施設について、3つ目が国、県、市、町の取り組みや支援制度について、そして4つ目が鳥獣被害防止対策についての24項目についてありました。

中でも、今年度、県が野生鳥獣の食肉利用に関し、全県的な流通の仕組みづくりに向け、先進地の視察や関係団体等の意向調査などに取り組んでいるとありました。この時期に大いに国や県の支援制度を活用すべきと思います。今がチャンスだというふうに思っております。「いつやるの」という言葉が流行しましたが、「今やるのでしょうか」というふうに私は申し上げたいというふうに思います。

昨年3月議会での一般質問での町長の答弁は、単独での運営は困難であるが、岩国市から周南市までの5市5町での協議会で、広域整備の可能性についての情報収集に努めてまいりたいとの答えでございました。情報収集はどれだけ進んでいますか。また、建設に向けて前向きに考えておられるかをお尋ねいたします。農家の方は鳥獣被害に、本当に耕作意欲をなくしております。

続きまして、最後の3つ目の質問でございますが、田布施川河川敷にカラー舗装を実施したらとの質問でございます。答弁者、長信町長、お願いいたします。

私は、田布施の環境美化対策推進委員の1人でございます。また、田布施さくら保存会の会員の1人でもございます。田布施の町を、ボランティアの協力で少しでも美しいまちづくりと、微力ではありますが仲間と一緒に汗を流している1人でございます。現在、地域ごとに花壇の手入れや、海岸、道路のごみ拾い、自転車道の草刈り奉仕など、たくさんのボランティアの協力で田布施の町もすっかりときれいになりつつあります。最近では、田布施の町を丸ごと公園化しようと桜の苗木を無償で配付しているグループもあり、テレビでも紹介されておりました。

そんな中、田布施さくら保存会の会合の中で出た意見ですが、田布施川の河川敷をカラー舗装して遊歩道をつくれれば、雑草の生えるのは少なくなり、真夏の草刈りの重労働も軽減され、朝晩のジョギング人数も増え、さらには観光客も増えるのではないかと考えております。そして春には、遠方より、毎年4月に行われます、さくらマラソンに来られる方も、遊歩道ができれば、桜並木をたくさんの方が散策できるようになるのではないのでしょうか。

現在は毎月1回、年6回も草刈りの手入れをしております。植栽した若い桜並木の草刈りや剪定、肥料の散布、消毒等を会員の手で実施しております。会員の高齢化が進み、真夏の川土手の草刈りはとても重労働でございます。自宅のハンマーモアを持ち出しては、少しでも作業効率を上げなければ作業はできません。

しかし、さくら橋の右岸の下流は大型機械を入れようとしても、川土手に入るスロープがありません。非常に下におりに苦勞しております。左岸側、サリジエ側には3カ所もスロープが設置がしてあります。右岸の地域交流館側には1カ所設置してあるため機械が入れられ、特に作業性には問題はありません。これからは、さらに会員の高齢化が進みます。早急にさくら橋の下流、右岸側に軽トラックが進入できるくらいのスロープの設置と、平坦な場所にはカラー舗装の設置をお願いしたいというふうに思います。会員は口をそろえて、カラー舗装が実現できたらいいね、ぜひ、次の3月議会でご一般質問してくださいと言われました。思えば、私もわくわくするような、いい提案だと思っております。長信町長、10月の町長選挙に出られるなら、公約にこのことを入れてください。たくさんの方から応援が得られると思います。

さて、このたびの県知事選挙で若い知事が誕生いたしました。この機会に早急に県に交渉して、田布施川周辺をもっともっと美しいものにし、多くの方々が集まり憩いの場所にしようではありません

か、町長のお考えをお尋ねいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） 杉山選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（杉山 精展君） お答えいたします。

投票時間を短縮すべきとの御提言ですが、御承知のように投票時間については、公職選挙法第40条第1項において、「投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。」と規定されております。

また、御質問のあった投票時間の繰り上げにつきましては、同項ただし書きの規定により、「選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り」できることとされております。本町でも、離島で投票箱を渡船で運ぶ必要がある馬島投票区は16時まで、開票所まで距離があり、投票箱を運ぶのに時間がかかる小行司投票区は19時までと閉鎖時刻を繰り上げております。

清神議員からは、町長選挙では全投票所で18時に繰り上げてはとの御提言であります。馬島投票区、小行司投票区の例のように離島や地理的に遠方であるなどが、投票時間を繰り上げる際に法が言う特別な事情に該当すると一般的に言われており、全投票所での繰り上げには慎重な対応が求められます。期日前投票の定着など、全国でも投票時間を繰り上げるケースが増えていますが、国、山口県は、安易に投票時間を繰り上げるべきものではないとの立場であります。

また、先の山口県知事選挙の投票状況では18時から20時までの2時間に投票された方が401人、率で言いますと9.1%となっており、こうした方にも配慮する必要もあるかと思えます。

次に、投票率を上げる対策についてですが、選挙管理委員会としては選挙ごとに投票日を告知するとともに、期日前投票や不在者投票の制度の活用についても町広報誌に掲載し、また、投票日の前日には、新聞折り込みを行い、投票への啓発活動を行っています。

今後とも、有権者の政治意識の向上や投票の呼びかけなどの啓発活動に継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） では、引き続いて、2点目のジビエセンター建設についてのお尋ねですが、捕獲したイノシシや鹿を資源として活用できれば、鳥獣被害対策のコスト軽減に役立つだけでなく、対策にかかわる人々の意欲を向上させ地域の活性化につながることを期待されることから、各地でジビエセンター建設等の取り組みが行われています。

昨年4月に総事業費5,600万円でオープンした下関の豊田町のみのりの丘ジビエセンターもそうした取り組みの一つであります。この施設では指定管理者制度を活用し、イノシシ310頭、鹿290頭の、合計、年間600頭を処理加工する計画と聞いています。

本町の場合は、昨年3月議会の一般質問でもお答えしておりますが、野生鳥獣を屠殺、解体し、肉を販売するには、食品衛生法に基づき食肉処理業者や食肉販売業の許可を得る必要があること、及び獣肉の販売等においては供給量や品質の安定化、価格等の問題を十分考慮し、販路の確保や商品のコンセプトづくりに取り組まないと事業の継続が困難になるおそれもあり得ること、つまり、捕獲という川上から、販売、消費という川下までの流れがスムーズに行く必要があるということでもあります。このため、捕獲頭数が極めて少ない本町が単独で整備し運営することは、さまざまな面で困難性を伴うと今でも考えております。

一方、広域的な取り組みができないかと岩国市から周南市までの5市5町で構成する山口県東部鳥獣被害広域対策協議会で協議検討しておりますが、いまだに結論に至っておりません。

県内では下関がスタートされましたが、他市町も食品衛生法のクリア、販売ルートの確保、施設のランニングコスト等が悩みの種と聞いております。来年度以降も、引き続き広域対策協議会で協議に加わって検討をしていきたいと思っております。

3点目は、田布施川河川敷にカラー舗装をとの御提案でございます。

議員の御提案につきましては、私も同じ思いでありまして、田布施川の河川改修協議の中で、既に

県に対し要望いたしました。中央橋から関戸橋までの河川敷に遊歩道を要望したところ、現在は事業メニューがないため、今後検討してまいりたいとの回答でありました。

遊歩道ができれば、町にとって美観だけでなく、住民の健康増進などの効果も考えられ大きな事業効果が期待できるため、今後も積極的に県に対して事業要望をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 清神清議員。

○議員（1番 清神 清議員） 先ほどの杉山委員長の答弁に対しまして、再質問いたします。

答弁での内容から聞きますと、特別の理由のない限りは、一応、難しいというような状況の答弁になると思います。

実は、私も公職選挙法を調べてまいりました。確かに40条には、午前7時に開き、午後8時に閉じるということが書いてありまして、「ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別な事情がある場合に限り」ということも確かに書いてあります。開所時間を2時間以内の範囲内において繰り上げ、もしくは繰り下げ、または投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができるということも書いてありました。

さらには、市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書きの場合において、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員または長以外の選挙に当たっては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならないということもここに書いてあります。実際に、先ほど小行司だとか馬島なんかは投票を繰り上げているということを言われましたけれども、上関町は島ではありません。特別な理由があって、既にやっているんです。田布施も特別な理由をつくれれば、長くしても投票率は変わらないというのは特別な理由になるかと思えます。その辺を十分検討していただいて、その特別な理由というのは、何が特別な理由か。私は選挙の、先ほど私が申し上げましたように15年前は81%あったんです。それが、もう選挙をやるごとに下がっておるんですよ。これは特別な理由にならないんでしょうかね。その辺はいかがでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） おっしゃいますように、投票率もずっと下がってきております。上関町の場合も、私聞いてみたんですが、やはり2年間ぐらいかけて、最初は自治会のほうから要望が出て、それを議会とかの場で論議をされて、アンケートをされたそうです。そのときに7割くらいの方が、よかろうという回答であったように聞いております。それを受けて選管のほうも、やはりと申しませうか、周知なりをして時間がかかりますので、2年間ぐらいかけて今の状態にされたということは聞いております。

特別な事情でございますが、全国で申し上げますと35%以上、もう繰り上げてるところが実際ございます。それは離島も県もございまして、例えば下関市のように合併をされて、豊北町のほうから下関の市役所まで1時間以上、輸送にかかるということが合併が、一つの契機になって、大きな岩国のような町でも、やはり錦町とかのほうから岩国の開票所まで持ってくるというのはやはり困難な状況もございまして、かなり繰り上げが、合併もあって進んでいるのは事実でございます。

それと都市部でも、今、清神さんがおっしゃられましたように、もう十分ではないかと。期日前投票の定着も随分ございまして、それで論議がされているところもございまして。うちも県に相談をしてみたんですが、山口県トップには、やはり通常の、特別の事情、ですから、離島とか遠方とか、そういう事情がない限り、通常の8時まで投票をしてほしいという、指導ではございませんが、回答でございました。

選管のほうとしても、やはり柳井市とか光市とか生活圈を同じくするところが全投票所を繰り上げるのであれば、その辺とも話を、ある地域だけがということは、ちょっとなじまないんじゃない

かという気がいたしますので。なかなか、この町長選挙があるというのは、事実上——町の選挙でしたら町で決めて、町でもう終わりなんです、国政とか県の選挙ですと、県の選挙管理委員会との協議が必要になってまいりますので、御提言の趣旨は十分よくわかりますので、また、県の選挙管理委員会の会議等ございますので、そういった状況があるんだというのは、県の選挙管理委員会のほうでも伝達して協議をしてもらって、今後の期日前投票の定着を踏まえて、そういう繰り上げが可能かどうかというのは協議させてみたいと思います。

開票は、上関は6時で終わりますが、開票は8時からされておりますので、よその開票を繰り上げるちゅうとこまではいきませんので、全体がちょっと早く終わるということであれば、また違うと思うんですが、現時点では、上関町さんも6時に繰り上げられますが、8時からの開票ということになっております。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 清神議員。

○議員（1番 清神 清議員） 物事を始めるというのは、確かに生む苦しみというのはあるかと思っています。でも、やってしまって、もとに戻すというのは、ほとんどないと思います。

私も、この質問をする前に、かなりの住民の方に、実はこういう質問をしたいんだと、投票を8時までを6時までにしたんだと。もう、一人も、それは反対だというのはいらっしやらなかったです。多分、今日傍聴に来られてる方も、いいことを言うのというふうに私は聞こえてくる声があります。もし、こういうことが可能であれば、後ろの傍聴席から拍手がいただけたら、本当に私、勢いで湧くぐらいの、そんな気持ちでおるわけです。そのぐらいに住民の方は、もう無駄じゃと。で、要は、投票に行く人の気持ちです。行くか行かんかの気持ちさえあれば、6時やったら、6時に出て行くんですよ。今の若者はその関心がないから、6時やろうが10時までやっても投票率は上がらないと思いますよ。ですから、これは、もう少し前向きに考えていただくか、もしくは期日前投票、これを、かなりだんだん多くなっていると思います。

先ほど、投票の6時から8時までが四百何名の方がいらっしやるし、それも十何パーセントだというふうに言われてましたけれども。人間というのは、期日前と言いますかね、ぎりぎりになって行動をするという、そういう性格があるんですよ。皆様方も体験されたことと思いますが、いついつまでに原稿を出してくださいといったら、一週間前に出す者はおらんと、ぎりぎりになって出されるんですよ。そのように人間というのは、決めてしまえば、そのようにできるかと思っていますから。もう一度、アンケートをとるなり、そういう形のを町長選挙が無理であれば、次の町会議員の選挙からでも、ぜひ私はやっていただきたいと思いますけども、もう一度、質問いたします。

○議長（藤山 巖議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） 先ほども申し上げましたが、どうしても広域的な取り組みが必要じゃと選管のほうでは少し考えておりますので、まず県の、市と町の選挙管理委員会の集まりがございますので、そういった投票時間の短縮について、1回協議をさせていただいて、その辺の意向もちょっと報告する中で、今後の対応を決めさせてもらったらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） 清神議員。

○議員（1番 清神 清議員） それと、期日前投票の投票率を上げるというのも一つの方法だと思います。

今、私も期日前投票をできるだけやっているんですけども、その理由欄に、当日不在の理由欄ですね、出張だとか、仕事だとか、いろいろあります。でも、その理由欄に「その他」という形で、もう投票所に行きたくないから、人に会いたくないから、早めに行くというような人は丸するところがないんですよ。でも、そういう人がほとんどだろうと思いますね。ですから、その辺の見直しも必要だと思うし。

今現在、投票日には、街宣車で、投票は済まされましたか、早く投票を済ませましょうという街宣、

流していますね。ところが、期日前投票には、そういうスピーカー、マイクでの街宣活動されていないと思うんです。知らない方がいらっしゃるんです。だから、もう少し、この期日前投票のやり方を考えてはかがかと思うんですが、いかがでしょうか。PR活動ですね。

○議長（藤山 巖議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） 選管としては、かなりもう定着をして、入場券にもそういった明記はいたしておりますので、御存じだと思われま。特によくニュースでもされますが、田布施町は非常に期日前の投票率が高くて、最初からたくさんの方に来ていただいております。来られる方は、ほとんどもう期日前で、投票される方は、毎回同じ方が来られるような気がいたしますので、期日前の投票率については、そんなに影響はないというふうに考えております。

今後、議員さんがおっしゃいますように、期日前投票という、せっかくのいい制度がございますから、それを利用していただいとということも、今、広報誌とかでしかやっておりませんが、違う方法を少し考えて、期日前投票の投票率をもう少し上げて、投票率が上がればということに取り組んでいきたいと思ひます。

○議長（藤山 巖議員） 清神議員。

○議員（1番 清神 清議員） もう一つ、投票率の下がったり上がったりという理由があると思うんです。

今、杉山委員長のほうには、私のつくった田布施町の投票率の推移というのを、自分なりにまとめたものがございます。その中で、平成10年から現在まで、1回ほど、投票率が前回より上がったのがあるんです。それは、実は平成18年の町長選挙がありました。そのときが61.52%です。長信町長、それから、長信さん、国永さん、惣田さん、岡崎さんが出られたとき、61.52%です。その4年後の平成22年が63.51%、2ポイント上がるとるんです。これ、なぜだと思ひます。何か特別なあれをやられたんですか。答えられる方が、どなたでも結構ですから。

○議長（藤山 巖議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） 選挙は、その立候補された方と選挙戦の状況というものも大きく影響いたしますので。大体、町の選挙ですと60%台、県とか県知事になりますと、国政とか、低いという状況はございます。町議、町長については関心がございますので。国政よりは高い状況がございます。選挙戦ごとの投票率の移動というのは、詳しく選管のほうでつかんでおりませんが、投票された方の関心が高い選挙であれば、当然高くなるということではなかろうかと思ひます。

○議長（藤山 巖議員） 清神議員。

○議員（1番 清神 清議員） これは、私なりに推測なんです。実は平成22年の選挙のときは、現長信町長それから松村文彦、そして木村さん、この3名が立候補されたんです。で、その中で、松村文彦さんは31歳です。若い方が立候補されたんです。ということは、今まで投票に行かなかった若い方が声をかけて、メールだとかインターネットだとかラインだとかそういうような、今は選挙でもかなり規制がありますけれども、そういう形での呼びかけをしたから2ポイント上がったと思うんです。ということは、若い方が今、選挙に行っていないんです。私も、若い30代の方に「おい、選挙へ行けよ」と言ったら、「あ、あの投票用紙は、はあ捨てた」という方もいらっしゃるんです。行っても、しょうがないじゃないかということと言われると思ひますので。ぜひ、この若い方、これを中心に投票するようなことを考えないと、ますます投票率は下がるんだと思ひます。

この10月に投票がありますけれども、私は、もう言っておきます。60%を切って55%になるかと思ひますが、そのぐらいに、どんどんやるたびに投票率は下がってくるんです。そのうち、町会議員の選挙も50%を切りますよ。やはり、ここで、もう50%切るのを上げるのは難しいですから、今の時点で、とにかく投票に行きましょうという、特に若者に対してのPRを、何らかの方法で考えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） おっしゃいますように、この選挙でも、県で申しますと30ちょっとぐらいしか、30%を切るんじゃないかという、県でもそういう状況でございます。田布施町の場合は、どうしても郡部は高く、市が低いという状況もございます。もう、県全体の投票率が3割を維持するのがやっとという状況でございますので、おっしゃいますように選挙権を有効に使っていただくという方法を、今、ネット等での活動とか選挙公報とかいろんな取り組みがされておりますので、そういったもので、なかなか本町だけでということは難しいこともございますので、県全体でお答えできるように、選管の集まりもございますので提言をさせていただいて、取り組みのほうを、また検討させてもらったらと思います。

○議長（藤山 巖議員） 清神議員。

○議員（1番 清神 清議員） 先ほど申しました期日前投票のPRをしていただきたいというお願いなんですが、これは、今後どうされますかね。そのまま、やらないか、今後、検討されてやるかという、その辺を御回答いただけませんか。

○議長（藤山 巖議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） 国政選挙ですと、かなりテレビでも、もういってぐらいやりますし、県の場合も、やはり県知事の場合も、かなり公告なりテレビ放送の枠で周知します。

しかし、町の場合は、そういった広告というものをしませんので、この町長選挙の場合は、町でのそういったPRだけになってしまいますので、できるだけ早目に広報のほうにお出しするなり、集会所とかに、のぼりを立てるなり、候補者を走らせるなり、変わった取り組みは少し検討はしてみたいと思います。

○議長（藤山 巖議員） 清神議員。

○議員（1番 清神 清議員） ひとつ、ぜひ、これ以上、投票率が下がらないような、事前の対策というものを、PRも兼ねてやっていただきたいと思います。

それから、これはちょっと話が飛躍するんですけども、実は義務投票制というのが、日本ではないんですがあります。参考までに聞いていただきたいんですが。

これはオーストラリア等々で行われておまして、正当な理由なく投票しなかった有権者に対する罰金制度というのがあるんです。実は、20ドル、2,000円ぐらいの罰金制度だそうです。選挙管理局からの、各選挙後に、不投票者に対する調査を、罰金支払い要求を、体系的に実施をしておいた。投票者が罰金の支払い要求に応じず起訴されて、裁判になって有罪となると、今度は5,000円以下の罰金がまた科せられるということで、いろいろと検討されておりますけれども。これをやっているオーストラリアなんか、1924年に義務投票制が採用されたそうです。そうしますと、何と投票率が95%に上がったというようなことも、インターネットを調べたら出ておりましたので、これをやれとは言いません。でも、やろうとすれば、95%ぐらい投票できるということなんですよ、これを裏づければ。今の交通違反と一緒にですね、あれ、罰金制度がなかったら、もう、多分スピード違反だらけで大変な事故になると思います。この罰金制度をやれとは言いませんが、こういう制度もあるというのも頭の中へ入れて、ひとつ選挙の投票率のアップに努めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） 今の要望でしょ。

○議員（1番 清神 清議員） 要望です。

○議長（藤山 巖議員） 続いて。

○議員（1番 清神 清議員） 続きまして、2問目の質問をさせていただきます。ジビエセンターの建設についてということでございまして、先ほど、町長のほうからも、この近辺では非常に難しいし、また、資金面でも非常に難しいんだということがございました。

先ほど、協議会を5市5町でやっているけれども、余り進展がないんだということを言われましたけど、これは、どのぐらいのペース、何回ぐらい協議会をされたんでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） これだけの協議会ということでは、やっておりません。いろんな協議会の中でこの件を取り上げておる。三、四回やっておるそうです。私が直接、その協議会に出ておりませんので内容がわかりませんが、なかなか、それぞれの抱えている自治体の問題とかもあるんで、協議をするまでにいってないという話は聞いております。

○議長（藤山 巖議員） 清神議員。

○議員（1番 清神 清議員） できれば、協議会も、ジビエセンター建設についての、どういいますか、その名前だけでの協議会を開いていただいて、この近隣市町に声かけをしていただいたら、と多少助かるのではなかろうかなというふうに思います。

特に、イノシシとりまして1時間以上ありますと、もう血が回って肉が臭くなって品質が非常に落ちますので、30分以内に行けるぐらいのところでないともだめだというふうに私も思いますので。もし、それができれば、ジビエセンター建設についてという、そういう項目だけについての協議会を開催していただきたいという要望が一つと。

それから、参考までに、実は大島町なんです、周防大島町。これは年間900頭ぐらいのイノシシの捕獲があったそうです。椎木町長が下関の豊田町に7月に、実は山本知事が元気なときに一緒に視察に行きました。そうしましたら、椎木町長も同じようなことを言っておられました。早くジビエセンターを建設したいんですが、やはり資金面、それから存続に対してのいろいろなしばりがありますので、なかなか周防大島町だけでは単独じゃ難しいですねということを言われておりました。でも、そのジビエセンター建設については、非常に意欲的だったというふうに思っておりますので。私の思うのは、せめて隣の光市、それから柳井市、田布施、平生、上関町、せめてこの2市4町でジビエセンター建設に向けての協議会を設置していただきたいというふうに思いますが、この辺はいかがでしょう。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 御提言いただいたんで、その辺の話を進めていきたいと思いますが。

ただ、今言う清神さんらも入っておられる猟友会とか猟の組合間の、この辺の御協議もしっかりしてもらいたいということは、ジビエセンターを建設したが、そのいっそいかんじじゃないかとかいう状況になる不安も、実際には協議会では、以前、話が出たことがあるんです。イノシシ、1年中とるんか。夏とったイノシシは、それは保管しときゃ、冷凍しときゃええのいやちゅうような冗談で、本気が冗談かわからんような話がちょろっと出たりしております。

ですから、私どもがそういうことをしっかり活用していただけるためには、やっぱり、実際にイノシシを捕獲してくれてる皆さんの協力を得られること、そして、その辺がこれからもどんどん行くんだよということも、やっぱり、ある程度、そういう皆さんの協議もしていただきたいというニュアンスは時たま話が出ますので、御理解をいただきたいというふうに思います。方向性については、それぞれの2市3町の首長と話をしていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） 清神議員。

○議員（1番 清神 清議員） ぜひとも、近隣の、要はこの田布施から車で30分以内の市町に声をかけていただいて、建設に向けて、また、その猟友会のメンバーも交えて、これは大事なことだと思います、実施していただきたいと思っております。

それから、前回にも質問しましたが、柳井の馬皿にある屠畜場ですね、先日、私また行ってみました。ところが、手前の入り口50メートルのところに、「関係者以外立入禁止」という看板が立っております。私、関係者になるのかな、ならないのかなと思いつつも、いや、イノシシじゃから関係あると自分に自問自答しながら現地まで行ってみました。そうしますと、入り口には鍵がかけられ、もう、さびだらけ、全く使われたような状況がございませぬ。町からも、毎年、十数万円の助

成金といいますか、それを払っておるのに、本当にもったいないことだなというふうに思いました。もう、いっそのこと、いち早く解体して、もしここが、条例を変えてジビエセンターになれば、すぐ活用できるのになというふうに思っております、本当に残念で仕方ありません。このまま使う見込みもないままに、ずっと柳井市に、またお金を払うんですかね、その辺いかがでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 私も再三、あそこは気になるから、柳井の市長や関係の方と話すんですが、あの管理体制というのは、需要と供給の中で家畜をとるか、そんな関係であるので、その組合が非常に強行というか。そういうのも家畜関係がつくられておる屠畜場の、組合関係の方が決められると。その解体を申し出た山口市では裁判沙汰を起こしている。ほかのところもそういう裁判を。使ってないけ処理しようとしたら、その組合と裁判沙汰になるという経緯があると。柳井の市長にその辺、話したら、なかなか難しいと思う。柳井市さんは、もっとうちより多くの負担を出してる。うちと平生と上関、使わないんなら、早う処理しましょうよって話すんですが、そういういろんな経緯があって、今のところ、まだそれから話は進んでおりません。これも引き続いて、その組合と話ができるように対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（藤山 巖議員） 清神議員。

○議員（1番 清神 清議員） その件、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

これは、条例にしばられて、家畜に限られるというふうになってます。行って、イノシシはだめだと、野生じゃからだめだと。じゃあ、イノシシを1年ぐらいして飼って、家畜にしてやったらええんじゃないかという話をしましたら、いや、とにかくイノシシという名前のもはいけんと、イノ豚もだめじゃというふうなことも言われましたので、もういっそのこと、ここをやめてしまって、新たな名前変えて、条例を変えてやり直すとかいう方向に進むしかないかなあというふうな思いをいたしましたので、これが無理なら、新しいジビエセンターを本町に設置するといった形で、ぜひ今後とも進めていただきたいと思います。

3問目です。3問目の河川敷のカラー舗装をということで……。

○議長（藤山 巖議員） 清神議員、残時間10分です。10分まで。

○議員（1番 清神 清議員） はい、済みません。

ということでございますが、町長も同じような意見をお持ちだということでございまして、これ、実現に向けて私もわくわくしておりますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それから、さくら橋の右岸側の図書館側ですね、そこにスロープがないんです。ほかは皆あるんですけど。今からは、ハンマーモアだとか、トラクターにつけるフレールモアとかいろんながあるんですが、入ろうにも入れないんです、機械が。ぜひ、このスロープ、せめて軽トラが入れるぐらいのスロープを設置していただきたいんですが、これはいかがでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 河川管理の関係は、県がやっておるんですが、なかなか厳しいんで、私は直接その中身については詳しくないんですが、御承知のように、あそこの今の河川公園の中に、昔は石がいっぱいあってから、到底、人が歩けるようなところじゃないのを、石をのけて始末せえという話をして、2年か3年かかるんですよ、変えるだけで。それは、うちではやれない。県の管轄として管理しよるところは、それを認めるか認めんかによって変わる。

以前ちょっと話も出たかと思うんですけど、現在の桜、非常にすばらしい桜と言われてますが、違法だちゅうて昔は言われてた。当時の初代町長は、あの桜を全部のけちやるけ、山口県の河川の桜、全部のけえ、ほんなら、のけちやるという話をされて、突っぱねられたという話も聞いてます。

今回、あそこへ降りる道等には県に相談をかけます。管理上、委託されてある、うちの管理もありますから、県の管理だけじゃないから、そういった機械が降りるような道は県で対応してくれと、県で対応して管理をできるようにしてくれという要請をします。

町がやるから、ええんかちゅうたら、時々、そりゃ困ります、やりますちゅうのがあるんです。不思議なもので。県も自分たちが責任持って管理するからには、自分たちがやらなきゃいけないんじやが、下の町がやるちゅうたら、それは困ると、そんならやりますというような話が出たりしますので、その辺はうまく県と協議しながらやっていきたいと思っております。今度は新たに知事になられた若い知事がしっかりその辺を理解してやってくれるように、しっかりお願いしていこうと思っておりますし、今言う遊歩道も、町がやりますちゅうたら、そしたら勝手にやれと言われてたら困るんで、予算がありますから勝手にやれと言われてたら困るが、そのくらいの勢いで、これからも県にお願いしていこうという気持ちはあるという、そういう状況でありますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤山 巖議員） 清神議員。

○議員（1番 清神 清議員） ぜひ、これは田布施の中心街です。多分あそこをカラー塗装したらお、田布施ようになったのうというのは、町民以外の方からも声が聞こえてくるように思います。それにはまず、カラー舗装をやる前にスロープをつけていただくようお願いいたします。県がやらんにゃ町がやるぞというんであれば、町がやらんにゃ私でもやりますよというぐらゐの気持ちで、ぜひ早急にやっていただきたいという要望をもって、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、清神清議員の一般質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） ここで、暫時休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松田 規久夫議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 最初は一括質問一括答弁、2回目より一問一答で、いずれも町長へ答弁をお願いいたします。

昨年、田布施中学校で長岡さんの講演がありました。私もその講演を聞き、何かに挑戦し、頑張り続けるのが大事と気づきました。

健康増進計画の冊子作成や報告書の作成、統計数値の集計、分析などの作業が終われば、仕事は終わりではないのだが、現状は終わりになっていることが多い。何事もP D C Aでまわし、より高いものを目指す必要があるのだが、そうはなっていないと思ひます。

健康に向けての行動は自分一人でも始められる。地域の組織活動の一環としてみんなと一緒に始めてもいい。

しかし、実践していくための行動の第一歩が困難です。そこで動機付けをいかにするか、質問の主旨はここにあります。高齢者に目標を持ってもらひ、目標をクリアできるように頑張ってもらひためには、と言い換えることもできます。

ここ2年間で約1億5千万円、介護給付費の町財政負担が増えています。日本の急速な高齢化を考えると今後も増加化が見込まれます。特に人口の多い団塊の世代が高齢化するので介護費の増加が懸念されます。

健康寿命は日常的に介護を必要としないで生活できる期間を言ひます。2010年の推計で男性70.42歳、女性73.62歳であります。高齢者といへども食生活の努力やトレーニングにより体力は維持できます。そして何らかの対策を講じて病はかかる前に防げる。そうすることで健康寿命が延びて、医療費も介護費も抑えられるようになります。

平成25年3月に健康で生き生きと生活できる社会の形成を着実に推進していくために食育推進計画を盛り込んだ田布施町健康増進計画が策定されました。私は生活習慣病を予防するために健康増

進計画ができたと考えています。この中に行政の役割として一人ひとりの健康づくりに対する支援をいたしますとあり、第4章には取組み指針・展開方法として項目別に行政の具体的な取組み内容が記載されています。

計画は作ってから実行することに意味があるので、次の点について進捗状況を尋ねます。

- ①この計画を実現するため、健康づくり推進協議会などの関係団体と行政が協力、連携することが必要であるが、具体的な推進体制はできているのか。
- ②食育の視点を取り入れた地産地消を推進するとあるが、どのように進めているのか。
- ③運動習慣のない人の割合が多いが、気軽に取組める運動をどのように推進しているか。
- ④うつ病予防の推進（啓発やゲートキーパーの育成）はどうか。

次に町職員の人材育成について質問します。

職員の大量退職に伴い、毎年多くの若手職員が採用されていますが、たとえどんなに優秀な人材でも、計画的に育成していかないと、成長は期待できず有能な職員に育たないと思います。

町役場の業務にとって、語学を含め必要な資格は多種類あり、自己啓発研修受講で自ら研さんし、各種資格を取得する機会が必要だと考えます。

そこで、田布施町の職員に対する人材育成とスキルアップの施策について尋ねます。

- ①田布施町の目指すべき職員像はどうか。
 - ②日本語会話の困難な来客者と対応可能な人材は確保できているのか。
 - ③田布施町に自己啓発研修制度はあるのか。あれば希望者は誰でも受講可能か。
 - ④業務上必要な資格取得者を奨励する支援制度の導入はどうか。
 - ⑤高齢職員の大量退職に伴う知識、技術を引き継ぐJIT（職場研修）はどのように実施するのか。
- 以上よろしく願いいたします。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

まず、健康増進計画についてのお尋ねであります。平成22年の日本の平均寿命は男性79.6歳、女性86.3歳で、戦後の短期間で世界でもトップクラスの長寿命の国になりました。

しかし、日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる「健康寿命」となりますと男性70.4歳、女性73.6歳で、その差は男性が9.2年、女性が12.7年と約10年もの開きがあります。この10年は、介護が必要となる「不健康な期間」とされています。議員御指摘のとおり、本町の介護保険給付費は大幅な伸びを示しています。介護保険制度が導入された平成12年度は約5億8,000万円でしたが、平成24年度は11億2,000万円と12年間で倍になっております。高齢化が進む中、今後もこの傾向が続くのではないかと考えられます。医療給付費についても同じようなことが言えます。

このような中、町としては、高齢者ができるだけ人の手をかりることなく長く健康で過ごす健康寿命の延伸を図るため、「田布施町健康増進計画」を策定し、町民の健康づくりに取り組むことにしました。この計画では、食生活や運動、また心の健康や生活習慣病、がん対策、歯の健康等について、乳幼児期から生涯を通して取り組むべき実施目標を設定し、目標の達成に努めることとしています。

また、本年度は、全ての町民がさまざまな形でスポーツにかかわり、健康で生きがいを感じることで生涯スポーツのまちの実現を目指す「田布施町スポーツ推進計画」を策定し、町民の体力づくりに寄与することとしております。

しかし、自己の健康管理・維持におきましては、町民一人一人が積極的に取り組んでいくことが肝要であると思います。そのために、町としては、その取り組みに対しての支援、協力をしてまいります。本年度、町民が健康づくりに取り組むきっかけづくりとして、健康づくり事業や検診事業等に参加してスタンプを集める「たぶせ・いきいき健康スタンプラリー」を始めました。

また、町広報の6月号から毎月、「健康増進計画」の目標値や町民一人一人が取り組みできるポイントを掲載し、啓発に努めております。

まず、1点目の「健康づくり推進体制ができているのか」とのお尋ねですが、町の施策に対して、医師クラブ、歯科医師会、食生活改善推進協議会、母子保健推進協議会、生活改善実行グループ、婦人会、老人クラブ及び体育協会等の関係団体がどのように取り組んでいただけるか、また、自己団体での取り組みに対して各団体がどのように連携、支援していくか、健康づくりの推進協議会で検討協議及び調整をしております。

次に、2点目の「食育を視点にした地産地消をどのように進めているのか」とのお尋ねであります。食生活改善推進員と連携して、地元産の食材を使った献立を考案し、地域の料理教室等において広めております。

また、6月19日の「食育の日」に、地産地消をテーマにしたリーフレットを作成し、地元スーパーや地域交流館で配布しています。

一方、小中学校においては、積極的に地元産の食材を使った学校給食を提供しており、中学校では、プロの料理人の指導のもと、地元産を食材に用いた調理実習を行っております。また、小学校と田布施農工高等学校が連携し、地場産物を「作る」「育てる」「食べる」体験学習などを実施し、教育現場においても地産地消を推進しております。

今後も、食卓に安全で新鮮な地元産の食材が多く並ぶように啓発に努めてまいります。

3点目は、「気軽に取り組める運動をどのように進めているか」とのお尋ねであります。

「生活の中にいつでもどこでもプラス10分体を動かす」プラス・テン運動などを進めています。

また、自己目標を立て・継続して運動を実施した方や、ウォーキング等のスポーツ行事の参加者をスタンプラリーの対象にして、健康づくりも進めています。

今後、ウォーキングマップを作成し、スポーツ推進計画に掲げる「我がまちスポーツ」のウォーキングの普及に努めることとしています。

4点目の「うつ病予防の推進について」であります。うつ病等精神にかかわる情報を各戸に配布し、早期の対応を促しています。また、婦人や高齢者等の集まり及び出前講座などで、うつ病予防の講話を行うとともに、毎月第4木曜日には、高齢者いきいき館で「こころの相談」を開設しています。

ゲートキーパーであります。2月末現在で町職員や民生委員、児童委員、母子保健推進員、食生活改善推進員等280名を育成しております。今後も、ゲートキーパーの養成に努めてまいります。

次に、町職員の人材育成について5つのお尋ねであります。

1点目は、「田布施町の目指すべき職員像」について、これは私の実感ですが、本町に限らず、町役場の場合、県庁、市役所等に比べ、組織規模が小さく、部制などありません。また、職員数も当然少なく、今年度の本町の職員数は133人ですが、お隣の柳井市は327人、光市は802人という状況であり、必然的に少数精鋭で対応せざるを得ません。こうしたことから、町の職員には、まず、自治体業務の基本となる法律知識、行政事務ノウハウ等を早く習得してもらい、その上で、リーダーシップや協調性なども同時に磨いてもらい、さまざまな地域活動にも参加する人材に育ててほしいと考えています。

2点目は、「日本語会話の困難な来客者と対応可能な人材の確保」についてですが、英語が世界共通語と考えますと、英検2級などの資格を持つ職員もおりますので、ある程度の対応は可能と考えています。

3点目は、「自己啓発研修制度」についてですが、この制度は、平成19年8月の国家公務員の自己啓発等に関する法律の施行により、国家公務員の休業制度として導入されたもので、現在、県内で、7市1町で条例化され、実際に下関市、山口市では取得例があると聞いております。この自己啓発研修休業は、公務の運営に支障がなく、かつ、その職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるとき、大学等での修業2年、国際貢献活動で3年の範囲内で取得することができる制度です。本町では、その他の休業制度の導入とあわせて検討を行っている段階であります。

4点目は、「業務上必要な資格取得支援制度」についてですが、本町では、建設課職員等の施工管

理士、積算研修や社会教育課の社会教育主事講習等はこれまでも、公務で参加させております。今後も、業務上必要な資格取得について申し出があれば、公務に支障がない場合は、参加させる方向で対応していきたいと考えています。

5点目は、「高年齢職員の大量退職に伴う知識、技術を引き継ぐ職場研修」についてです。御承知のように、ここ数年でベテラン職員の退職が続き、3年間で4分の1の職員が入れかわる厳しい状況にあります。このため、2年前から町独自研修として、行政ノウハウ等を継承することを目的に、新たに中堅研修を始めるなど、職員研修にも力を入れてきました。また、来年度からは、技術職、建築士などの、技術習得に特に時間と経験が必要な職種には、新採職員に育成指導できる職場体制となるよう配慮することとしております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） はい、松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 最初の、健康増進計画のほうの2番目の地産地消の推進なんですけども、本日、石田議員が質問された中でも、町長のほうが回答の中で、6次産業の加工販売などというふうな話題が出ましたが、ふれあいプラザ地域交流館の、田布施町の生産者、町内の業者の、よりその活動範囲を広げるような、そういうふうな、もし石田議員の質問の中で足らずに補足説明したようなことがあれば、再度お聞きしたいというふうに思いますが。

○議長（藤山 巖議員） ちょっと、松田議員。それは健康増進計画。

○議員（3番 松田規久夫議員） そうです。その2の地産地消の推進ってということで、はい、本日の石田議員の兼ね合いで、より深掘りして、あればということでお聞きしたいというふうに思っています。大いに田布施町の地域発展のためにお聞きしたいというふうに思いましたので、よろしくお願ひします。

○町長（長信 正治君） いいですか。

○議長（藤山 巖議員） はい。

○町長（長信 正治君） はい。本町の学校関係は、地産地消非常に進んでおります、おかげさまで。県下でもトップクラスです。それはやはり、交流館もかかわっているし、地域の皆様の協力があるということなんです、地産地消。県内の関係も使うというふうに、県の調査では入っておりますので、一概に田布施町だけの商品だということは申し上げませんが、品物だということは申し上げませんが、田布施でやってるいちじく等は必ず地産地消でやっています。あと漁協のほうからは、ここ数年ちょっとわかりませんが、瀬戸内海でよくとれている魚を実際に子供たちに地産地消でやってもらうとか。ただ、全般的に交流館を経由して、地産地消が町内の町民の皆さん等に十分に行き渡っているかという、それはちょっとはっきりとわかりませんが、正直言ひまして、町づくりには地域のスーパーもよそから運んできた商品もありますし、いろんな形で町全体が成り合っているわけでありまして、ほかのところの影響のない範囲で田布施町の地産地消はしっかりとやっていく、そして、できることならそれを、今日、石田議員さんが言われましたように、町外、町外からも入るんじゃけ町外へ出せいや、という考え方は成り立つわけでありまして。本町の地元でできたものを近隣の市町に対して出していく、あるいは、遠くは広島あたりにも出していく、それも地産地消として、県近郊に対しての方向性を持っていければというふうに思っております。その目標も基本的には、最終的には、公共道路整備がちゃんとでき上がった段階ぐらいには、そのスタートができるように、もっともっとできるようにしていかなきゃいけないなという気持ちでおります。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） ありがとうございます。

じゃあ、次に移ります。3の項目の運動習慣のない人が結構おられます。こういう方は、意外と、生活習慣病の予備軍、あるいはもう既にそういう病気を発病されてる方、おられると思うんですよ。先ほど、清神議員が河川敷のそのスロープあるいはそのカラー舗装の質問をされて、町長は積極的に

取り組みたいというふうに、僕もそういうふうに回答があったというふうに理解しておるんですが、一歩進めて、その河川敷を、橋と橋の、こうぐるっと周回できるように、右岸左岸の話出ましたが、ぐるっと周回できるように、そうするとかなりの距離出ますし、場合によっちゃ軽いジョギングなんかも、ウォーキング以外にも、非常に、信号もないし、安全なところだということで、そのスタンプラリーで歩く方にもいいでしょうし、もう一歩進めて、橋と橋の間をこう右岸左岸ぐるっと周回できるような格好に計画を進めてもらったらというふうに思います。

では、次、行きます。4のうつ病の予防ということで、ゲートキーパーという言葉が出てますが、健康増進計画の中では、ゲートキーパーはこのように説明されております。「悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ見守る人のこと」というふうに語句の説明の中で、本の裏のほうに出てるんですが。先ほど、町役場職員を含めて田布施町には、たしか280名だったかな、というふうな育成者がいるんだというふうに言われましたが、町の職員の中では、各職場ではいろいろ主査とか課長とかランクがあると思うんですが、どの段階の方が各職場でその担当されているんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（藤山 巖議員） ちょっと松田議員、これは今4項目の質問でしょう。

○議員（3番 松田規久夫議員） そうですよ、うつ病予防です。

○議長（藤山 巖議員） うつ病予防。

○議員（3番 松田規久夫議員） はい。ええ。

○議長（藤山 巖議員） 次の2項目めの質問にですね……

○議員（3番 松田規久夫議員） ええ。今ゲートキーパーということで、たしか280名じゃなかったかな、育成という話があって、町の職員には、ほいじゃ、具体的にそのどの職制の方がやられて、まあ、何人、町役場職員、まあ、およそでいいですが。はい。

と言いますのが、心の健康っていうのは非常に大事なことで、五大疾病の中に、心の健康、がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病など、ね、で、こころの健康を除けば、横ばいもしくはその低減ぐらいで増えてないんですよ、心の病は非常に、急増っていうんですか、最近特に、中高年の仕事とか家庭とかいろいろ負担が重くなってますんで、心を病まれてる方最近多いもんで、ええ、町長として、職員を管理する面で、ええ、ちょっと、まあ、聞いてみたいなということで、お尋ねしたんですが。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） はい。専門的に心の病を受け入れるというんじゃないしに、それぞれ所管にはちゃんとその責任持って、まあ課長職から始まって全部おります。で、正直なところ、課長そしたら誰相談に行くんかいと言ったら、それより上の上司に相談に行くという形になるんですが、町の職員に対して専門的に置いているという状況ではありません。係長は課長、課長補佐は課長にとか、あるいは普通の職員さんは先輩の職員にということで相談はできると私は、毎週の課長会議では、そういったものはしっかり受けとめてかつ、スムーズにやれよと。

そうはいいまして、本当、厳しい事業内容、業務の仕事の関係で、職員自体が随分困っている状況、ここ数年しておりますから、できるだけその辺は、私としても対応していかなくちゃいけないと。

でまあ、今日、先ほどお答え申し上げたゲートキーパーというのは、あくまでも町内においてそういう対応できる皆さんの数だと、もっともっと増やしていかなくちゃいけない部分もあるが、町においてはそれがおるんかと言われたら、今言ったような、町の職場内での、これはまあ、松田議員さんも実際にそういう職場経験されておりますからわかると思いますが、大きな会社であれば専門の相談が受けられる、それを置いているかわかりませんが、通常会社ではそこにおる上司等がそういった相談内容を受けていくというのが、心の相談、あるいは心の病を聞いてやるんだという状況だろうと思います。本町においては、大体そういう、上司がその辺の対応を、そして最終的には私のところにも、こうゆう状況ですよというような話は上がってきておりますので、それは十分注意して職場の管轄を変えてやれとか、いろんな状況は、最終的にはそういう状況になりますから。最初に受ける相談とい

うのは、やはり直接の所管の関係、あるいは自分の仲間、友達というのが、そういった意味で、個々に相談はしているというふうに認識しております。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） はい。職場内ではそれぞれ職員の連携がとれて、お互いに、問題が起こらないように、悩み等が発生したら、適正に処理ができる体制ができるというふうに理解したんでよろしいですね。

○町長（長信 正治君） はい。

○議員（3番 松田規久夫議員） じゃあ、次、行きます。2題目のほう行きます。3番目の質問に対して、7市1町で国家公務員等に倣って体制ができて、田布施町は検討中だということで、その理由が、大学とか国際貢献とか、こういうふうな活動であれば、ぜひとも、視野を広げることは田布施町民にとって結局いいように経験が返ってくると思いますので、ぜひとも田布施もこのような休業できるような制度が、自己啓発で休業できるような制度ができるということを、私望んでおりますので、町長、どんどん進めてもらったらと思います。

最後の、時間のほうも押し迫ってますんで、最後の質問にします。

自己研修の資格取得について、いろいろその必要な資格あると思うんですね。で、当然その難易度が資格によって、まあ、例えば5段階でもいい、3段階でもいいんですが、難易度によって、町役場業務にとって必要な資格を取得した者について、例えば、低レベルだったら報奨金3,000円出して、中なら1万円出して、その難易度の高いのは3万円出すとか、こういうふうな、何か、職員がチャレンジする、インセンティブが働くような、こういうものを考えてみちやどうかというふうに、僕、いつも思うんですよ。で、私、元おった職場では、まあ、当然、その通信関係の仕事でしたんで、その総務省が認めてるようないろいろ資格があるんですけどもね、でそういう研修の講座を受けるにも補助が出たり、あるいはその資格を取れば取ったでその難易度によって報奨金が出るっていう形で、チャレンジする意欲を増すような制度というのをぜひ考えてほしいと思います。

回答要りません。終わります。ありがとうございました。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） 次に、西本篤史議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） 西本です。それでは、2問質問いたします。

まず、1問目は情報通信の安全安心対策について、2問目は介護保険制度についてです。各、それぞれ一問一答でお願いいたします。

まず1問目、情報通信の安全安心対策について、答弁者、長信町長、尾崎教育長、お願いいたします。

青少年に、急速に普及している情報通信機器、PC、スマホ、タブレットなど、これは便利な反面、有害な情報や、犯罪の巻き込まれなど、社会問題化しております。

先日、県教委も、「児童生徒のインターネット利用対策会議」で、ネット利用調査を5月頃予定するなど、対策に乗り出しております。これは2月19日に、県教委、これで対策会議、これを行っております。この中で、会議の中で通信端末のアプリの会社の担当者を招かれまして、同社の青少年利用対策に関するヒアリングを行っておられます。このように、社会全体、対策遅れておりますけども、だんだん進んでいる状態でございます。

また、総務省におきましても、地域における安心安全な利用環境整備として、Eネットキャラバンやサイバー対策セミナーなど、啓発活動も盛んになってきているが、特に、保護者が把握しておくべき情報が不足しており、どのように対応すればいいのかわからないとの意見もございます。このサイバー犯罪対策セミナー、これは去年ですね、県内で2カ所、山口と柳井市で行われました。

去年の10月26日土曜日柳井のクルーズホテルで、このサイバー犯罪対策セミナー、これは山口県警及びN T Tの関係者が、不正アプリ体験デモ、サイバー犯罪質問コーナーなど行っております。

演題としまして、「スマートフォンの危険性と対策」ということで、プレゼンと、後、ビデオ、この辺を放映しております。

今回、関係者だけが出席した状態でございまして、保護者とか、実際使う子供たち、この辺がこういった講演会、セミナー、これができれば、してもらえれば、すごくわかりやすいと思っております。

そこで、青少年及び保護者への啓発活動を町が進めるべきと思いますが、また、情報通信機を扱う青少年がネットのマナーとルールを守るような指導を町や学校でできないのか、この辺を質問したいと思います。今まで、前回の一般質問でちょっと聞いたんですけども、スマホとか、ああいったインターネット関係、学校から使うな、やるなというか上からで指導しておりますけども、実際には、本当に使う子供たち、青少年が、これでいいのかという、今度は自分たちのほうから、例えば、標語を募集して、こういうのを使うまあとか、新しい子供たちでルールをつくるとか、そういうことができるような子供たちの指導方法、これをしてもらったら、安心安全な町ができるんじゃないかと思えます。これも総務省の関係で、地域における青少年の安心安全な利用環境整備の概要というのがありますけども、田布施でいったら、総務課、教育課、これがですね、青少年に向けて、一致団結して取り組むということもございまして、今回、町長と教育長に質問いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（藤山 巖議員） 町長。

○町長（長信 正治君） それではお答えします。

「情報通信の安全安心対策として、青少年及び保護者等への啓発運動を町が進めるべきと思うが。また、情報通信機を扱う青少年がネットのマナーとルールを守るような指導を町や学校でできないのか」とのお尋ねです。

御質問のようにスマートフォン等の著しい普及は、一方で有害な情報の氾濫や犯罪に巻き込まれるなど、深刻な社会問題を生んでいます。

しかしながら、スマートフォン等を青少年が安心・安全に利用するために、青少年や保護者等が知っておくべき、スマートフォン等の特徴をサービスの特徴や、安心・安全に対する理解度が不足しており、どのように対応すればよいかわからないのが現状だと思います。私も全く同じです。

このため、まずは、国、県を初め、教育委員会、学校関係、警察、防犯対策協議会、青少年健全育成町民会議など青少年にかかわる地域の関係者が一体となり、情報共有化を進め、効果的な啓発活動が実現できるよう、教育委員会とも連携して対応したいと考えております。

昨年10月26日、先ほど話がありました、山口県警察主催で、スマートフォンやLINE（ライン）などの危険性についてのセミナーが柳井市で開催され、短い周知期間ではありましたが、教育委員会と連携して、職員、学校及び関係団体に参加を呼びかけております。

柳井警察署では、ネット犯罪に関する講師派遣やDVDの貸与ができますので、あらゆる機会を通じて啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

学校関係については、教育長のほうからお答えをさせていただきます。以上です。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。

私のほうからは、1点目は児童生徒及び保護者等への啓発活動について、及び2点目に青少年のネットのマナーとルールを守る指導について、お答えをさせていただきたいと思えます。

御指摘のように、山口県教育委員会においては、児童生徒が情報通信ネットワークに接続できる高機能通信端末、先ほど御紹介がありました、スマホ等々が普及する中、ネットいじめや、サイバー犯罪等の新たな課題が発生していることなどから児童生徒のインターネット利用に係る課題を把握し、適切な対応等を検討するために、御案内がありました、平成25年12月に、県では「児童生徒のインターネット利用対策会議」を立ち上げ、既に、2月を含めて、2回の会議が開催しておるところでございます。

会議では、「インターネット等の適切な利用に向けた対策の検討及び推進」、2つ目としては「インターネット等の利用の実態の調査・分析」、3つ目に「インターネット等の適切な利用の普及・啓発」等の事項を所掌することになっており、西本議員御指摘の内容が所掌事項に盛り込まれているように思います。

それでは、第1点目の「青少年及び保護者等への適切な啓発活動の推進」につきまして、お答えを申し上げます。

本町における啓発活動につきましては、各校とも、平成22年3月に、山口県警察本部と山口県教育委員会が作成しました指針、「ネット・ケータイ問題への対応について」というものでございますが、により取り組んでいるところでございます。

例えば例を申し上げますと、「ネット・ケータイ問題の未然防止のポイント」としましては、保護者に対しては「子供が携帯を持つことの意味について検討してもらおう」、2つ目は所持させる場合はフィルタリングをかける」、3つ目は「所持させる場合必ずルールをつくる」、4つ目は「被害を受けたらすぐ警察等専門機関に相談する」などについて、繰り返し保護者に啓発をしております。

山口県警もフィルタリングの100%普及を目指し、保護者等への啓発活動等の実施に努めておられ、先ほど町長さんからもあったと思いますが、平成25年10月に、柳井市においてサイバー犯罪対策セミナーが開催されましたが、本町としましても、全ての保護者に対してお知らせを行い、講演の出席を勧めております。

児童生徒に対しましては、「個人情報取り扱いを慎重にすること」2つ目に「知らない人を簡単に信用しない」、3つ目に「サイトに会員登録する場合は、保護者と一緒に確認をする」、4つ目に「不明な請求があった場合は、保護者に必ず相談する」などについて、啓発を繰り返し行っております。また、相談機関の周知を徹底してございまして、問題発生時等には、積極的に活用するよう啓発も行っております。その他、携帯等、通信機に関連する早期対応が必要と認められる事案につきましては、警察署と学校が、少年安全サポーター、県下7カ所にごございます、ここは、岩国の管轄ですが、を介して連携し、即、対応するようにしております。

次に、「携帯等情報通信機を扱う青少年がネットのマナーとルールを守るような指導」についてでございますが、本町では平成20年10月、「児童生徒の学校への携帯等の取り扱い方や、規制及び使用制限について」の指針を定め、教職員、児童生徒、保護者が、対応マニュアルに沿った取り扱いを行っていただけるように、いたしております。

指針については、以前御紹介もしたと思いますが、1点目は、発達段階を考慮し、児童生徒においては、持ち込みについて、学校への持ち込みを禁止すると。保護者に理解いただいております。

2つ目は、どうしても通学等の安全上、やむを得ない場合には、それは学校として、保護者と連携して認めるようにと、いうことです。

3つ目は、学校への持ち込みを認める場合には、校内での使用を禁止。登校後は、一時預かり、下校時に返却するといったことは、既に決めております。

指針の作成及び実施に当たりましては、当然あらかじめ保護者等、十分周知と理解を得ながら進めておるところでございます。

ルールやマナーを守る取り組みにつきましては、特にこの二、三年前から、入学式や入学説明会から保護者と協働した情報モラル教育を進めており、1点目は「インターネット利用のメリットとデメリット」について、2つ目に「インターネット利用の学校や家庭での約束事やルールづくり」について、3点目に「学校保護者それぞれの役割」について、4つ目に、「トラブルが生じた場合の対処法」について、5つ目に「フィルタリングサービスの加入」について、町内全ての学校において毎年度、研修を実施しております。

なお、こうした情報モラル教育には、警察やN T T等関連機関等から講師を派遣していただきまして、小学校は高学年、中学校は全校生徒、保護者及び教職員を対象に行っておりますが、一部学校で

は、保護者を対象としていないところ、1校ですが、があり、また保護者の出席が少ないところもありますので、今後、保護者が多く出席できるように、さらに取り組みを進めてまいりたいというふうに思います。

加えまして、児童生徒がみずから情報通信機の安心安全な利用をしていく活動を、児童会、生徒会の活動を通して行ったり、先ほども御指導いただきましたが、総務省や文部科学省が主催する標語や絵画・作文コンクール等への積極的な応募を勧めながらネットマナーやルール遵守を、意識の高揚を図れるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） 大変な取り組みをありがとうございます。

本当、子供たち安心安全ということで、誰が見守るかといったら、大人が見守るしかございません。

先ほども、いろんな取り組み、ちょっと御紹介ありましたが、今、Eネットキャラバンというのがございまして、これ、募集とかすれば、各学校とか自治体、また保護者とか、児童生徒、これに対してセミナー、講習会、これをやってくださいますので、ぜひこれを利用して、本当抜け目なく、私は行かんかったけ全然知らなかったということにならんように、やっていただきたいと思います。携帯電話のフィルタリングも、携帯電話自体には、今、フィルタリングできますけども、子供たちがよく持っているのが、iPod、これはWi-Fiで、インターネットつながります。これは全くフィルタリング機能ついてませんから、悪い情報がだだ漏れ、こういう状態になっております。

その辺もちょっと、Wi-Fiの使い方、この辺も指導のほうをぜひやっていただきたいと思います。

それと、田布施町内の子供たち、青少年、これは犯罪に巻き込まれないようにしてもらうために一生懸命やっていただきたいと思います。教育長もぜひよろしく願いいたします。

続いて第2の、続けて、よろしいでしょうか。

続きまして、第2問を行きたいと思います。介護保険制度について、答弁者、長信町長お願いいたします。

国では、少子高齢化の進展に伴い、平成27年度から社会保障制度改革に向けて検討されているが、比較的軽い介護を必要とする要支援1、2に該当する高齢者、いわゆる「要支援者」がこれまで、介護予防給付で受けてきたサービスを、介護保険から外して地域支援事業として市町村に移行しようとする案が示されています。また、特別養護老人ホームの入所対象者を、原則要介護3以上にするなど、国は、施設から在宅介護に切りかえようとしています。市町村事業になると、自治体の負担は大幅に増え、財政状況によって自治体間格差が生じるなど、介護の質の低下等が懸念されている。

そこで、次の点にお尋ねいたします。

1、現在、町内の高齢者で、要支援1、2に該当する人は何人いるのか。

2、その人たちが移行してくると事業量が増えるので、現在の地域支援事業を今後見直し、拡充する必要があると思うが、その対策はどうか。

以上、お願いします。

ちょっと先日、人口ピラミッド、田布施町のあれをちょっと調べまして、これは2010年のデータなんですけども、90から100歳、これは628人いらっしゃいます。

今、現在の介護施設定員ですね、みずき、さくら、たぶせ苑、そよかぜ、この4カ所で、定員が合わせて180人、90から100歳の方で180の定員、大体3分の2で0.28、3割、3分の1の人しか入れない、こういう状況です。

それで今度、今の80から90歳、この方が今度、高齢者になるのが、10年後にかけて大体1,000人増えます。1,000人増えて、3分の1の介護施設が必要となると、あと300となると、もう120以上、今の介護者の定員の空きがありません。

こういう状況で、増やすにしても、介護施設を増やすのには、今の町の予算とか、あの辺がちょっと無理ではないかと思えますし、かといって、在宅介護、これを行ったとき、まあ、介護1、2の場

合でしたら、何とか在宅介護は可能かなとは思いますが、

私の父親も介護5までいきました。4ぐらいまでは、家のほうで面倒見たんですけども、これは、家庭がほんま、崩壊するんじゃないかというぐらい、大変な思いで介護いたしました。

介護施設に、ちょっとお願いして、お願いしても、やっぱり1年以上、入るまでに、なかなか入れない状態で、待ち時間が1年ぐらいございました。

そういう状況で、これから高齢者、増える、1,000人増えたらどねえするんかっちゃうぐらい増えますのでね、その辺、これからのお考えを、町長、お聞きいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、2問目についてお答えいたします。

国は、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、今国会に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」を提出しております。

議員が言われるように、法律案には、地域包括ケアシステムの構築と、費用負担の公平化を目指した介護保険制度の見直しが掲げてあります。

特に、介護予防給付の見直しであります。当初、国は、要支援者に対する介護予防給付について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組み等を積極的に活用しながら、柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、介護予防給付の全てを保険給付事業から地域支援事業に移行させる考えでありましたが、しかし、実施主体となる市町村から、受け皿等が整備されていない中での移行に強い異議が出たことで、国は介護予防給付のうち、訪問介護、通所介護についてのみを保険給付事業から地域支援事業へ移行することとしました。

本町としましても、昨年、県知事等への要望を通して、国に対して、保険給付費による介護予防給付の継続を強く要望したところであります。

それでは、介護保険制度についてのお尋ねの1点目の要支援者の人数であります。本年1月末現在において、町内の「要支援1」の方が149名、また「要支援2」の方が125名で、合わせて274名が要支援の認定を受けておられます。

次に、要支援者が地域支援事業に移行した場合の事業量についてのお尋ねであります。

移行となる要支援者の訪問介護と通所介護に対する直近の保険給付費は、月額で訪問介護が約130万円、通所介護が約350万円、合わせて480万円ですが、現状のまま移行した場合は、町の給付区分が介護予防給付から地域支援事業にかわるだけで、事業量は余り変わりませんが、しかし今後、地域の実情に応じた取り組みを行うことになれば、市町村の実情によりサービス内容に格差が生じることが懸念されます。今後、地域支援事業の内容等については、平成27年度から29年度の第7次高齢者保健福祉計画の策定において、サービスの拡充等を検討していくこととなりますが、内容と効果については慎重に見極める必要があると考えています。

以上であります。

○議員（9番 西本 篤史議員） 今の御回答の中に、1、2要支援人数ですね、274人という、今、お答えがございました。

これから団塊の世代、いわゆる第一次ベビーブームの方たちが、高齢者社会に突入いたします。

10年後、この274名プラス、まあ1,000人までいかんと思うんですけども、かなりの人数が増える可能性はあると思います。この辺ですね、2年に1遍ですかね、見直しというのは。次から次に見直しされると思うんですけども、早目、早目に対策のほうしていただいて、先ほど松田議員さんが言われましたけども、健康促進、一番いいのは、介護されない健康な体づくり、これをするのが一番いいんじゃないかと思えます。ここの近くはですね、大島町なんか、いろいろ聞いたら、ここも高齢化社会となっておりますけども、本当、お年寄りの方、全部、全部とは言いませんが、とても元気で、何しても、活発的でやっておられると聞いております。若い者がおらんけえ、わしらがやらんにゃいけんのじゃあ、ちゅうてからお年寄りの方は言っておられますけども、そういった町づくりをで

すね、今後、やっていただきたいと思います。

はい、以上で終わります。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） ここで暫時休憩します。

午後0時10分休憩

午後1時30分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木本睦博議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） 通告により、4問ほど質問いたします。

質問方式は、最初は一括質問、一括答弁、2回目より1問1答でよろしくお願いいたします。

まず、鳥獣被害防止対策について質問いたします。

近年、山間部に限らず、町内で鳥獣被害が増えております。山が荒れ、動物の生態系が変わったのか、動物が増え過ぎ餌がなくなり里におりてきたのか、かつて見たことのない動物が出没し、集落の米や野菜、果物を荒らし、被害を与えております。特にイノシシ、猿の被害は多大です。

イノシシは県内全域で生息が確認されております。多産性で雑食のため高い繁殖力を持っており、被害は年々増えており、県の統計でも平成15年以降、毎年4割強で推移しております。

また、以前は町内で見たこともない猿も、至るところで目撃されております。猿は頭がよく、木に登り、防護や捕獲が大変困難な動物です。鳥獣により、農家は農作物の生産意欲をなくし、耕作放棄地は増え、また専業農家は生活自体をも脅かされております。また、猿は民家にも侵入しております。既にペットを襲われたところもあります。また、我々のほ場整備、今やっておりますが、終了したら2.何キロもイノシシの柵で囲わなければいけない状態ですが、今後の町長の鳥獣対策、鳥獣被害防止対策をお聞きいたします。

2番目はほ場整備についてですが、この質問は、私はもう7回目の質問だと思っておりますが、町長就任時の公約の1つとなっていた国営ほ場整備事業が、現在行われております。総工費112億円、予定工事期間は平成23年から29年までの7年間となっております。昨年からは瓜迫・葛岡地区に続き、私の住んでいる木地・御蔵戸の波野地区も工事を始めております。しかし、国、農政局ですが、地元への説明不足や見通しの甘さで、地元は大変迷惑し、混乱いたしました。

例えば工事費用の面ですが、当初、どこの集会所へ行っても、説明ですが、1反当たり300万円だと、工事費用を300万円だと言われております。ただ、直前になって、木地は、田んぼや竹やぶが多いので400万円かかると言われました。100万円も違えば、3.14ですから、1反当たり3万円違うわけですね。私んところなんか1町からありますから、約30万円からの費用増になります。その会議で、国にだまされたから、直前まで私らは300万円だと言われておかしいじゃないか、やめれという意見も出ましたが、いろいろ混乱してきました。

また、事業が始まれば、一番最初に表土確認というのがあります。表土というのは14センチないと田んぼがつくれないわけですが、やっぱり木地には、山もあり竹やぶもあります。表土がそんなないわけです。結局、国が言うのには、いろいろ言われました。「表土は地元で何とかしてくれ」とか、「ないところは、持ってきて7センチ7センチにしろ」とか、「三、四年すれば表土というのはできますよ」とか言われました。

これも、どっちにしても、事前の調査、測量、設計段階でわかっていることです。直前に言われるから、みんな混乱して、やめようかという意見が出るわけですから、まだいろいろ問題がありましたが、国も木地が最初の事業で、いろいろ戸惑いもあったでしょうが、ここでは時間がないので、この辺にしておきましたが、そのときに集会を開き大変苦労しましたが、さらに道具不足、重機不足で工

事がかなり遅れております。詳しい状況は後ほど述べますが、波野地区は、町内でとにかく3番目の法人を設立し営農計画を立てております。また、各戸で出資金も出しております。金銭面でも消費税アップにより地元負担増えており、営農計画も大幅な修正が必要です。

1つ目は、道具不足、重機不足で、今後予定期間内に工事が終わるのか。

2つ目の質問は、事業の遅れで地元の費用の負担増し、営農計画の修正等、町の行政に責任はないのか、お聞きいたします。

3つ目の質問、中山間地域等直接支払制度について質問をいたします。

中山間地域等直接支払制度の対象地域は、地域振興法8法、山口県は5法に規定された地域及び県知事の指定する特認地域が対象です。地域振興法5法とは、農山村法とか山村振興法とかいろいろありますが、田布施町は該当しておりません。

特認地域に当たっては、農林業従事者10%以上、農林地率75%以上で、平成17年から平成22年の人口減少率が3.5%以上で人口密度が150人未満と、5法地域に地理的に接する隣接集落要件に該当する小行司と上段地域が、現在、田布施町では対象となっております。しかし、波野地域は農振地域であり、鳥獣保護指定区域に指定され、農山村の環境維持が求められる地域でもあります。一方、農地は急傾斜地で、計算の方法にもよりますが16分の1以上、これは直接支払制度として最も傾斜の急な農地に位置づけられております。また、急速な高齢化による担い手不足を解消するため、集落営農方式を採用し取り組むこととしておりますが、鳥獣被害防止対策費の増加、被害による収穫量の不安定化、急傾斜地での作業効率の低下と、他地域に比べ著しく生産条件が劣っております。

このような状況を勘案し、県知事の指定する中山間地域等直接支払制度特認地に指定されるよう申請をお願いいたします。

4つ目の質問ですが、町長の進退についてであります。

町長は、2期7年5カ月、町政を行われております。その間、第4次総合計画を継承し、現在、第5次総合計画を立てられ、本町の最重要課題である財政の健全化について、財政プランの実施により一定の成果を出されたと評価をしております。

また、町長就任時の公約の1つである、国営ほ場整備事業も現在着工しております。しかし、まだ町長にはやり残した仕事もあると思われませんが、10月実施予定の町長選挙に再出馬される意志がどうか、お尋ねいたします。

以上4問、よろしくお聞きいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、木本議員さんの御質問に対してお答えいたします。

1点目は、「有害鳥獣被害防止対策について」のお尋ねであります。

有害鳥獣における農作物被害は、本町のみならず全国的に被害が及んでいる状況であります。被害は、平成22年度をピークに減少傾向ではありますが、平成24年度には山口県全体で被害面積が588ヘクタール、被害金額は5億9,000万円となっております。

田布施町では、山口県東部農業共済の調査及び聞き取り調査により、およそ被害面積は7.27ヘクタール、被害金額は774万円と見込まれています。このような状況下において、御指摘のとおり、これ以上被害が増えると、耕作意欲を低下さし、さらに耕作放棄地の増加することが懸念されます。

このため、本町におきましては、捕獲対策として、今年度、田布施町有害鳥獣捕獲対策協議会が事業実施主体となり、東部地域鳥獣被害広域対策協議会事業、10分の10の費用関係ですが、を活用し、鳥獣用箱わな、小型1基、小動物用3基を購入し、捕獲隊に貸与する予定であります。

また、来年度は、国及び町の補助を活用し、新たに鳥獣用箱わな5基の購入を予定しております。

一方、被害防除対策としては、金網フェンス約3.1キロメートル分の資材購入事業を大波野上段地域、上田布施国木地域で実施中であり、来年度も引き続き同事業により被害防止に努めていきたい

と考えております。

また、町独自の対策としましては、電気柵等の設置について事業費の3分の1の補助をしており、今年度及び来年度予算では、平成24年度に比べて2倍の予算を計上しております。

捕獲対策としましては、現在実施している田布施町有害鳥獣捕獲隊への捕獲助成事業を継続するとともに、担い手の育成及び地域ぐるみでの被害防除を推進する観点から、新たに自治会単位で編成された捕獲隊に対しても捕獲助成を行う考えであります。

これらの対策につきましては、来年度も国、県の補助事業の動向等を注視しつつ、引き続き実施していきたいと考えております。

2点目の「ほ場整備について」のお尋ねであります。

まず、「今後、予定期間内に工事が終了するか」についてのお尋ねに対してお答えします。

町としましては、これまでも事業の早期完了を国営事業所に求めてきております。

しかし、今年度の区画整理工事が、山口県内の平成25年7月28日の大雨災害による重機の不足等により遅れておりますが、26年度の営農に間に合うよう、4月以降も継続的に工事を実施すると、国営事業所から聞いております。

また、こうしたことなどを踏まえ、早急に26年度以降の事業の進め方について点検・見直しをされると聞いております。

大規模な工事実施については厳しい環境ですが、国営事業は地域の活性化のための基盤整備であり、引き続きできるだけ早期の完了を要請していきたいと考えています。

次に、「事業の遅れで地元の負担増、営農計画の修正等、町の行政に責任はないのか」に対してお答えします。

工事の遅れは残念なことでありますが、災害対応のための重機の不足等によるものと聞いており、やむを得ないと考えております。

消費税アップなどの地元の費用の負担増については、4月以降の工事分となる見込みと聞いており、その点は、まだ工事着手していない段階でも同様でありますので、御理解をお願いしたいと思います。

今年4月以降の営農計画の修正については、工事の進捗状況を勘案し、農事組合法人、県農林事務所と密接な協議を行い、作付作物の変更等の見直し等を行う必要があると考えております。

町の責任につきましては、本事業の実施主体は国であるため、町は責任を負う立場にありません。しかしながら、本事業は、町の活性化に大きく寄与する大事業です。問題解決に向けて国、県、関係機関等と連携し、十分協議して対応したいと考えております。

3点目、「中山間地域等直接支払制度について」のお尋ねであります。

中山間地域等直接支払制度は、傾斜地が多く農業生産条件の不利な中山間地域等において、農用地を守り多面的機能を維持するため、国が平成12年度から導入した制度であります。

本町では、平成13年度から取り組みの開始、現在、平成22年度から第3期対策で、国、県及び町から補助金を得て、農業生産活動を行うことが可能となっており、制度の対象地域は、特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法の5法の指定地域及び知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域となっております。

本町は、馬島が離島振興法の指定地域になっていますが、他の地域は5法の指定地域ではありません。馬島には、対象となる農振農用地はありませんので、結局、本町全域がこれに該当しないこととなります。

一方、知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域とは、国のガイドラインで次のように決めています。

まず1つは、農林統計上の中山間地域であり、農林業従事者割合が10%以上、また農林地率75%以上、さらに人口減少率が3.5%以上で、かつ人口密度が150人/キロ平方メートル未満の旧市町村範囲の地域となっております。本町の農林統計上の中山間地域としては、旧麻郷村を除き旧

田布施町、旧城南村及び旧麻里府村が該当しますが、農林業従事者割合、農林地率、人口減少率、人口密度の数値要件をクリアする地域がなく、対象地域から外れています。

もう一つは、5法地域に地理的に接する農用地となっています。本町では現在、小行司、上段、惣津の3集落が、5法対象地域の柳井市または岩国市旧周東町に隣接することから、この制度を利用して活動を行っております。

残念ながら、波野地域は知事特認の2つのいずれの要件にも該当しないため、対象地域として認められておりません。

私といたしましては、できれば本町全域がこの制度の対象地域になることを望んでおり、要望等も行っておりますが、実現に至っておりません。

平成26年度は、第3期対策の最終年であり、平成27年度から新たに取り組まれる第4期対策の知事特認地域の指定申請年度であることから、再度要望するとともに国、県の動向を注視し、要件等が改定されクリアできれば、直ちに申請するつもりでおりますが、これまでも認められていないといった状況から、今後も厳しいものと推察しております。

4点目は、町長の進退についてということですが、私は、平成18年11月15日の町長就任以来、現在2期目を務めさせていただいておりますが、2期目に当たり、まちづくりのテーマを「農業の再生」、「安心安全のまちづくり」、「健康づくり」、「住みよさ山口県一のまちづくり」の4つとして、具体的な施策については、平成23年度4月に策定しました第5次田布施町総合計画に取りまとめさせていただきました。また、最重要課題としてまいりました財政健全化については、一定の成果を上げることができましたが、依然厳しい財政状況は続いていると認識しております。

次期町長選についてですが、現時点では、第5次総合計画によるまちづくりも前期計画の道半ばであることから、また、念願である国営ほ場整備事業も継続中でありますことなどから、引き続き町長として、お約束をしてきた、「住みよさ山口県一のまちづくり」実現に向けて頑張りたいと思っております。以上です。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） では、最初の質問からまいります。

私は、朝、日課として必ず1時間ぐらいかけてイノシシのわなを見て回っておりますが、電話もよくかかってきております。ここで荒らされたから見に来てくれとか、かかってきます。確かに去年よりは電話の本数も多いわけですが、ちょっと、どねえな被害にあったか説明させていただきますと、イノシシについては、まあ、私のうちのことですが、私のうちでは、いつも3時、4時に新聞配ってくるんですけど、危ないって、今では、明るくなって、イノシシが突進してくるからって、明るく、夜が明けないと新聞を持ってきません。また、木地でイノシシ被害におうて、木地ではつくれないちゅうことで、御蔵戸で畑をつくっておりますが、そこもやっぱり、今、荒らされておりますし、御蔵戸のほうでは飼い猫が目の前でイノシシに突かれて死んだそうですが、まだまだ被害は多いわけです。

ましてや猿となると、木地に飼ってるわけじゃありませんが、木地に住みついとる猿もおりまして、私のうちの玄関前の桜なんかも、桜は咲かないんですけど猿の花が咲いとります。屋根も、これ、何キロもある猿が走り回ると、物すごい音がするわけですよ。ドッドッドドっつって。軒下のタマネギまでとられるし、去年、私、蜜蜂を飼いだしたんですけど、ちょうど蜜がとれる時期になると、ようこいつ、猿知つとるわけですね、蜜箱をひっくり返して、全部蜜とられたんですけど、そういう状態で、とにかく猿には手をやいております。

町長、猿もイノシシも市町村の境界線はありません、ありませんがどれぐらい田布施におおると思います。（笑声）

○町長（長信 正治君） 木本議員さんとは、1週間に1回必ずお会いしますので、いろいろと被害状況を、その都度私に申されます。大変だということは、よく私もわかる。波野の木本さんが言われる

ということは、私がおるところ、強いて、中山間の山間地に変わらないんで、イノシシについてはよくわかるんですが、猿については、ちょっとまだ私のとこまで来ておりません。そのうち来るのかもしれませんが、頭数が何ぼおるかちゅうて私に質問されても、ちょっと今の段階では、ようお答え申し上げませんが、1年前より、私のおる上田布施地域は増えたように感じます。猟友会も会長さんや関係者の方から聞きますと、昨年より増えた、少しとるのも増えたという話は聞きました。ただ猿については、木本議員からお話を伺ってる数ぐらい、200ぐらい100何ぼちょっとって、何かちょっと聞いたことあるんですが、石城山地域に住まいしておるのは五、六十頭はおるよという話を聞きました。じゃけえ、何ぼおるかちゅうのは、ようお答えできませんが、少なくとも猿も相当数、個体数としておる。イノシシも随分おるよという状況ではあると思います。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） 私の計算ではイノシシは大体300ぐらいおるんじゃないかと思いますがね。猿は、町長言われたように、猿は60匹はいます。イノシシのほうは毎年6匹ぐらい子供を産むらしいですが、そのうち親が、弱い何頭か食い殺したり野犬に襲われて2体くらいが生き残るわけですが、イノシシはとったりしますから、少しずつ増えておるんでしょうが、猿のほうは増えっ放しですよ。去年、私、この資料をもらいましたが、イノシシは51頭ですか、これは捕獲隊が入っていない人がとったり、猟以外で多分100頭以上のイノシシはとってると思うんですが、猿はゼロです。木地で、免許を取らない人が1匹ほどとりましたけど、これはあんまり大きな声では言えません、猿はとにかく増えっ放しです。木地には4匹ほど住みついている猿がおりますが、今、その赤ん坊を抱いております。多分、本籍地ちゅうか出生地が木地だろうと思いますが。（笑声）そのうち何匹になるかわからないわけですね。今、この箱わなちゅうのはイノシシ、猿、どれぐらい町で持ってらっしゃるんですか。たしか猿の箱わなですかね、下松のほうで何かいいのをつくったからちゅうて、あれもつくられてるんですか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ちょっと詳しくはわかりませんが、猿のわなは、下松へ、うちの職員が行って勉強しに行っております。ただ、それをうちにつくってるとは聞いておりません。ですから、猿わなについてはようわかりません。イノシシの分については、今、ちょうど貸し出しておる分と、先ほど申しましたように、来年度は5つばかり増やすという状況になりますので、実際に数がわかれば——ちょっと待って。（発言する者あり）

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） すいません。正確な数字はわかりませんが、4つぐらいは貸し出しておるといふふうに思います。

あと、そのチェックをしてなくて申しわけないんですが、それプラスもありますから、実際にはわな自体は10ばかりになるように思います。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） 木地でも、3個借りているんですかね、イノシシ7頭とったんです。今年は、ほ場整備をやっておりまして、イノシシのほうは山の奥まで逃げまして、あんまり昼間は出んようになったんですけど。イノシシ、猿の被害額ですね、この町から、行政のほうからもらったんですけど、イノシシの被害770万円ですか、これ去年の統計ですが、猿の被害が170万円ですか、この被害額というのはどうやって出してるんですか。

○議長（藤山 巖議員） 落合経済課長。

○経済課長（落合 祥二君） 一応、聞き取り調査等におきまして、予測、推測ですけども、そういった形で出しております。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） うちなんかもそうですが、ミツバチの箱をやられたなんたって一々

届けるものはいませんが、恐らく、この何倍にも被害額はあると思いますね。その、どの辺が猿が出るとか、よう経済課のほうで統計をとってから被害対策に当たってほしいと思うんですよ。

これだけ増えたら、町長、役場にも鳥獣対策課ちゅうのが、つくってもらいたいんですよ。

この新聞によりますと、萩市のほうでは、萩市ですか、「サル捕獲隊」ちゅうのをつくって14名で職員がやっておるみたいです。猿は萩市では1年間で161頭ですが、物すごいとって、まあ、それだけ増えたちゅうことでしょうか。被害状況もすごいらしいですけど。14名で職員を「サル捕獲隊」でやっているところみたいですが、これによりますと、同隊員に必要な免許の取得、銃器所持に必要な経費、全額市が補助してるみたいです。被害額にすれば、その事業費774万円ですか、わずかなものだと思います。その捕獲隊は、勤務時間内の出動要請に伴い公務として活動してるみたいです。

また、県には広域捕獲班というのがあります。32名ぐらいで猿専門に捕獲してるみたいですが、下関とか、いろいろ、これは要請に伴い捕獲出動してるみたいですが、そういうふうなもの呼んでもらって、石城山でも取り囲んでから一斉にやってもらわないと、今、小学生でも石城山は危ないから遠足に行くのやめましようちゅうて言ってます。とにかく何とか対策をとってほしいと思いますが。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 先般、国のほうからも鳥獣害対策については、会議の方にも出てきました。できるだけ被害に対して、地元の協力が第一です。被害地域の協力がなくして到底できませんということ、先般、そのニュース等では、鉄砲は日が落ちたら撃てない、その辺も見直しをするとか、いろいろと今、国全体も、法改正を含めて銃器の使用がかなう状況等やっておりますので。

私も、事あるごとに、うちの若い職員とめて、鉄砲の免許取り行かんかちゅうて言うんですが、誰一人、その鉄砲免許取るちゅうのはちょっと遠慮しますちゅうことなんで。というのは、非常に難しい、精神状況を調べたり、鉄砲許可を持った場合には、取る補助はしてくれても、その後の管理はどうするんですかちゅうたら、そりゃ、管理は、皆個人のものになりますから、自分が保管ケース買ったり、鍵つきのロッカー買ったり、全部個人でやってもらわなきゃ、うちも、そこまで町としては到底対応できない部分があるんで。

ただ、猟友会の皆さんにいろいろとお願い申し上げて、若い猟師さん増えないですかねちゅうんじやが、今の時代に猟やってちゅうのは、なかなか難しいのという話を聞きます。

ただ、昔のようにどの地域にも二、三名は鉄砲を持っておる方がおられたよという時代から、極端に今、鉄砲を持って猟をやる方が少なくなっておるということも、こういったイノシシやら等の鳥獣被害が増えた原因かなという気もしないではないんですが、何しろ大事なことは、地域で協力してやるちゅうことだろうと思います。うちは柵やって囲うが、隣はやらんいやちゅうたら、なかなか難しい、みんなが話し合っって鳥獣の被害を対策を考えていこうという、やっぱり地域づくりをしていかなきゃいけない部分もあるし、それと行政とがタイアップして、箱わなにしろ、猟師さんの派遣にしろ、対策を立てていくというやり方をしないと、非常に難しいかなという気は持っております。

御指摘された、町に対策部署を設けということですが、現段階では到底その状況にはないのが事実でありまして、うちの経済課全員が山かけり歩いたって、1頭もようたらないだろうし、新しくつくったからってとれるものでもないと思います。

ただ、対策を立てて、いろんな対応をしていくことだけは担当所管としてしっかりやりよる、指示もしますし、また議員さん方、非常にどの地域でもお困りになるし、うちには清神議員さんなんて、先ほどの質問で今年40、40じゃあにやあ（「51」と呼ぶ者あり）51頭とられたというふうには聞いておりますんで、ぜひとも、そういう議員さん方のお力をかりて、地域地域で困っているところへわな等をやって、どうやってとるんだという御指導をいただきながら対策を立てていくのも一つだろうというふうに思います。

ただ、懸念される猿については、ちょっと私でもどうしたらいいかわからない状況で、ある方から自衛隊雇えちゅう言われますからドッキリしたんですが、猿対策に自衛隊出動せえなんて、私はよう言わんですよちゅうて話をしたんですが、本当に一番怖いのは、猿やイノシシにおいて住民の方に不安を与えること、安心安全なまちという一つの大きなものを立ててるからには、それだけは今後、決してないように対策を立てていくという気持ちには変わりません。以上です。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） 時間の関係で、猿ばかりやっておられないんですけど、もう一つ。

あと来年、鳥獣保護区見直しがあるらしいんですけど、今、鳥獣保護区は、こっちの石城山のほうで言えば天照皇大神宮教のどこから全部が保護区になっております。犯罪者で言えば、国境越えれば安全だということですね。何とか保護区を縮めてもらうか撤去してもらいたい。今、自治会、大波野のほう全部自治会が、自治会単位で何とか陳情を出そうじゃないかとやってきていっておりますが、保護区、見直しできないですかね。

○議長（藤山 巖議員） 落合経済課長。

○経済課長（落合 祥二君） 鳥獣保護区につきましては県の自然公園となっているわけですが、石城山自然公園ということで、その区域が全て鳥獣保護区となっております。しかしながら、鳥獣保護区と自然公園というのは全く同一のものでありませんので、町といたしましても、そういった今、木本議員さんが言われるようなのをお聞きしております。先般行いました田布施町の有害鳥獣捕獲対策協議会との話をいたしまして、区域を縮小する方向で検討したいと。一応、26年の10月31日までが、一応、決められた期間で制定されてたんですけど、それ以降につきましては縮小する方向で、先ほど言いました木地の自治会も含めて協議をさせていただいたというふうに思っております。

それと、先ほどの猿の件ですけれども、県もいろいろ猿対策についてはパンフレット等つくっております。そのパンフレットによりますと、被害対策のポイントの1つとして集落を餌場にしない。とり残した野菜や集落内に放置された柿などの果実、捨てられたほだ木から出たシイタケとか穂のひこばえや落ち穂などがありますと猿が住みついてきます。

それから、猿の苦手な畑をつくる。見通しをよくして猿が来ないようにするとか、猿が畑の中をのぞけないようにするとか、猿が好まない作物で嫌がらせ、好まない作物というのは唐がらしやコンニャク。それから、猿を人になれさせない、追い払う、猿をかわいがるとう菓子とか与えると、猿がそこに住み着いてしまうということがあります。それと、諦めない。その猿対策を諦めない。それから、防護柵を整備するというようなことがあると思います。

それと、先ほどの箱わなの件がありますけど、資料が出てきましたので、一応、田布施町では大型が8基、小型が10基、小動物用が3基、一応つくられております。木地には、そのうち3基をお貸ししているというふうに思ってます。以上です。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） 落合課長が、今いろいろ猿対策を言われましたけど、実際猿と接していない者がぐじゃぐじゃ言ってもだめなんですよ。県のほうで、爆竹を鳴らせだ何だっって言われますけど、爆竹も四、五回やればもう、また木本さんかって言ってから、逃げやしませんよ。嫌いな食べ物っていてもニンニクでも何でもとっていきますからね。実際、猿と生活しなきゃわからないです、まあ、言うてもしょうがないですけど。

次は、ほ場整備のほうにいきます。ほ場整備のほう遅れておりますが、11月に集会がありまして、木地は池の問題もあって、なかなか取りまとめも難しい面で木地に責任もあります。工事が遅れるということです。木地は大体4億円の工事です。国のほうにどのくらい遅れるかって聞いたところ、約1億円分遅れるという話でした。1億円ちゅうたら、消費税だけで300万円かかるわけです。地元の負担はありますし、また、町のほうも出す税金とか払ってこの消費税分を出さんにゃいけんわけ

ですから、とにかく来年はつくらんにやいけんから、早うしてくれちゅうことで、また業者をすぐ入札したわけです。今度の入札制度ちゅうのは消費税とか、わけのわからん決まりがありまして、9月30日以降に入札したものは、3月31日までに工事が終わらないと消費税がつくわけです。結局、消費税は300万円つくわけです。町長、その点の地元負担は、また町の税金使うわけですから、どう思われますか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ただ具体的にやっておりません。国営ほ場整備を採択した段階で、消費税の問題等は一切審議してなかった経緯もあるんですが、その後そういう状況になってきております。正直言いまして、町の負担も、事実消費税に基づいてやる状況ができれば、これはやむを得ないのかなという気は持っておりますが、やはり地域の皆さん方に、できるだけ負担をかけないでやるということで、国営の場合は、我々県営がやったのと四、五分の1ぐらいの感覚できてる部分もあるし、今後その辺の対応については、国としっかり協議していきたいし、国営事業所ともその辺をしっかりと、推進協の立場がありますので、十分煮詰めていきたいというふうに思います。

町の負担割合についても、まだ直接のなんぼ負担だという話は聞いておりませんので、まだわかりませんが、この辺も、工事が遅れた分から、じゃあ上がるんかという状況になれば、個人、受益者の皆さんと全く同じ、町の痛手になるわけですから、御迷惑かけないように努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） まだいっぱいありますけど、もう一つほど文句言わせてください。

たしか2月12日でしたか、また国のほうが集まってくれと言われて、また集会に行ったわけですが、工事がさらに遅れるちゅうことなんです。木地では、大体10町田んぼをほ場整備に出しております。そのうち、3月31日、期限内には8反しかできないということです。で、4月が4町、残りの5町何ぼは5月になるわけです、引き渡し。木地は、結局法人設立しておりますから、それから利用権の設定だ、農業委員会に6月に出す、早うても6月ですよ。それで、農業委員会で賛成してもらったら、今度は県のほうに申請するわけです。県で、そこで、審査やら何だかんだやりまして、県の広報ちゅうと県報ですか、それに出るのが7月中頃です。

とてもじゃないけど、米はつくれません。早場米も、間に合わない、それまで水をためてはだめだ、耕してはだめだと国に言われて、集会で耕すだけは目をつぶってもらえまあかって言うんですけど、結局だめだちゅうことで、じゃ、どうすりゃええんかと。国が言われるのは、木地は豆でもつくってくれて言われたわけですが、豆をつくっても猿の餌つくるようなもんですよ。猿の軍団が来ると1反、1町を全部とります。結局、木地は米を買って食べるのかということですよ。

この工事費にしても何にしても、お年寄りがなけなしのお金を出したり、あとは、木地は何人か不在地主がおります。とにかく協力してくれとって無理やり協力してもらったうちもあります。また、値上げ値上げでまた上がったでって、なかなか理解を得れないんで、とうとう地元で出すようにしたわけですが、なかなか、ここで言えば切りがないですから、工事の人たちも今、土曜、日曜返上して、私らが遅れちゃったらかわいそうだったら夜なべでもするでついたら、土曜、日曜日もやっております。工事の人も雨の中で大変だと思いますが、町長もあれですいな、ある程度係員から報告受けていらっしゃるわけですよ。で、指示なんかも出されてるわけですか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 直接、係員からの報告ちゅうのは、現況の状況はちょっと報告受けておりますが、私のほうから指示を出すことは、国営事務所に対してしっかりとやるように言う。国営事務所も私のところへ参りました、2度ばかり来て、申しわけないと。ただ、遅れたもんで耕作ができないというような状況がもし起きた場合は、地域の皆さんの理解をしっかりと得なきゃだめだよという、やかましく国営事務所長には話してあります。その辺は、ちゃんとしますという約束事ではしておりますの

で、ただ、今言った各担当のほうから受けてるのは、うちの担当課からこういう状況ですちゅう報告は受けておりますが、できるだけ国営事務所、しっかりハッパをかけてやってほしいというお願いしか、今の段階ではしていません。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） 町長も私たちと同じ依頼主ですから、地元のいろんな困っている問題とか要望を係員から聞いて、時には地元の集会に出てきてもろうてから、木地の者は皆、私と同じで気が弱くて無口ですから、あんまりしゃべれないわけで、町長、その大きな声で言うてもろうたら少しは国のほうも考えると思います、これもあくまでも6月だ7月だと予定を言われたわけですが、また、遅れの遅れも出るかもしれないちゅうことですが、これは考えたら切りがありませんけど、農業委員会でも法人を設立してくれと言われております。せっかくできた法人ですから、私らも一生懸命やりますし、町の方も足を引っ張るようなことなくよろしく協力、援助、お願いいたします。

次の中山間地ですが、いろいろな条件がありますが、木地でひっかかるちゅうのは人口密度か、傾斜地も県道から畑、計算しますと20度近くあるわけですよ。人口密度だ何だちゅうても、当時から平成17年から、随分、戸数も減っています。空き家もできていますし、もう一回、面倒だろうけど調査してもろうて、何とか申請できるようにお願いいたします。

あと、最後の質問に移ります。町長の進退について、ほ場整備も始まっておりますが、町長、まだ何かやり残した仕事ちゅうか、何かありますか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 7年数カ月前に、初めて町長に出たときに掲げた公約ができないで、今、随分苦慮してるのが健康づくりであります。

あの中に、やはりスポーツを通じた健康づくり、町民みんなが健康でおれるまちづくりちゅうのを掲げてるんです。いろんな形で今回の質問にも多く出ておりますが、やはり住んでる住民の皆さんが本当に元気で健康でおられること、これが全てだという気持ちを自分が持っております。健康一番だというのをいつも言ってるんですが、まだまだその辺が十分に機能してないから、町長になった当初にはいろんな形で健康づくりを訴えようと、いろんなスポーツを通じた対応の仕方をしっかりやろうという気持ちで広報等も活用させてもらって、何ぼか1ページいただいて、健康づくりにはということを出した経緯もあるんですが、やはり、一番は一人一人が自分の身を、自分の健康をということをしっかり心得ていける方法をとる以外ないかなという気持ちを持っております。

行政として我々ができることは、そういった要望に対して健康づくりには何が必要なんだと、どういところが要るんだと、あるいは、そういう施設が要るんだと、あるいは、そういう場所が要るんだという状況があれば、それもできるだけ対応していけるまちづくりをしていかなきゃいけないなという気持ちは持ってるんですが、今日の質問の中にもありましたように、河川の周りでしっかりウォーキングができたり、ジョギングができたり、あるいは町の至るところで自分の体をしっかり健康づくりのために使えるスペースがとれれば、これが一番いいんだろうというふうに思います。まだ、そこまで十分いってない部分、これが最終的には町の財政にも助かる部分の保険系統にも関わってくるわけですから、もう一遍、それはしっかりと、今後もやっていきたいという気持ちを持っております。

それ以外にも、町に対してのやり残しという表現をしますと、いろんな面でやっていかなきゃいけない部分が次から次へ、新しく出てまいっております。

耐震化の件も、私が町長になったときには耐震なんてのは余り言わなかったんですが、それ以降に、中国の大震災以降、急に耐震問題、あるいは当時あるのはあった、神戸のあたりの大震災で耐震問題があったわけですが、あるいは新潟の大震災等があって、耐震をやってたんですが、一番の危機感是中国の大震災が、やはり公共施設、学校施設の耐震化をしっかりとやれと。

あるいは、個々個人の備えの住居等の問題についても耐震という問題が出ておって、いろんな補助

金を出してもなかなかそこまで関心がいなくて申し出が少ないと、建設課に聞いても、いや、ほとんどないですって言う状況。この辺も、やはりもう少し研究して、多くの皆さんが安心・安全の住まいづくり、そして公共の施設づくり、そういうのを考えていかなきゃいけないのかなど。

年々、新たな問題が出てまいります。それを言うたら、一生涯、町長やったとしてもできるもんじゃないという気持ちは持っておりますが、一つの区切りとしては、大事なものはちゃんと整理していく、そのためにはもう1期に頑張っておこななきゃいけないんだという気持ちになっております。今の段階ではそういう気持ちで、自分の目標を立てた分だけは何とかやりたいという気持ちでおります。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） 町長も、私と同じ年ですから健康に気をつけて頑張ってください。

最後に、難しい質問の一つさせていただきますが、町長、約8年間ですかね、町政やられて、自分で点数つけたら何点だと思いますか。（笑声）どれぐらいの点数つけます。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） パーセンテージで質問されたら、なかなか厳しいんですが、自分としては6割から7割方の自分の気持ちは出し切ってるかなというように思います。100%には到底届きません。終わります。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） 以上で、終わらせていただきます。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、木本睦博議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（藤山 巖議員） 次に、河内賀寿議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） それでは、一般質問をします。

質問方式は一問一答で、質問事項の1は、広告料収入をもっと増やしてはということで、答弁者は長信町長、教育長をお願いします。

数年前から「広報たぶせ」の中に民間広告が載るようになりました。広告料収入増には、ほかにもいろんなアイデアがあると思います。案の一つとしては、町民プールや体育館、グラウンドなど、企業に命名権を募集してはどうかということです。B&G関連の施設は、昔の寄附のときのいきさつなどもあるから難しいかもしれませんが、第2体育館とも言われる田布施勤労者体育センターなどはいかがか、いいのではないかと思います。

柳井市の例を挙げると、ビジコム柳井スタジアム、バタフライアリーナ柳井市体育館の2件とも年間105万円の広告収入だそうです。更新は3年ごとの更新で、ビジコムは最近したそうです。こういうなのです。

柳井市民球場、柳井市体育館という名前だけでは1円にもなりません。命名権広告収入は、施設の管理、そのほかに大変役立っているようです。

さて、我が町では、プールの工事費も高騰の折、広告収入で少しは費用の一部でも補ってはどうかということです。で、命名権とは別の広告の話にもなりますけど、2つの体育館内には現在1社、シタニススポーツさんが入り口のところに、有料広告掲示板の場所に広告パネルが張ってあります。まあ、ありがたいことです。これも何社か、もっと増やすということはできないでしょうか。

また、グラウンド周辺に広告看板を立てるなどの案はどうでしょうか。プールの壁は、これから建設するのですから、広告看板を将来つけても大丈夫なような部品などつけておくというのも考えてみてはどうかと思います。

厳しい財政の中、広告料収入をもっと増やすことは大事だと思います。5年前の一般質問では、庁舎内看板をしては、というのをしましたが、それはどう検討されたのでしょうか。広告についての質問ですが、まず町長からよろしくをお願いします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

平成21年3月の定例会での広告料収入についての御質問に、まずはスポーツセンターなどの対応を検討したいとお答えし、庁舎内への広告掲載については、他自治体などでの取り組みを参考にしながら、次の課題としたいとお答えしていました。

これは、本庁舎の場合、来庁者にお待ちいただけるような玄関、ロビーや待合室もなく、また通路も狭いため現状では庁舎内に企業広告等を掲載するエリアを設けることは適当でないとの思いから申し上げたもので、その後、本庁舎1階では、新たに旅券事務の取り扱いを始めるなど、そうした状況は変わっておりませんので、今も今後の課題として捉えております。

なお、スポーツセンターなどの取り組みにつきましては、教育長のほうから答弁をしたいと思います。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。

それでは、私のほうから命名権の募集と、それからグラウンド周辺の広告看板の2点についてお答えをいたします。

公共施設の改修及び維持管理等には多額の経費を要し、今回のスポーツセンタープールの改修工事にも多額の経費が必要であることは、議員御指摘のとおりであり、厳しい財政の中で、企業から施設の命名権を募集するというのも、確かに必要ない方法だと思います。

しかし、田布施町スポーツセンターという名称への町民あるいは利用者の愛着の度合いとか、また本町の施設規模あるいは利用者に魅力を感じて命名権を獲得するような企業があるかということにつきまして、今後そういった検討に努めてまいり所存でございますが、現段階では、町の名前を大切にしていくのかとか、名称で広告料を得るのかといったことで、命名権の募集については現在の時点では難しい事案ではないかなというように考えております。

また、グラウンド周辺に広告看板を設置してはどうかとの御提言ですが、グラウンド周辺の景観の問題、グラウンド利用者の反応、広告看板の規格、広告を募集する場合の初期経費等の問題、また、応募企業の見通し等、多々課題がありますので、この件につきましては、検討課題というふうにさせていただけたらというように思います。

なお、町の教育委員会では、前回の河内議員の御提言を受けて、スポーツセンターの指定管理者である田布施町体育協会と協議し、平成22年度からスポーツセンターの体育館内に有料広告の募集を開始しました。現在、先ほど御紹介ありました1社のみ応募状況ではございますが、今後、応募団体が増加していくよう期待しておりますし、また体育協会等とも連携しながら、また協議していきたいというように考えております。以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 河内議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） ありがとうございます。最初の町長のほうからの、この庁舎のほうの件からのお話ですけど、5年前に質問したときも、ちょっと、場所、スペースの関係が難しいというお話でしたので、それは十分理解しております。あんまりごり押しというのもあれですけど、今ごろは張り方もいろいろあって、ラッピング、あれなんていうんですかね、ラミネートシールとか、いろいろ簡単にこんなところのバスの壁面に張るようなやつとか、簡単に張れるような、技術の進歩もあるのかもしれませんが、あんなに使ったら、例えばこことかでもいけるんじゃないかなという気がしますけど、その辺はちょっと技術的な点なんで、広告はちょっとその辺はあれですけど、できたら今日、婦人会の方とか上がってこられるときでも、ああ、いろいろあるんだなと思われるような、目にとまるような場所とかに張って、できんことはないと思うんですけど、その辺はいろいろと検討していただければと思います。

本題といいますか、体育センターのグラウンドのほうを今日は中心に話してみたいなと思ったんであれですけど、今の御回答で、名前について、田布施町の名前とかこだわりとかもちろんあるので、

ちょっとそう簡単には変えるわけにはいかないというようなのも、いろいろ町民の考え方、いろいろとは思うんですけど、そうなんかのと思って、ビジコム柳井スタジアムの場合だと、柳井市民球場という名前が消えちゃうんですけど、バタフライアリーナの場合は、柳井市体育館のただ上についてるんですよ、このバタフライアリーナというのが。だから、バタフライアリーナ柳井市体育館という名前になっちゃうみたいですから、だから、別に田布施勤労者体育センターの上にもう一つ、バタフライアリーナがついてもいいし、ビジコムがついてもいい、そういう書き方で、別に並べてもバタフライの方とか、別に下も消さんでもええっていうことだったんじゃないかなと思いますので、だから、田布施の名前も残るんじゃないかと。

その辺は企業との話し合いによって、いや、もう消してくれ、自分とこの会社の名前だけにしてくれっていうところもあるかもしれませんが、会社によっては別にそのまま使ってもいいですよ、上につけてくださいっていうところもあると思いますので、その辺はちょっと会社によっていろいろ違うんじゃないかなと思いますので、ぜひよかったら命名権というので、一応応募とかして見て、それだったらそういう協議をされて、うまくいったら命名権、幾らかの収入になればいいんじゃないかなと思います。

ビジコムとかは年105万円なんてすごい金額で、うちは町ですから、市とは違って、もちろんそんな金はちょっと難しいかと思いますが、それは10万円単位とか何万円単位とかいろいろあると思うんですけど。やってみて悪いことじゃないと思いますし、町民とかも、もちろん名前もすごく愛着というのものもあるかもしれませんが、やっぱり、例えばビジコムさんがこの田布施のやつにまた出してくれたという例をもした場だと、ビジコムさん気遣うてくれましたねと思うような方が、町民の人でも大半になるようだと思います。だから、柳井の市民も、球場なんかそんな感じじゃなかったかなと思うんですけどね。ぜひ、命名権というのは、できたらいろいろよく検討していただければと思います。

あと、先ほど指摘した、私が前に5年前に言ったのが少し考えてもらって、有料広告掲示板というのができて、1件だけ今あるというのも紹介されたと思いますけど、1件っていうのも何ですので、できるだけPRしてもらって、あそこに2件、3件と張られるようなことがくればいいんじゃないかなと思うので、努力、よかったらよろしくお願ひしたいと思います。そんなところですかね、広告についてはこんな感じで、ぜひいろいろ検討をお願いします。

もう1件、今、これからプール建設するんですけど、広告板みたいなのをもしつけるとして、さっきちょっと入れたんですけど、ビスかなんかわかんないですけど、張れるような、今からつくるんだったら何か部品とかをつけて建設するというようなことはできませんですか、その辺ちょっと聞いてみたいと思います。

○議長（藤山 巖議員） 鳥上技幹。

○建設課技幹（鳥上 清史君） スポーツセンターのプールの上屋なんですけど、一応外壁が多分ガルバリウム外壁なので後からつけることは可能だろうと思います。

○議長（藤山 巖議員） 河内議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） そういうのを検討に入れて、いいのをつくっていただければと思います。それでは、広告についての1問目の質問を終わりたいと思います。

2問目にいきたいと思います。

質問事項2、地域おこし協力隊員を増やしてはということで、答弁者は、町長でお願いします。

昨年春から2名の地域おこし協力隊員が活動しております。私も、ある行事で一緒になって作業をしたこともあります。お二人の地域に溶け込もうとする姿は感動しました。高齢者の方々からも高評価されているように見えました。3年間の給与の制約やいろんな問題点もあると思いますが、地域の活性化のためにも、数年後ともいわず、今の2名だけといわず、もっと多く隊員を募集してはどうでしょうか。町長、お尋ねします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

地域おこし協力隊員を増やしてはというお尋ねであります。

地域おこし協力隊員事業は、総務省の財政支援を受け、最長3年間の任期中に、人口減少や高齢化等の進行が著しい地域において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした取り組みでございます。

本町では、平成25年4月より田布施町地域おこし協力隊員2名を委嘱し、地域の活性化に取り組んでおり、委嘱から約1年が経過いたしました。任期については、冒頭でも触れておりますが、総務省から財政支援を受けることができるのは最長3年間と決められており、また、本町の地域おこし協力隊員設置要綱の中でも最長3年としているところでございます。

現在、協力隊員は、任期終了後も田布施町に定住するための生計を立てていくための活動、いわゆる「なりわい探し」を懸命に取り組んでいるところでございます。私としましても、しばらくは協力隊員のなりわい探しの取り組みを見守り、協力隊員が任期終了後も定住・定着をし、引き続き地域の活性化に取り組んでくれることを切に願っております。

また、次に、もっと多くの隊員を募集してはどうかということでございますが、地域おこし協力隊員事業は、地域、行政、協力隊員がそれぞれの役割を明らかにし、実行することが重要であります。その中でも、特に重要な位置づけとされるのは地域でございます。地域の中で協力隊員に求めるものは何か、地域の主体性はあるか、生活条件が整備されているか、定住の見通しが共有できるかなどの条件が必要不可欠であります。今後は、このような諸条件や地域の受入体制を整えば、さらなる協力隊員の募集を検討してまいりたいと考えています。

いずれにしましても、現在、任期中の協力隊員には、移住者の先駆者として、新たな移住者の誘致、移住者にとって最も必要ななりわいや住居など受け皿の確保、また仕組みづくりを大いに期待しているところでございます。

○議長（藤山 巖議員） 河内議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） 今、答えをいただきましたので、この質問は地域の受け入れが整えば、さらなる募集を考えられておるという答えで、それでもう十分と思います。

ただ、この辺があんまり期間が先だと、国というのは、よくこれをやりますと言ってもすぐ打ち切りとかがよくありますので、ちょうど今、総務省の協力隊事業のおかげで大体、田布施の町の負担よりも国が大体出していただくというので、そういう国主導のやつですので、財政面において、町財政にそんなに負担かからんというぐらいメリットの部分じゃないかなと思うので、この提案したんですけど、国がもう、いつすぐにやめる、来年すぐ打ち切るとかいうことを国というのはよくやるような気がするので、それでちょっと焦ってという表現したらあれですけど、もう2人ぐらいとか、国が出してくれるうちにしたらどうかという提案のつもりもあったと思います。

あと、馬島、今2人、一生懸命農作業やいろんなことされて、行っておうちも見せていただきましたけど、非常に一生懸命やっちゃってと思いますが、できれば同世代の方のお仲間というか、もう1件近くに2人ぐらい来られたら、何ですか、共同体としての、自分らのみだけと違って、同世代の話し相手として一緒にやっていくとかいう意味も込めても馬島の中で、もう1件、もう1チームぐらいあるほうが私は双方とかで倍増といいますか、パワーの倍増といいますか、そういう点でもいいんじゃないかなと思うので、特にもう2人ぐらいはいいんじゃないかと、かなり早い段階でと。まあ、来年ないし再来年の任期が3年の後でもいいかもしれませんが、できればもう2チームぐらい、早目にとかそういうことを期待して、この質問は終わりたいと思います。

ただ、今うまくいけば、さらなる募集を考えておられるというので、前向きみたいに思いますので、どうぞ対応をお願いします。

これで私の質問を終わります。失礼いたします。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

午前2時45分休憩

午前2時55分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、瀬石公夫議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） それでは、私は2点の質問を行います。一問一答方式でお願いします。

1点目の質問は、集落の維持についてでございます。答弁者は町長でお願いします。

それでは、質問をいたします。地方は、急速に進む高齢化、少子化、過疎化の進行で、集落の自治や道路、水路の維持管理、冠婚葬祭など、共同体としての機能が急速に衰えている。集落で、人口50%以上が65歳以上の高齢者になり、社会的共同生活の維持が困難になっている集落を「限界集落」と、元高知大学人文学部の大野晃教授が提唱した概念である。本町においても、65歳以上が50%を越す限界集落、自治会や班が存在するのではないか。

また、人口の50%以上が55歳以上を占める集落を「準限界集落」、人口50%以上が55歳未満を「存続集落」と定義しており、高齢化など、表面的な事象だけで集落問題を見ようとせず、集落別に高齢化率や後継者の有無等の分析は重要であり、今後どのように集落と向き合い、集落の存続と集落住民の福祉向上に努めようとされているかお尋ねします。

次に、1点目として、自治会長、行政協力委員等は、地域で回り番となっているところが多い。しかし、高齢等で引き受けが困難な家庭が生じているが、町の対応は。

2点目として、道路や水路の多くが地元への維持管理委託や地元保全となっているが、本来は所有者である町が維持管理を行うべきではないのか。高齢化、後継者不足により、地元が苦慮しているとはよく聞かすが、町の対応はどうか。

3点目として、集落の存続のためには、中心部への買い物や通院などの交通手段が重要であるが、私が昨年質問したデマンド交通の対応はどのようになっているかお尋ねします。

よろしくお願いします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

高齢化社会における集落維持について3点のお尋ねであります。

全ての都道府県で65歳以上の老年人口が、14歳未満の年少人口を上回る現在、急速な高齢化によって生じるさまざまな弊害は、日本が直面している大きな社会問題となっております。

平成25年10月1日現在の本町の高齢化率は31.5%で、山口県の高齢化率30.24%を若干上回っておりますが、県内6町では5番目という状況でございます。

前段で、本町にも限界集落や準限界集落があるのではないかとのお尋ねですが、平成25年4月1日で見ますと、65歳以上の割合が50%を超える、いわゆる限界集落に相当する自治会は3つあります。また、55歳以上の割合が50%を超える、準限界集落に相当する自治会は40という状況にあります。

それでは、1点目の自治会長等が順番になっている等のところが多い、高齢などで引き受けが困難な家庭もあるがとの御質問ですが、最近3年間の町への自治会長の届け出では、73自治会のうち、会長が1年で交代されるのは22自治会、2年交代が48自治会で、3年以上務められた自治会長さんは3自治会にとどまっております。

自治会の役員選出については、平成13年にそれまでの区制度を廃止し、自治会制度へ移行する際に、各自治会の実情に応じて自治会規約で定められました。

御質問のように、現実的には、自治会長を順番で決められるところがほとんどで、高齢やお勤めなどで、自治会長を引き受けられないで困っているという御相談を受けることもあります。自治会役員は、あくまでも規約の規定に沿って推薦や選挙といった方法で選出していただく以外になく、各自治会で、そうした事情を踏まえていただくようお願いしているのが現状であります。

2点目は、高齢化や後継者不足による道路、水路の地元管理に対する対応についての御質問であります。

現在、法定外公共物と町道の一部について、地元自治会での維持管理をお願いしております。特に、法定外公共物は、町内に膨大な数があることやその利用者が限定されていることなどから、従来から慣習などにより受益者での維持管理が行われております。法定外公共物は、国から町へ移譲されたもので、機能管理は町が行っておりますが、維持管理については町で管理することは困難であると考えております。

また、町道についても一部で自治会による管理をお願いしております。現在の制度は、春と秋の2回、地元自治会が行う草刈りなどに対し、委託料を支払い、道路を保全していただくというもので、地元自治会と町が一体となって地域を支えていくという制度であり、こうした協働の取り組みは、今後でもできる限り継続してまいりたいと考えております。

しかしながら、御指摘のように、高齢化による労働力不足などにより、自治会での維持管理など対応が困難になっていく場合も考えられますので、今後、自治会の現状、委託町道の状況等を的確に把握し、対応について検討していきたいと考えています。

3点目は、デマンド交通についての御質問であります。

コミュニティーバス、乗り合いタクシーなどの地域交通対策につきましては、瀬石議員初め多くの議員から御提言いただいております。町でも、第5次田布施町総合計画の実施に当たり、地域交通対策プロジェクトチームでの研究を進めてまいりましたが、今年度に入り、プロジェクト報告を具体化するために、関係各課等が連携し、地域交通対策準備会を立ち上げ、今回、買い物送迎サービス事業（案）を取りまとめました。

買い物送迎サービス事業は、町の福祉タクシー制度を利用させていただくことができない方を主な対象とするもので、利用の際に事前の登録が必要となります。

登録の要件としては、65歳以上のひとり暮らしの方、または75歳以上の高齢者のみの世帯で、福祉タクシーを利用されていない方、もしくはその他75歳以上の高齢者で、生活の移動手段を確保してあげなければ、生活に大きな支障があると見込まれる方としております。

この事業は、社会福祉協議会を事業主体に、当面、10人乗りワゴン車1台による運行でスタートし、利用状況や需要に応じ、サービス内容を拡大していきたいと考えております。

また、運行は、運送効率を維持するため、曜日を決めた校区単位の運行で、1日2便としており、午前の便は、9時に最初の予約者のお宅にお迎えに行き、予約者のお宅を回り、高齢者いきいき館前から田布施駅までをお送りし、帰りは、田布施駅11時発で、高齢者いきいき館前を経由し、各お宅までお送りします。

午後の便は、同じように13時に最初のお宅にお迎えに行き、帰りの田布施駅発を15時としております。

なお、188号線などのバス路線に經由することもできますので、その際には、最寄りのバス停まで予約可能となります。

登録後、利用される際には2日前までに電話予約していただき、利用料金は1回500円で、チケット制となっております。

この買い物送迎サービス事業の開始については、2月20日、道路運送法に基づき、田布施町有償運送運営協議会を開催しました。この協議会は、有償運送の実施や国庫補助金申請に必要な事項を協議するもので、運輸局、県交通政策課、柳井地区タクシー協会、防長交通など、関係事業者にお集ま

りをいただき、事業実施について御了解をいただいたところであります。

町としましては、4月から6月にかけて、利用者登録申請受付、陸運支局への登録、国庫補助金関係書類提出などを行い、7月1日から試行運行、そして10月1日からは事業開始したいと考えております。

なお、この事業関係経費325万2,000円を平成26年度当初予算案に計上しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 3番からになります。3点目のデマンド交通、今町長のほうは買い物送迎サービスと言われましたが、これが7月1日から始まるということでございますが、これはいろいろ業者さんとのいろんな、県とも、三和交通、いろいろだということで、走りながら考えていただいて、特に使いやすいような方法で、途中から方法を変えられてもいいんで、そういうことを考えられて今後進めていただきたいと、このように強く思います。まず、新しいことでございますので、走りながら考えて、住民の立場になって考えていただきたいと、このように思っております。

そして、1点目の自治会長の行政協力委員でございますが、これ、先ほど自治会の規約等でいろいろと決まっているということでございますが、それができないと言うから、このようなことを言うわけございまして、昨年10月に各地域自治会長との意見交換会の概要という書類を見ますと、自治会長は「町からの業務が負担になるので、減らすことを考えていただきたい」と、「今行政協力委員の役目もあるので、難しい問題である。今後研究したい」とそのとき答えておられるわけなんです。この社会が変わっていけば、サービスも変えていかなきゃいけないと思うわけで、町の中で職員が、地域担当の職員を置き、133名おられるというんですか、置かれて、そういうことで窓口となって対応していくなり、そういうことを今後、役場には政策調整委員会というのがあるんですかね、そのあたりで検討していただけるかどうか、ちょっと質問いたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 役場の職員を、今、自治会自体が機能しないところには、いろんな意味を持って手伝っている状況もありますし、今後、その辺はしっかり検討していかないと、自治会自体が機能しないということになりますと、困るのは行政を扱う我々でありますし、また住民の皆さんも町との連携がとれないということで困られるわけですから、その辺しっかり研究して、考えていきたいと思っております。できる、できないという状況はあります。77自治会ありまして、133名の職員がいますが、全てが機能できるかどうかという問題がありますので、しっかり検討させてください。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） それでは、今の自治会の件については、しっかり検討してもらって、先ほど申しましたが、社会が変わればサービスが変わるということを十分認識していただきたいと、このように思っております。

そして、道路の管理でございますが、地元への維持管理ということを我々も部落で、メーター10円ぐらいもらっているわけですけど、その言葉がおかしいと思う。維持管理というより、地域で、何といたしましょうか、保全をしてくださいということじゃないかと思う。

維持管理というのは、町道であっても、ちょっと地域じゃできないと思う。維持といえば、いろんな考え方があるが、そのまま維持して管理、統括していくちゅうたら、地域でできるんか。もっとその辺の、町の何かを地域に委託管理するけど、どの程度までとか、そういう基準というものを役場で今後つくっていただき、また地域で人数が少ないのにべらぼうに町道の面積がある、距離がある、面積があると、到底不可能じゃないかちゅうことに対しては、そのあたりは何か手を差し伸べていただいて、町と協力しながらできるような体制というもの。

それを言いますのは、私の部落でちょっとのりを刈る草刈り機を買ったわけなんです。それで、そ

の機械を試すためにちょっと刈ってみたら、私ともう一人谷さんという方と2人で1.8キロ刈れたわけなんです。それから、町と協力すれば、そういうことも手助けができるんじゃないかと思うわけ。

それ職員というよりそういう、我々が役場へ入ったときは、町道維持管理という方で現業職の人が2人ぐらいいらっしまったわけなんです。そういうことも考えていただきたいと。何かありましたら、今のこと、前向きに考えるなり、そういうことがありましたら、ちょっと御答弁を。

○議長（藤山 巖議員） 川添建設課長。

○建設課長（川添 俊樹君） おっしゃるように、維持管理といいましても、地元へ委託してますのは、基本的には草刈り、交通安全上支障が出るような草刈りを中心に、できる範囲でのお願いということで、お願いしています。

御相談も受けたこともございますけれども、高齢化等で、なかなか対応が難しいという御相談を受けたこともございます。そういう御相談があれば、状況等勘案しながら、いろんな方法がございますので、検討はさせていただきたいというふうには思いますけれども、先ほど町長が申しましたように、地元と町が協働でやっていく制度なので、非常にいい制度だと思っておりますので、これを継続しながら、補完的にいろんな対応を考えさせていただきたいというふうには思います。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） よくわかりました。これは他町のこういう質問に対しての答弁であったわけですが、高齢化、後継者不足と適切な維持管理ができないケースもあると、こういう世の中で、必要な支援については考えると、よその町長さんは述べられておりますので、今の答弁がそういうことだろうと思っておりますので、もしか違えば。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） できないちゅうことになりや、町もしっかりと支援していく、いろんな方法を考えていかなきゃいけないと。できるだけ頑張ってもらって、若い人にも入ってもらって、自治が守れるようにやっていくのも地域の、やはりそれも地域の仕事だろうと、行政ができることも支援するし、地域も自分たちの地域を守るための、若い人に協力を得る、入ってもらって、それも一つの手だろうと、今言われたとおりであります。やれないところはちゃんと対応しなきゃいけません。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） どうも、そういうことで、ありがとうございます。いろいろ部落でやる事が多くて、お年寄りの方なんかは、今後住むのに不安になるちゅうようなことがないように、よろしく願いいたします。

それでは続いて、今の質問は、以上で終わります、続きまして、2点目の質問を行います。

質問事項は、自治体クラウドの取り組みについてでございます。答弁者は町長でお願いします。

それでは、質問をいたします。今後、予測される人口減少により財政規模の縮小が考えられる。効率的で効果的な行財政運営を行うため、5年後、10年後を見据えての取り組みが重要であると痛感している。本町では、現在、基幹系情報システムを庁舎内に置き、富士通に業務委託しているが、自治体クラウド、つまり町が基幹系情報システムを庁舎内ではなく、外部のデータセンターやメーカー等において保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする仕組みである。

各自治体は、ほぼ同じ内容の業務を行っており、複数の自治体が共同化を進めることにより、割り勘効果によるコスト削減やシステム管理等の業務の負担軽減や住民サービスの向上が期待できる。また、東日本大震災の経験も踏まえ、堅牢なデータセンターを利用することで、セキュリティーの強化、災害・事故等発生時の業務継続などを図ることができる。

本町では、現在のシステムと自治体クラウドシステムのメリット・デメリット、経費等を比較検討されたことはあるか。限られた財政の中で、コスト削減などのメリットがある自治体クラウドを早期に導入すべきと考えるが、町長の見解をお尋ねします。

よろしく申し上げます。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

自治体クラウドの取り組みについてのお尋ねです。

御提言のように、全国的な自治体クラウド化の進展もあり、県内6町でも電算システムの共同利用の可能性について、平成24年12月より山口県市町総合事務局内に「自治体クラウド調査研究のための研究会」を山口県町村会会務運営委員会と合同で開催し、現在まで計7回の調査研究を重ねているところであります。

自治体クラウドを導入した場合のメリットを申しますと、自前でシステムを所有しないで、システム構築及び機器購入に要する経費など、導入面でのコストの削減が図られます。また、保守・管理に必要な技術、知識を有する職員を常設する必要がなく、人的な運用コストも利用料に反映されるため、1システムを複数自治体で利用することにより運用管理コストが按分されます。

そのことにより、職員の作業負荷が大幅に削減されるなど、運用面でのコストの削減も図られます。さらに、帳票の調達、帳票出力、封入及び搬出等までを共同運用することにより、さらに経費削減効果が大きくなることも期待できます。

2点目のメリットは、データセンターの利用により情報セキュリティーの確保でございます。自治体が有するデータは、住民の個人情報等であり、東日本大震災では、庁舎被災も想定したデータの管理体制や、いかにして業務を継続していくかが重要な課題となったことは記憶に新しいところでございます。

3点目のメリットは、自治体間でシステムを標準化し、業務を統一することにより、他の自治体との事務連絡が図られ、課題など情報共有が期待されます。

一方でデメリットを申しますと、割り勘効果を楽しむには、システムのカスタマイズを最低限にして、各自治体固有の業務運用を考慮した機能要件を整理・調整する必要があります。また、現在の住民サービスを維持するためにも、業務の調達範囲を満たしておく必要があります。仮に一部のみの共同利用となれば、現状あるハードウェアや業務アプリケーションを保守・管理していかなければならないため、複数業者による複数契約となることも考慮しておかなければなりません。

今後の本町の対応についてであります。現行の電算システムを平成29年3月まで使用することとしており、さらに保守・管理を2年延長することも可能となっております。

また、今後施行される「社会保障・税番号制度」や「子ども・子育て支援制度」などの重大イベントに集中するため、安定稼働を最優先に置きながら、並行して最善な自治体クラウドについて、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 前向きに検討されているということなんで、結構で、私は、なかなか各町村とも契約時期が違うからできないとか、そういうように回答を受けるかとも思ってたわけですが、そのように検討されるということでした。

それと、私がちょっと思うんですけど、今、インターネットなんかで見ると、日本IBMがよくこのクラウドのことをよく宣伝に出してるんで、あんまりこのメーカーをこだわらずに、外資も入れて、将来考えるようなことでやっていただきたいと。やはり外資も入れると、思わぬ安くできることもあるんで、日本の企業だけを相手にせず、そういうところにもいろいろ入札、入札というか、相談も投げかけられたらいいんじゃないかと、このように思っております。

この件につきましては、前向きに検討して、この経費の削減をして、なるべく住民に直結したものに予算を使っていただき、住民の生活を盛り上げていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） 次に、高川喜彦議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） よろしくお願ひします。

私は通告のとおり、4件質問させていただきます。質問の方式は、最初は一括質問、一括答弁をいただきまして、2回目より一問一答でお願いをいたします。

質問事項の1は、長期・中期の新町財政計画を策定し、また財政収支について、議論をしてみたいと思うのでございます。

また、来年度26年度の予算並びに一般会計、特別会計ともに、予算は、今日この質問が終わった後、上程されるものだと思います。まだ決まってるわけじゃないんですが、いずれにしても、この予算についても考えてみてはと思うことがありますので、ちょっと御提言も含めて申し上げます。

通告いたしておりますように、国においては、「相互に補強し合う『三本の矢』を一体化することで生まれる推進力によって、民需主導の持続的成長を実現する。今後10年間の平均で名目国内総生産の成長率を3%程度、そして実質国内総生産の成長率を2%程度の成長を目指す」としております。

「三本の矢」っていうのは、第1の矢は、御承知のことですが、大胆な金融緩和政策をとるということ。第2の矢は、機動的な財政出動を行う。第3の矢が、民間投資を喚起する成長戦略を実行していく、この3つを同時に、あるいは様子を見ながら逐次やっていく、そういうこれから政策をとっていくんだという方針を、あるいは戦略を立てているわけでありまして。こういう戦略を立てて、実際の施策をそのときどき決めていく、こういう財政の取り組みっていうのが必要ではないかというのが、私が御質問あるいは御提言をしたいという、一番そこにあるわけです。

ついでに申し上げますが、そういう三本の矢の施策が一番基本にしなければいけないのは、この財政の収支でありまして、この収支が赤になってはいけないということなんです。プライマリーバランスという言葉があります。常に、収支を念頭に置きながら、赤にならないように運営をしていかなくてはいけない。このことを私は申し上げたいわけでありまして。かつてその質問で申し上げたことがあります。財政収支を保つためには、常に「入るを量って」、収入をしっかりはかって、「出るを制する」、歳出、支出を抑えていくということが一番肝心なことなんです。こういう観点から、年度の当初に予算を立てるときも、やらないきゃいけないんじゃないでしょうかということが申し上げたいわけでありまして。

先般、2月の26日に、平成26年度の予算についての議会への説明をいただいたわけでありまして、私はそのときに強くこのことを思ったわけでありまして。一般会計においては、プライマリーバランスがきちっととられている、しかし、もう一つ大事なものは、特別会計がプライマリーバランスがとられてない、この辺であります。

総額は、101億9,156万1,000円の予算になるということでお示しをいただいておりますが、この中で、約45億6,256万1,000円という特別会計の内訳を見ると、収支が非常にアンバランスな面があるというふうに私は受けとめました。こうしたことから、いずれにしても、この点を強調して、したがって、これからの予算の編成をする、あるいは執行していくについては、この収支を常に念頭に置いてやっていって、財政の健全化を図りますと。

国のほうは、平成32年を目標にして組んでおります。平成32年、田布施町の平成32年の会計は、財政はどうなっていくのか、この辺のところをしっかりと示しを願いたい。それを特にみんなで議会へも示していただいて、既に財政計画はあるんですって言いますが、それをそのとき、そのとき都合によってローリングするっていうんじゃないで、やっぱりきちとした財政健全化の方針を打ち出して、その方針に沿ったいわゆる予算といいますか、これを策定し、また執行していくようにしましょう、こういうことが申し上げたいわけでありまして。

そういう中で、我が国の財政を見ますと、これからの日本というのは、人口の高齢化等に要因、起

因する歳出の増加が続く、それから、リーマンショック後の経済危機への対応、あるいは今盛んに言われていますが、東日本大震災の対応等が重なって近年著しく財政が悪化している、こういう中で、借金はどんどん増えて、こないだインターネットで調べてみましたら、財部誠一さんが考えたという借金時計というのがありますが、借金時計、もう1秒ごとに幾らになったちゅう、利息はついて、おびたしい数字になっておりますけれども、今、969兆3,243億2,957万円という数字が出ております。これを国民1世帯当たりで割り算すると、各世帯が1,865万8,612円を背負ってることになるという、カチカチ、1秒ごとに数字が出ております。

こういう状況でありまして、大変累増する借金、極めて厳しい状況にあるんだということもしっかりと見据えた上で、それに対応するこれからの戦略を考えておくことが、今、国のほうでなされていることでもあります。こうした中で、三本の矢が持続的に効果を発揮していくとともに、財政の健全化への取り組みを目指して、具体的な取り組みを決めていることは御高承のとおりでございます。

で、町の、やはり財政においても、現状の認識をしっかりとした上で、そして、少子高齢化あるいはこれからの老人医療の介護、医療の費用もかかる、こういうことの収支を予測して、中・長期の財政計画というものを立てる必要があるんじゃないでしょうか、いうことを、質問とともに御提言も申し上げてみたいと思うのでございます。

2問目は、防災拠点となる避難場所の耐震化の推進状況についてということでお尋ねをいたします。

防災拠点となる避難場所の耐震化の状況についてお尋ねいたします。

いよいよこの3月の11日、東日本大震災から満3年となる、いよいよ3年目を迎えるわけですが、いろいろとその復興なり、またここへ来て急に、南海トラフの大震災、大地震があるというようなことも盛んに警告されているようであります。

こうしたとき、防災の拠点となる避難場所の耐震化の状況について、しっかり確かめておきたいと思ひまして、質問するわけであります。

先日、NHKのニュースで聞きますと、全国的に見て山口県の耐震化率は47都道府県のうち、たしか43番と言ったと思うんですけども、下から5番目ぐらいになっているというふうに聞いたように思います。耐震化が遅れているということでもあります。

本町には、たしか、私、防災計画書に入れてあった、いわゆる避難場所の表示された図面によりまして、14の避難場所が書いてあったと思うんですけども、そのうち10の施設は公共施設で、4の施設は民間の施設となっております。これらの中で、いわゆる安全、安心なまちづくりを標榜する本町では、避難施設の耐震化はどのようになっているか、差し支えなければ。阿武町は県で100%というような、ちょっと報道されておりましたけれども、田布施町については報道がありませんでした。

そういう耐震化はどうなっているかを御答弁いただけたらと思ひますし、それが何%と聞いてもどうにもなりませんけど、この耐震化をどういうふうにするのかということも、その方針、計画があれば教えていただきたいというふうに思ひます。

以上が第2の質問です。

続いて、質問事項の3「道州制」についての町長の御認識をお尋ねし、また情勢を聞かせていただきたいと思ひます。

かねてから、国においては道州制推進基本法案が与党を中心として取り沙汰をされております。聞けば、平成32年まで待たないで、ここ3年ぐらいで道州制を実施していかなきゃいけないというようなことも漏れ聞くわけですが。

そもそも、道州制導入のこれまでの議論というのは、政府・与党や財界主導で、大都市を中心に進められてきたものでありまして、住民に一番身近な町村との真摯な議論というのはなかったと、私は思っております。国の形の根本であります、その国の形をどうするのかということも、まだ実際には決まってないようで、13の道と州にするんだというふうなこととか、9つの道州にするんだという

ことの議論がなされておりますけれども、そうした丁寧な説明とか、国民的な議論もないままに、一方的に、中央から押しつけてこようとしているのではないかと、そういう感じを持ちます。そのことが、憲法とか地方自治、さらには地方分権などという精神に反するものではないかというふうに思います。

全国町村議長会では、あの国策として進めようとした「平成の大合併」が、いかに悪い法律だったかということについて、80%の実際の市町村から、あの悪法ということで非常に今になって批判が出ております。80%の町村が、住民と行政が遠くなり、今や財政の再生に苦しんでいるんだという、非常に、いわゆる周辺の町村が多いということも聞いております。

そういうことから、今度の道州制の議論というのは、道州制押しつけではないかと、事実上の強制合併を強いるものじゃないかと、余儀なくさせられるんじゃないか、町村議長会は、したがって反対の緊急声明を出しておりますし、本議会でも、その12月の議会に、この道州制については絶対反対であるという決議を表明したところであります。これは意見書にして出されたわけですね。

町長は、この道州制について現在どのような認識を持っておられるか。急に道州制にしますと言われても困るわけであります。今、町村長会、町長や村長方が集まれる町村長会の全国の取り組みは、どうなっておられるのでしょうか。また、全国市長会の対応というのはどうでしょうか。

こういうことをお尋ねしまして、やはりふるさと田布施を守るという点からも、その辺はしっかり我々、自覚と認識を持っておかないといけないというふうに思いますので、よろしくお願いします。

質問事項の4は、最近の教育関係の諸問題について、教育長に2つほどお尋ねをします。

その一つは、1月29日付の産経新聞で27年度、つまり再来年度からになりましょうか、今から申しますと、来年の4月からの年度で、中学校と高校の教員向けの指導要領解説書が改訂をされるということが、報道されておりました。どういう内容が改訂されるのか、お尋ねするわけであります。その指導解説書が改訂されれば、当然のことながら指導要領も変わってくる。そして、いわゆる尖閣とか竹島とかあるいは北方領土などの領土が、我が国固有の領土であることを明確に書いたものにするんだということが報道されております。

そういう指導要領そのものの改訂も同時に行われるのか、年度を対にしてなされるのか、お尋ねをいたしたいと思います。これが第1。

2つ目が、今、卒業式の季節であります。最近、卒業式で我々が昔歌っていた「蛍の光」とか「仰げば尊し」という歌が、卒業式で聞く機会が少なくなりました。

私、この町内の5つの小学校とそれから1つ中学校、そして近隣の高校にお尋ねをしてみました。

5つの小学校では、この2つの歌とも歌われておりません。「最近では歌わんですな」ちゅうてから先生が言われまして、「え」ちゅうてから、お尋ねしたようなことでした。

中学校は、その次に書いてありますが、中学校はこの2つの歌とも「式歌」で、式の歌、卒業式で歌う歌ですから、「絶対に歌います」とこう強く言われまして。

私は本当に何か留飲が下がったような思いをいたしました。最近も中学校の卒業式には行かしていただきますが、「蛍の光」を在校生が歌い、「仰げば尊し」を卒業生が歌う、そのときは本当に涙を流しながら歌う生徒さんもいまして、本当に感銘を深めております。当然お祝いに参りました私どもも、卒業生の前途に幸多かれ、心から祝福をさせていただき、前途をお祝いしておりますわけですが。

これは、私見であります。やっぱり卒業式には「蛍の光」とあれはあったほうがいいと思うんですが、教育委員会が関与はされていないですね、この歌を歌いなさいとか、歌いなさんとか。だろうと思うんです。

小学校に誰が決めるんですかと聞いたら、子供が決めますと言われた小学校もありましたし、子供と先生が相談して、今年は何の歌にするかねえというのを相談して決めております。こういう話でありました。

田布施中学校の取り組みには、本当に心から敬意を表しましたんですが、これも私の個人的な気持ちを申し上げるわけです。

ちょっとお尋ねしますが、「蛍の光」や「仰げば尊し」が歌われなくなったのは、何ででしょうか。その辺のところを教育長、おわかりになる範囲で教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上、4つの質問よろしくお願いします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、高川議員さんの御質問に対してお答えいたします。

1点目は、長・中期の新町財政計画策定と財政収支についてのお尋ねであります。

議員御指摘のとおり、近年、我が国の財政状況は、累増する国債残高、伸び続ける社会保障経費など、硬直化が進み、深刻な状況に至っております。そうした状況において、このたび消費税率が引き上げられるわけではありますが、国には、今後、財政の健全化と経済成長の両立という、難しいかじ取りが求められることとなると認識しております。

本町の財政状況につきましては、平成22年度決算で22.2%あった実質公債費比率は、平成24年度決算で15.1%まで低下しております。しかし、財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成24年度決算で93.4%となっており、依然として硬直化した状況を示しております。

特別会計につきましても、高齢化の進展による給付費の増加で、国民健康保険特別会計の収支は非常に厳しい状況下であり、また、下水道事業特別会計の町債残高は50億円を超え、一般会計からの多額の繰入金により収支を維持している状況にあります。

収支の合う「長・中期の新しい財政計画」の策定についての御意見でございますが、本町につきましては、一般財源収入の大半を地方交付税等に依存していることから、特に、歳入面において、長期的にわたりの確に財政規模を見通すことにつきまして、難しい作業となるのではないかと考えております。

しかし、昨今、新しい公会計制度の改革が進み、また最近では、国におきまして、地方公共団体の公共施設等の管理について、長期的な視点での計画の必要性について議論・検討がなされ、計画の策定に当たっての指針案が示されております。こうした流れの中で、今後、長・中期的の財政計画の策定についての意義や、作成する場合の方法等について研究してまいりたいと考えております。

2点目の防災拠点となる避難場所の耐震化推進状況についてのお尋ねであります。

今回、平成25年3月の数値として公表された山口県の耐震化率は73.1%で、全国の82.6%に比べて、県レベルでの耐震化は遅れているのが現状であります。本町の場合は、耐震化率は90%と県内で2番目に高く、ここ数年、耐震化対策を最重要課題として取り組んできた結果と考えております。

御質問の14避難所についてであります。これは津波対策検討資料に掲載しているもので、標高10メートル以上に位置する避難所のうち、公共施設では、麻郷小学校、スポーツセンター、麻郷福祉会館、旧田布施工業高校、西田布施公民館、田布施西小学校、田布施農工高校、城南小学校、城南保育園、城南公民館の10施設、民間施設では、麻郷幼稚園、西田布施保育園、金光教田布施教会、天照皇大神宮の4施設、計14施設を津波災害を考慮した際の避難所として、仮に位置づけているものであり、正式には、平成26年度事業で津波・高潮ハザードマップを作成いたしますので、この中で、地震被害・津波・高潮被害を想定した新たな避難計画や避難場所を定めることとなります。

耐震化につきましては、10カ所の公共施設である避難所について、耐震性のない建物は、旧田布施工業高校の教室棟2棟で、避難所として開設する場合は、主に、体育館を使用するため支障はないと考えます。また、その他の施設の非構造部分の耐震性につきましては、今後、体育館を中心に調査を行い、必要な箇所の改修工事を行うこととしています。

また、「公共施設の耐震化を推進するための財政措置は」とのお尋ねであります。学校等の教育

施設には、校舎改築や非構造部材耐震化補助制度などがありますが、本庁舎や公民館といった施設には補助制度がないのが現状であります。

3点目は、「道州制」についてのお尋ねであります。

議員御指摘のとおり、与党、財界、大都市を中心に、道州制制度導入が推し進められようとしており、与党は「道州制基本法案」の国会提出を目指し、地方六団体の意見聴取を実施しております。

これに対して、全国町村会は、昨年11月20日の全国町村長大会において、平成20年と24年に続いて、3度目となる「道州制の導入に反対する特別決議」を採択し、全国町村議会議長会と連携して政府・国会など、関係方面への要請活動を強力に実施しております。

また、全国市長会も市町村合併が前提となることへの懸念や、現在進められている地方分権改革が停滞することへの懸念が払拭されてないことを指摘するとともに、広く国民の意向を把握し、十分な検討を行うべきとの意見を提出しております。

私は、道州制については、全国町村会の特別決議にもありますが、税源が豊かな大都市圏への集中を招き、地域間格差が一層拡大するとともに、道州における中心部と周辺部の格差も新たに生じ、さらには行政と住民の距離が遠いなど、住民自治が埋没するんじゃないかといった懸念に、私も同感でありまして、今後も全国及び山口県町村会と連携し、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。それでは、お答えをいたします。

4点目は、平成27年度から、中学校及び高等学校の学習指導要領解説の一部が改訂されるとの報道がなされている。どういう内容が改訂されるのか。また、学習指導要領そのものの改訂も同時に行われるのかのお尋ねにお答えをさせていただきます。

御承知のとおり、「学習指導要領解説」は、いわゆる、大綱的な基準であります学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について説明をするために、文部科学省が作成しているものでございます。

このたびの「中学校学習指導要領解説」の一部改訂につきましては、既に改訂の概要や指導上の留意事項等について、各小中学校に通知したところでございます。

改訂の概要につきましては、一つは、中学校の社会科の地理的分野及び歴史的分野並びに公民的分野で取り扱う「領土に関する教育」の充実でございます。

地理的分野では、竹島について、我が国の固有の領土であることや韓国によって不法に占拠されていること、韓国に対して累次にわたり抗議を行っていること等を扱うことが明記されました。また、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないこと等を理解させることが明記されました。

歴史的分野では、明治期に我が国が国際法上、正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯に触れることが明記されました。

公民的分野では、北方領土や竹島に関し未解決な問題が残っていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場、我が国が平和的な手段による解決に努力していることを理解させることが明記されます。また、尖閣諸島については、現在に至る経緯、我が国の正当な立場、解決すべき領有権の問題は存在していないことを理解させることが明記されました。

もう一つは、社会科の地理的分野で取り扱う「自然災害における関係機関の役割等に関する教育」の充実です。

地理的分野では、我が国は、東日本大震災等の大規模な地震や毎年各地に被害をもたらす台風など、自然災害の発生しやすい地域が多く、災害時においては、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の諸機関や地域の人々、ボランティアなどが連携して対応していることに触れることが明記されました。

今後、領土問題に関する指導や自然災害における関係機関の役割等に関する指導に当たっては、改訂後の「中学校学習指導要領解説」を十分参照の上、その趣旨を踏まえて、適切に取り扱うよう指導

してまいる所存でございます。

なお、学習指導要領につきましては、先般改訂されたところではありますし、まあ大綱ということで、こういった内容は織り込み済みということもありまして、改訂をされるということは、まだ通知は行っておりません。

次に、中学校の卒業式についてはお褒めの言葉を頂戴し、大変恐縮しております。

卒業式は、校長の主催する最も大切な行事であると認識しておりますが、各小学校においても不易の部分と流行の部分をしっかり認識していただき、小学校においても「蛍の光」や「仰げば尊し」が歌い継がれていけるように取り組んでまいりたいと思います。

なお、先ほど、最後にお申しになりました、なぜ全国的に歌われなくなったかということですが、これは私の私見ではございますが、やはり昭和期の教え込む教育から、平成入りましてゆとり教育という、いわゆる不易の中心の教育から、流行といいますか、そういうやわらかな取り組みの中で、やはり先ほど各学校の校長が、高川議員さんにお答えしたように、やはり不易の部分より、流行のほうに流される部分があったんじゃないかというふうに思っておりますが、御承知のように日本の伝統文化、こういったものをしっかりもう一回見直して継承していけというような国の方向性も変わってまいりましたので、この点につきましては、ぜひ各学校におきまして、小学校におきましても、そういった式歌としてやっていけるように。また、近隣の高等学校もバックグラウンド等で、再度取り組むような形を進めてきていらっしゃいますので、本町におきましてもこれについては、申し上げましたように、ぜひ、いいものは、不易の部分につきましては伝統的なものをやっぱり受け継いでいくような、そういった教育をやはり進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 質問事項の第1の長期・中期の新町財政計画について質問します。

これは、議会のほう出されておるんですかね。

○議長（藤山 巖議員） 西本財政企画課長。

○企画財政課長（西本 重貴君） 財政計画は持っておりますけれども、議会のほうには報告とかしておりません。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） そりゃあ、見たら具合が悪いものなんですか。

○議長（藤山 巖議員） 西本企画財政課長。

○企画財政課長（西本 重貴君） そういうわけではございません。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） ちょっと私、質問のためにちょっとお話をしてみたいと思うんですが。

そういう財政計画があるあると聞いておりますけれども、私は、明治の少し前に、江戸の時代でございますけれども、吉田松陰の時代なんですけれども、今でいう長門の出身で村田清風という財政に詳しい方がいたんですね、毛利藩の方です。その方が、22兆円という天文学的数字の大借金を背負って250年間毛利は苦しんできたんですね、それをわずか7年の間に、その借金を返していった、しかも明治政府ができたときには70万円の寄附を毛利藩はしたんですね。そこまで財政の健全化をやったんですね。何だったかということ、非常に興味深く、私はいろいろ調べてみました。そうしたら、2つのことやったんですね。一つは、とにかく藩の中に情報を公開してる。こういう状況だという、情報公開が第1。第2は、地場産業の振興、これでありまして。そうして入りを量って、とにかく財政の健全化にみんなが儉約をしながら努めていった。そういうことなんですよ。

その計画ってというか、実情をしっかり状況を知らせないと、本当の意味で、財政の健全化も難しいんじゃないかということに思いをいたしまして、今日こんなことを申し上げたわけでありまして。

これから計画的に、いろいろやらなきゃならない、多額の財政を伴う事業の優先順位は決めておられるんだろうと思う、毎年。その優先順位は我々は知らない、まあ、知らなくてもいいのかもしれませんが、そこをできるだけ情報を議会へもいただきたいというのが、一つのお願いなんです、町長いかがでしょう。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ありがとうございます。御指摘と、いろんな御提言もいただいております。できるだけそういうものを議員の皆さんに分かっていただいて、議会と一体となった形で、町を健全にしていくということが基本にありますから、またお話ししたいと思います。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 先ほどの御答弁では、いわゆる計画の意義についてまだ吟味をするような話でしたけれども、もう一歩進んで、やっぱりこういう財政計画でいうのをアウトラインだけでもいいから、いつかの時期に示していただいて、そして、当然やらなきゃいけない耐震化とか、いろいろな金がかかる、これからの電算のほうもありましょう。こうしたことをよく周知していただいて、我々も同じ意識で財政の健全化に取り組むような施策をお願いしたいと、施策のあり方をお願いしたいというのがお願いなんです。

それから、もう国のほうも言うておりますけれども、とにかく国民にいろいろ周知させて、そして民間主導で立ち上がっていくような、やり方をどんどんやっていこうと、まあ安倍政権でもされております。

私思うに、やっぱり田布施町に企業誘致はほしい。企業の誘致をしてもらうことができれば、今、こういう時期ですから、なかなか難しいとは思いますが、入りを量るっていうことも、これから考えられるのは企業誘致だと思うんですね。これを、1社でも、年1社でも来てくれるように、ひとつ県のほうとも連携をとりながら、進めていくようにしていただきたいなあ。

当然この町も少子高齢化というのがずっと続いておりますから、国と同じような、やはり将来が見えとるわけですから、あまり将来へ借金を残していくような財政の運営は、絶対いけないというふうに思いますときに、やはり健全な財政運営でいうのは、非常に大事だと思いますので、その辺を、まあ、くどいようですけれども、もう一度よく認識を共にさしてもらいたいと思います。

これも、町長お願いできますか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 全く同感でありまして、本当、私は町長になったときに最初に財政で申したのが、起債債権がいっぱいあるやないか。その返済額より絶対よけえ借ることはええならん、それが田布施の借金を返していける一つの基本になる。一般家庭もこういう行政も一緒なんだと。そのつもりで財政運営に進むという話からスタートしております。

また、今、先ほど来から入りと出の話をされておりますが、言われるとおり、ごもつともです。私自身も認識しております。ですから起債等で借金をあとに送っていくことは決してしないためにも、そういった意味で今後も長期の財政については、しっかり議員の皆さんと共同で対応してまいりたいというふうな気持ちでありますので、またご指摘願います。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 質問事項2の避難場所の耐震化のことではありますが、90%で県下2位というのは本当にうれしく、誇らしく思います。

まあ、小中学校も本当に立派な耐震化をした、小中学校にさせていただいて。城南がまだですかね。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 申しわけございません。大体小中学校についてはほとんどやりましたが、麻里府の校舎がちょっと事情がありまして、それ以外の学校施設につきましては、一応主要構造耐震は完了しました。ただ、部分的に、今いう主要構造部以外の天井とかいうのが多少あるかもしれません。

それはまだ聞いとりませんが、大体ほぼ大丈夫という認識を持っています。あれば早急にその辺の対策したいと思います。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 次に、道州制についてのことでありますが、議会と町長が対立してもめるようなことがあるみたいで……。これやっぱり、本地方自治ということ、地域がしっかりしてないと、国は本当に国力が落ちていくんですね。そういう意味から、強い日本というのは、戦争しようというわけじゃないんですけど、本当に国民が、日本が本当にこれから発展していくためには、地方というものをないがしろにしちゃいけない。この辺をしっかりしていかななくてはいけないと思いますので、何か情報がありましたら逐次いただきたいというふうに思います。

次に、第4の教育関係であります、通告に、ここへ歌詞をこう並べております。私どもはね、2番までと思ったんですよ、「蛍の光」というのは。それが3番、4番まであるんですよ。私はその辺に「蛍の光」も歌われなくなった一つの理由もあるのかなって思ったんですが、それは私の、何ていうか、偏見なんでしょうかね。みんな歌詞が非常に長過ぎるから、難しい言葉、意味がようわからんというふうな。これは、もう曲そのものがスコットランドの民謡だそうですね。そして稲垣千穎っていう人が歌詞をつけたということで、蛍の光。それに3番、4番は非常に何か国家主義的になっていきますか、その辺がちょっと問題があるのかなと思うんです。私は2番まででいいんじゃないか、それは、やはり勉強することの大切さを。私たち学生時代には、それがえかったというわけじゃないんですけど、蛍雪時代という雑誌もありまして、蛍雪時代。蛍雪時代っていうのは、蛍の光でも勉強する、それから雪が降ったら、その雪が照らす明かりで勉強するっていう。勉学を推進、どういんですかね、勧める意味を持った蛍雪ということが言われておりまして、それは中国の古事にあるんだそうなんです。そういうことも今の子供さん方にも教えていくことが大事じゃないのかなあというふうに思ったもんですから、あえてこういう質問をしたわけでございます。一つ参考になさって。

「仰げば尊し」っていうのもこれも非常にいい歌だと思うんですね。これは日本の歌かと思いましたが、やっぱり作曲はアメリカの人の作曲だそうで、アメリカにこの歌、曲そのものはあったそうですね。こうした、あれですが、歌そのものが厳粛な式で歌われるっていうのは、非常に心動かされるっていいですか、いいなあ本物は、私見かもしれませんが、私は思いました。どうぞひとつ参考になさってお願いしたいと思います。

なお、小学校にお尋ねをしたのは、校長先生ばかりじゃありませんでしたので、そんなことは聞いちゃらんておっしゃる先生もいらっしゃるかと思うんですが。電話に出てくださった先生にか、教頭先生にお尋ねをいたしました。すみません。

○議長（藤山 巖議員） では、いいですかね。

○議員（6番 高川 喜彦議員） よろしゅうございます。

大変貴重な答弁いただいてありがとうございました。これで終わります。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、高川喜彦議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

午後4時18分休憩

午後4時31分再開

○議長（藤山 巖議員） 会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合により、会議時間を午後7時まで時間延長いたします。

次に、一般質問に入ります。國永美恵子議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 通告に従い、お尋ねをいたします。

1番目の、まちづくり、庁舎内のあり方についてでございます。

皆さんのお手元でございます、一般質問通告一覧表のところの1番の一番最後の行の、6行目の始

めに、「職員、町民からわかる」の「職員」の2文字が抜けております。これが抜けててもあんまり大した影響はないと思うんですけども、整備していただいている間にこの2文字が抜けたかなと思います。

では、早速お尋ねに入ります。

田布施町では、職員の新採用が行われない時期がありました。このところ、毎年複数名の職員採用が行われております。町長は第5次総合計画の初めに、「町民の皆さんと協働によって施策、事業を進め、住みよさ、山口県一のまちづくりを進めてまいりますので、御支援、御協力を」と言っておられます。町民あってこそこのまちづくりであります。職員にあっては、自分たちもまちづくりをしていくという意識も必要と考えます。予算では職員研修費が計上されますが、研修や職員の力を引き出す取り組みが行われておりますか。住民から、一部職員の対応の悪さを聞きますが、職員はプロ意識を持って住民対応ができておりますか、お尋ねします。

昨年、経済厚生委員会で、鳥取県智頭町へ視察研修に行ってきました。ゼロ分のイチ村おこし運動とあって、ゼロからイチへ、無から有へということでございます。住民の活動を町が支援するまちづくりや、常識的には無理ではないかと思える、大麻加工の伝統技法の公開実験がされたという紹介もありました。町長みずからが交渉に出向かれるという活動的な町長さんでございます。

その智頭町では、町長室はあっても、町長の机は職員の隣に置き、執務が行われておりました。首長の選挙公約では、住民から見るところで執務を行うことを言われる方がございますが、私は実際には智頭町で初めて見せていただきました。長信町長も執務は職員と机を並べて行われてはいかがかと、また、副町長も同様にされてはとお尋ねいたします。

職員の仕事ぶりも、町民の顔も見ることができます。逆に、町長や副町長の仕事ぶりが、職員や町民の皆さんからよくわかってよろしいのではないかと考えます。また、町長、副町長室が必要かとお尋ねいたします。

私が申し上げたいことは、なくすべきだということではございません。庁舎内は大変手狭になっている感があり、一考できないかということでございます。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答えいたします。

まちづくりと庁舎内のあり方についてと、職員研修、応接、町長室等に関するお尋ねであります。

まず、研修や職員の力を引き出す取り組みは行われているかとお尋ねですが、職員研修は、職員の各年代に合わせ、新規採用時、若手、中堅、係長、課長補佐、あるいは課長級、グループリーダー研修等の一般研修のほかに、特別研修として、民法講座、あるいは法制セミナー、訴訟事務講座、各種OA研修など38講義があり、毎年、職員研修計画を定めている中で、職員の参加希望も聞き、セミナーパークでの研修に参加させております。

また、2年前からは、職員の大量退職によるノウハウ継承を主眼に、町独自の研修も始めております。力を引き出す取り組みということもありますが、これはさまざまなことを考えられますので、例えば、プロジェクトチームによる活動なども職員の意見を反映させたものとしております。

次に、住民から一部職員の対応の悪さを聞くと、職員はプロ意識を持って住民対応ができていないかとお尋ねです。町では、職員マナーマニュアルなどの配布をし、来庁者の目線・立場に立った窓口事務や応接を行うよう指導しております。しかしながら、苦情等もお聞きすることもありますので、改善点は、課長を通じ、改善できるように対応しております。

最後に、町長も副町長も、町長室、副町長室を出て、職員と机を並べての仕事をしてはとお尋ねですが、町長の仕事が、ただの単なる事務決済を行うだけで済むのであれば、そうした形も考えられますが、実際には、そうした事務決済においても、守秘義務に関わるものなど、課長から説明を受けたり、一般にまだ公開することができない、意志形成過程の情報の説明を受けるものも多くあります。

その都度、会議室へ移動して事務処理をするのは合理的ではないと感じますので、國永議員さんの御意見は御意見として、私は現在の形がよいと思っております。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） この質問は、私の中の位置づけとしてはちょっと枠外というか、ちょっと異色だなというふうに私自身は思っただけです。今までずっと質問を何回もしてきましたけども、その辺は町長ちょっとお感じになるかなと思ったんです。

用事がありまして課長のところに行きたいと思っただけでもね、なかなか課長の顔は見えるんですけど、そこの席に行くのが大変でございまして、なかなか到達できない。あっちこっち回って行って、足元も非常に悪いような状況で、顔は見えながらそこまで行くのが大変。ですから、最初に申し上げたように、ちょっと手狭になってる感があるということなんです。

そうすると、初めに申し上げましたが、私は町長室をなくせとか副町長室をなくせとか、そういうことではなくて、今あるから、という概念で使うのではなくて、少し見方を変えていただいて、広く使えるようにという思いがあって、こういうお尋ねをしました。

こういう田布施町の町長、副町長、教育長にもかかわるかもしれませんが、こういうトップの方にあれこれしちゃうかどうかというのは、私の中では余り好ましいと思ってないんです。ですけど、方法としてお考えをいただいたら、もっと庁舎の中もうまく使えるんじゃないかなという思いと、ずっと時間が長く空いてるんであれば、そこはそれなりの活用をしたほうが逆にいいんじゃないかと、こういう趣旨でお尋ねをいたしました。

それで、私ども経済厚生委員会は視察研修に、昨年、今申し上げたように智頭町に行きましたが、退職間際というか数カ月しかない課長やそういう方ではなくて、若い職員と一緒にという思いで、特に研修視察に若い職員2名とでまいりました。若い職員は大変運転も上手でございしますが、私としては、職員に運転していかどうかというのは、ちょっと1点気になる点ではあるんです。ただこの若い職員が、車の中の帰りの話で、大変勉強になったと。

町の研修っていうのは、こういう私ども議会が行くように、直接行っているいろいろ聞くとか見るとかというものが無いんじゃないかな、あるのにしても少ないかなと思いますし、そうするとこれは本当にね、若い職員にとっては刺激にもなるし勉強にもなるし、これからの田布施町をつくっていくのに大変有意義な研修じゃないかなと、このように思いました。それで、できれば若い職員の方のほうが、そういう将来も考えてということでした。

ですから町長、私が無理に町長室を出てくださいと言うのではなくて、町長がここのところを少し考えていただけたらと思うんです。いかがでしょう。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 御指摘ありがとうございます。最初に御質問の中にもありましたように、非常に職員が若返ってきてるといふ、若返ってきてるといふか実際に若く、若い職員が増えてきた経緯があります。私の本心としましては、できるだけ町長室は職務以外はそれぞれ職員のところを歩こうということで、できる限り各場所に行くようにしております。

初めのころは、町長業務自体がなかなかスムーズにいかないちゅう状況がなく、逆に町長職として座っちゃって、えらい暇が多いのという感じは初め頃受けたんです。だったらできるだけ各階を歩き、各課を歩き、職員の直接の仕事の現場を見て歩こうという気持ち、そして、できるだけ若い職員とは会話をしていこうということで、今も自分も、若い職員のおる場所へ足を運んで話を聞き、こちらからも話をするようにしております。

議員さんの言われる、庁舎内においての非常に手狭なところは御指摘のとおりであります。各課が、非常に狭い状況の中で、一生懸命努力してくれとるんですが、できる限り使える場所はしっかり使えということで、会議室もあるいは町長室も、しょっちゅう私の部屋には打ち合わせ等でいつでも使っ

てもいいということで、一緒になって打ち合わせもしているように、努力はしております。

また、研修等で若い職員も御一緒してもらい、ありがとうございました。しっかりとその辺も議員さんの目を見て、しっかりと若い職員連れてってそれを含めた形で対応したいという気持ちがあれば、どうぞそのように申し出ていただいて、しっかりと指導していただければなという気持ちであります。以上です。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 職員対応についてちょっとお聞き漏らしておりましたけども、町民がいなければ役場もいらなし、議会もいらなし、町長もいらなしということになるのでございますが、町民あってこそその役場でありということで、町民に対して仕事をしてやっているとこの感じでは、これは職員はいけないと思うんですけどもね。やはり、住民の皆さんをしっかりと後押しする、こういうことでなければならぬと思っておりますが、その辺町長、どうしても仕事に慣れてきますとね、ちょっとそういうところがちらっと見えたりするような感がございますのでね。いかがでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） もし、そういう状況をお聞きになったら、お見えになりましたら、ぜひとも私のほうにお話しいただきたいというように言っておきたいと思っております。私が見とる限りでは、何人かは注意した経緯があります。態度にしろ服装にしろ。逆に、町民から、ようやととる、私助かっちゃうよっっちゃうって褒められる経緯もあります。

ですから、職員、職員、それぞれ対応が、一生懸命やとると自分は認識しておりますが、言葉のひとつにしろ、あるいは態度にしろ、そういうふうに見られるということ自体が決してよろしくないし、うちのほうもそういった対応マニュアルはちゃんと職員に渡して、課長会議等においても、やっぱり町民の皆さんは、やはり庁舎には気安く話に来れるというのが大事であるし、また用があって、もう二度と来んぞっちゅうようなことは絶対あってはならんぞちゅうのが私の気持ちでありますから、もしそういうふうに住民の皆さん、町民の皆さんから指摘がありましたら、遠慮なしに私のほうに。

私、若い職員さんは、今の課長さん方は毎週一回は課長会議で会うんですが、若い職員さんと会わんときが数あるんです。で、特に社会教育、学校教育関係は非常に離れております。できるだけ、うちの受付に、ちょっと社会教育行ってくる、学校教育行ってくるっっちゃうてしよるんですが、だんだんとその回数が少なくなるという、業務が忙しくて私が少なくなるんであればいいんですが、できるだけ業務の間をうまく利用して顔を出して、その職員とは交流して仕事をしっかりとやらせよう、町民のために働いてもらおう、これが私のモットーでありますので、今後もこれからもそういうふうにして続けてまいります。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 済いません、議長。私、何分からでしたかね、始めたの。

○議長（藤山 巖議員） 31、2分です。15分経過しております。どうぞ続けてください。

○議員（12番 國永美恵子議員） 町長のお考えはよくわかりました。私、いつも町長に申し上げる、町長はみんなの町長、田布施町民みんなの町長、1票入れた人も入れなかった人もみんなの町長、そういうところではしっかりと、町長は町民の皆さんの前に顔を見せていただきたいと、このように思っております。

次の質問に移ります。健康づくり、対策と取り組みについてでございます。

平成25年度3月補正見込みでは、予防接種事業や妊婦健康診査事業、がん検診事業費の見込みが減額となっております。特定健康診査は、昨年、一昨年度、受診率が20%であり、さらにその保健指導にあっては受診率4.8%、2.1%と1割にも満たない状況であります。健康づくりの推進は、町の総合計画でも言われておりますから、今後ますます充実されるものとは考えます。

昨年6月議会におきまして、平成25年度の取り組みに、健康づくりへの意識づけを行う「たぶせいきいき健康スタンプラリー」を実施していると御答弁がありました。この効果のほどはいかがでし

ようか。

同じ6月議会で、私が提案をいたしました、妊産婦の歯科健診と前立腺がん血液検査の実施が新年度実行されることとなり、健康づくりの意識高揚につながる、これを願っております。新しい事業でございますから、しっかりと町民への周知をしていただきますことを申し上げておきます。

もう1点は、高齢者の肺炎予防接種についてでございます。肺炎球菌ワクチンは、1回で約5年間効果があって、5年以上過ぎると再接種もできるということです。1回に8,000円前後必要となりますから、大きな負担となります。

5年の節目支給で町から補助が出せないものかと思っておりましたが、国が新年度、水ぼうそうと成人用肺炎球菌を定期接種化するとしました。今年10月からの予定で、水ぼうそうは事業費の9割、成人用肺炎球菌は事業費の3割を普通交付税で措置するとしました。この事業の負担割合、対象者などの具体的内容をお尋ねします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答えします。

健康づくり対策と取り組みについてのお尋ねであります。

1点目の、「たぶせいきいき健康スタンプラリー」は、40歳以上の町民を対象に、生活習慣病予防に焦点を当てた健康づくりを目的としております。がん検診、健康教室及びスポーツ行事等に参加された方や、自分で決めた健康習慣を実施された方にスタンプを集めていただき、景品と交換するものであります。

対象のがん検診については、医師の立ち合いが必要となり、医師の確保が困難で当初予定していた検診箇所が少なくなった肺がん、結核検診を除いて、前年度に比べ受診者数は増えています。

また、健康づくりを主体とした「健康まるごと講座」や、認知症サポーターを養成する「いきいき講座」等の健康教室への参加は、前年度に比べ5割以上増えております。

ただ、スタンプラリーの効果について、即判断することはできませんが、この事業を継続して行うことによって、町民に認知していただければ、効果があらわれるのではないかと考えております。

2点目の、水ぼうそうと成人用肺炎球菌の予防接種についてであります。議員が言われるように、国の方針では、本年度10月から両ワクチンの接種を定期接種化する予定であります。

水痘ワクチン接種については、対象が生後12か月から36か月に至るまでの間にある者で、3か月以上の間隔をおいて2回接種することとしています。また、平成26年度限りの措置ではありますが、生後36か月から生後60か月に至るまでの間にある者を対象として、1回接種を行うこととしています。自己負担については、現時点、他の定期接種と同様に無料とする考えであります。

一方、成人用肺炎球菌ワクチン接種につきましては、対象が65歳以上の者などになっていますが、平成26年度から30年度までの間は、70歳以上の5歳刻みの者に1回の接種を検討しています。

今後、自己負担については検討してまいります。接種に当たっては、医療機関での個別接種を考えており、接種費用については、事業実施前に県医師会等と協議することとなります。

なお、国の財政措置としては、予防接種法に基づき、水痘ワクチン接種がA類、成人用肺炎球菌ワクチン接種がB類に分類された場合、A類は費用の9割、B類は費用の3割が地方交付税で措置されることとなります。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 猪股健康保険課長。

○健康保険課長（猪股 勝美君） 水痘ワクチンと成人用肺炎球菌の対象者ですが、今、現時点で、県とか、国のほうが対象のほうを確定してませんので、今ちょっと把握はしておりません。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） そうすると、具体的には年齢だけで、あと何にも決まってないということですか。

- 議長（藤山 巖議員） 猪股課長。
- 健康保険課長（猪股 勝美君） 今、法律的には7月ごろ提出される予定になっておりますけど、現時点では予定はされてないようです。
- 議長（藤山 巖議員） 國永議員。
- 議員（12番 國永美恵子議員） そうしますと、水ぼうそうのほうはいいんですが、肺炎球菌のほうですけども、7割、3割国が出してくれるわけですから、残りを見なきゃいけない。7割を全部町が見るか、県が少し出してくれるんですか。全部町ですか。それとも、自己負担を少し入れようとか、そのぐらいの見通しはあるでしょう、どうせ予算要るんだから。
- 議長（藤山 巖議員） 猪股課長。
- 健康保険課長（猪股 勝美君） 交付税算入ですので、県のほうは補填が入ります。それからまた、自己負担につきましてもまだはっきりしておりませんし、費用というのものも、まだ今から県の医師会等と協議になりますので、その費用額もみて、また負担等は、検討させていただきたいと思います。
- 議長（藤山 巖議員） 國永議員。
- 議員（12番 國永美恵子議員） 当初予算の中に入らない予算がここに出てくるということになるわけですね。また、しかも5歳刻みなんだからね、やってもやってもていうか、毎年毎年全員しなくても、その5歳5歳でいけば、大変いい医療費の削減にもつながるんじゃないかというふうに思っております。いつごろになったら、自己負担とかそういうものは発表できるんですか。7月云々とおっしゃったけれども、実際には町、何が一番かっていったら、町民がいくら負担するんだろうか、いつ町民に知らせるんだろうかと、ここが大事なところでございましてね、そこの大体のところでもいいんですけれども。
- 議長（藤山 巖議員） 猪股課長。
- 健康保険課長（猪股 勝美君） 国の予定では10月から実施ということですから、9月の補正予算には計上するようになると思います。それまでには、方針を決めたいと思います。
- 議長（藤山 巖議員） 國永議員。
- 議員（12番 國永美恵子議員） 毎日新聞の3月6日付なんですけれどもね、ちょうどやはり国が今度こういうものを定期接種にするよというのがあって、少しその中身も書いていたんですけども、そこにもありますけれどもね、肺炎の原因細菌の種類、死亡になる、死亡原因なんですかね。で、やはり肺炎球菌が多くて、その次がインフルエンザ菌が入る。
- ですから、ここに書いてありますのは、肺炎球菌のワクチンも、ワクチン接種を行う。そして、インフルエンザの予防接種も行う。そういうほうがより効果があるように書いてあるんですけれども、インフルエンザは65歳以上はちょっと田布施町から補助が出ていたと思うんですけれどもね、それは何割ぐらい出てますか。
- 議長（藤山 巖議員） 猪股課長。
- 健康保険課長（猪股 勝美君） 補助額については、ちょっと率は、今、手元に持っておりませんが、自己負担が2,000円程度と。
- 議長（藤山 巖議員） 國永議員。
- 議員（12番 國永美恵子議員） インフルエンザと肺炎球菌の予防接種はかなり値段が違いますので、インフルエンザのように2,000円程度の負担になるとすれば、町のほうがもっと補助していかなくちゃいけない。
- 逆に、住民負担が増える、2,000円ぐらいということに増えると、それは町のほうは予算少なくてもいいということになるんですけれども、できれば私、余り高くない、自己負担の少ない、ゼロにしてくれとは言いませんけども、なかなか予防接種っていうのはお金がかかって、病気なら行きますけど予防接種どうかなという思いがあるかと思いますので、やはり状況によっては受けないという方も出られ、補助があっても受けないという方もあろうかと思いますので、できればインフルエン

ザの負担率2,000円程度で、この肺炎球菌の予防接種ができるようにしていただきたいなと思います。

○議長（藤山 巖議員） 猪股課長。

○健康保険課長（猪股 勝美君） 参考までなんですが、県内で実施されている、長門市さんが助成額が3,000円で自己負担が4,000円で、山口市さんが助成額が3,000円で自己負担が5,000円、萩市さんが長門市さんと一緒に3,000円の4,000円、岩国市さんも3,000円の4,000円、和木町さんも3,000円の4,000円という状況でございます。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） そういう、よその町のを言われますとね、多分田布施町も4,000円ぐらいにいくんじゃないかと思えますけれどもね。

結構年金暮らして、1回に4,000円とか、それにインフルエンザも足したら6,000円とかっていうのは、結構きついですよね。できるだけ自己負担が少ないようにしていただけたらなと思います。ゼロとは言いません。

次の質問です。

○議長（藤山 巖議員） はい、どうぞ。

○議員（12番 國永美恵子議員） 国民健康保険についてお尋ねをいたします。

まず、私が申し上げることは、国保は社会保障及び国民保険の向上に寄与するものとし、国の運営責任を明確にしております、国保法第1条と第4条でございます。これがですね。したがって、国保は社会保障制度という考えで、私はおります。国は、国保の運営主体を市町村から都道府県に移管する広域化を進めております。これは、次の質問にも係ることでございます。

町広報913号で、「医療費の抑制に御協力ください」と載っています。国保会計は住民へのお願いだけで解決できることではないと考えます。平成24年3月は、資格証明書11世帯、短期保険証72世帯、平成25年3月には資格証明書17世帯、短期保険証103世帯に発行されております。発行数が増加傾向にありますが、税の負担が大きすぎて払えない状況にあるのではないかと思います。いかがでしょうか。現在、この発行数はいくらになっておりますか。

町広報の内容に戻ります。医療技術の高度化、生活習慣病患者増加等があるにしましても、国保財政が厳しいと言われる要因は、そもそも国庫負担を減額してきたことにあり、決して加入者だけの責任ではないと考えます。町長のお考えはいかがですか。

広報の5ページの国保会計の状況では、国保税の改定も想定される。26年度に検討を行い、27年度には値上げをするような書き方がしてあると私は思いました。昨年、9月補正で3,000万円基金積み立てを行ったことには、ちょっとふれてないかなと思います。この基金は3月補正で2,000万円になっております。現状、基金がゼロではありません、この補正を見る限り。会計状況は誤解のないように載せるべきではないかと思います。広報の内容が、国保税率の引き上げ準備であり、責任を加入者に転嫁し、27年度に国保税の値上げを図るものではないかとお尋ねをいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） お答えします。

国民健康保険についてのお尋ねであります。被保険者資格証明書及び短期被保険者証についてであります。平成26年2月現在で、資格証明書の対象は14世帯です。また、短期被保険者証の対象は66世帯となっています。資格証明書については、前年に比べて3世帯減、短期被保険者証については37世帯減少し、前年度の3分の2程度となっています。

次に、広報誌の医療費抑制への協力についてであります。厳しい国民健康保険財政の要因は、加入者だけの責任ではないとの考えについては、私も議員同様な考えであります。ただし、国保財政の健全化を図るには、収入を増やすか、あるいは支出を減らすかの方法しかありません。

収入の確保については、国庫等負担の増額や保険税の増収などが考えられますが、国などの政策見直しや被保険者の負担増等の課題が生じます。

しかし、支出の削減については、医療費などを抑制することにより支出を抑えることができ、それは被保険者の協力次第で効果があらわれるものだと考えています。

医療費の抑制については、受診しないように我慢することではなく、休日や夜間の受診を控えること、あるいは不必要な薬をもらわないようにすること、また、ジェネリック医薬品の活用など被保険者でも取り組むことができることであり、できる限り御協力をお願いしたいとの考えで広報をしております。

なお、高齢化に伴い医療費の自然増は避けられない課題でもあり、今後、国保の安定化を図る上で保険税率の見直しも考えられますが、医療費の抑制を促すことにより、税率の見直し時期を遅延することや税率を抑えることは可能であると考えております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 資格書と短期証が14世帯と66世帯、80世帯になるわけですが、これは全体の世帯の何%になりますか。それと、短期証は6カ月ですか。今、出してらっしゃるのは6カ月ですか。

○議長（藤山 巖議員） 猪股課長。

○健康保険課長（猪股 勝美君） 国民健康保険加入者全体からいったら、2%弱だと思います。

（「短期証は……6カ月……」と呼ぶ者あり）

すみません。短期の場合は、本来6カ月間納付期限があって、6カ月までに納付されなかったら短期証を発行するんですが、本町の場合は2年の猶予を認めています。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 今、国庫負担は何%ですか。

○議長（藤山 巖議員） 猪股課長。

○健康保険課長（猪股 勝美君） 国庫負担率ですか——32%です。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） そもそも、国は50%を言ったわけですよ、当初は。それがだんだん減らされてきて、今32%、こういうことになるわけですけども、7割部分のこれは32%ですよ、違いますか。医療費の。

○議長（藤山 巖議員） 猪股課長。

○健康保険課長（猪股 勝美君） そうですね。保険給付費の。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 以前には、総額のという、総額の50%というのがあったような気もするんですけども、だんだんその3割で、いつからそうなったのか知りませけど、3割の部分を除いて、その7割部分の国庫負担率、これが50%でいけばまだまだ国保会計は良かったんですけども、だんだん減らして結局国は32%しか出さない。こういう今、田布施町の現状でこうなってる。

やはりね、ここが少ないのが本当に大きな問題なんですよ。国が初めの約束どおりちゃんと50%くれているならば、もっと医療費使わないようにしましょとか、いろいろ皆さんに働きかけて健康づくりしましょというので、これはいけたんだろうと思うんですけども、そもそも言えば国がこの出さなくなった、ここに問題がある。

これは今日の朝日新聞かな、今朝の新聞ですね。国保滞納差し押さえが900億円というのが、もう朝、御覧になったかもしれませんけれどもね。12年度に24万件、5年で倍になるとこういうふう書いてあるんですね。

何が問題なのかっていうと、まず、払えない状況の中でどれだけ徴収するかということですよ。

払えない人は、いくら頑張っても払えないということになるんですけれども、差し押さえの対象のうちに、払えるのに払わない悪質な滞納者は、1割に満たないというのがこの新聞記事の中にあるんですよね。だから、本当に払えないという人と、払わない、ここはちょっと区別していかなきゃいけないと思いますけれどもね。そんな、田布施町は強引な取り立てはしてらっしゃらないでしょう。

○議長（藤山 巖議員） 猪股課長

○健康保険課長（猪股 勝美君） 先ほど言いましたように、短期証の発行につきましては、本来は納付期限が来て6カ月以内、6カ月過ぎても払わないという人には短期証発行ということになってますが、本町の場合は2年でというふうな形でとっておりますし、滞納の部分につきましても、悪質な滞納になるのかわかりませんが、そういう人は資格証というのに移行していくようにしてありますし、滞納者でも相談等に来られましたら、3年経過されてもそういうのは引き続き短期証の発行をしています。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 資格証の場合は、全部悪質ですか。

○議長（藤山 巖議員） 猪股課長。

○健康保険課長（猪股 勝美君） 資格証の場合は、もう相談に来られない方がほとんどです。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 資格証もらってもね、窓口で全額払うんですから、あってもなくても資格証というのは変わらないわけですよ。保険料払ったら後から返してもらえるけれども、資格証を持って行っても持って行かなくとも、全額払うということは変わらないわけですよ。それが来られないというのは、全部悪質で来られないんですしたら、それはそれで構わないんですけども、保険料を払えないから来られないという方が、もしかしてあれば、これはまた別の問題であろうかと思えますけれどもね。その辺、ちゃんと調査をしてらっしゃるかどうかお尋ねいたします。

○議長（藤山 巖議員） 猪股課長。

○健康保険課長（猪股 勝美君） 資格証には、資格証明書を発行するときに、困ってらっしゃったら相談に乗りますので相談にお越しく下さい、という通知を差し上げております。それでも相談に来られない方が、資格証のほうに移行されるということです。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 来られないと、どうしても来られない方は仕方がないといえばそれまでかもしれませんが、やっぱ皆保険制度ですから、それはそれできちんと対応をしていかなきゃいけない面もあろうかと思うんです。

ちょっと内容についてお尋ねします。5ページのほうですね。広報の5ページです。そのお願いしたいことという中に、「かかりつけ医を持ちましょう」というのがあるんですね。それから、同じ病気で、まあ町長の答弁にもありましたけども、「同じ病気で複数の医療機関にかかる重複受診を控えましょう」というのがございますが、かかりつけ医を持ちますときに、町内で開業してらっしゃるお医者さんが、ここ何年かと言えばいいですかね、何年前からぐらいですかね、少し減っておりますけども。こういう点で、町内にかかりつけ医を持つというのが難しい状況もできてくるのかなと思えます。それと、田布施町には病院というものがございませぬ。その辺もどうか。田布施町としても、こういう将来に向けてというのはお考えなのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それと、同じ病気でと言いました、2番目の。テレビなんかではセカンドオピニオンの紹介ということで、いろいろずっと行きますも余り好転しない場合は、次のお医者さんに行って、で、もう一回よそに行ってやっとその原因がわかったというようなものもございまして、本当に、ただ簡単に、重複受診を控えましょうというのもちょうとどうかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 御質問を続けていただいとるやつで、町内のお医者さんが言われていますが、

何軒か少なくなっております。この間、医師会と私どもが話をさしていただいて、町内のお医者さん、病院の方がおみえになって、いろいろお話をするんですが、かかりつけ医は持っておられたほうが安心ですよということは言われるし、私自身もかかりつけ医を大きい病院のほうから紹介されて、どことどこどこは、ぜひ自分の一番行きやすい病院にかかりつけ医を紹介しますよということでした。

ですから今、そういった意味では、かかりつけ医はぜひともやってもらいたいし、町内に病院がほかにないもんですから、大きい病院て言いますと周東か徳中か光の市民かちゅうようなところには、全部、そういうかかりつけ医については相談持ちかければ、必ずその地域で自分の一番行きやすい病院を紹介してくれるという状況は聞いております。ですから、できるだけかかりつけ医は持ってほしいということ。それとあと。

○議長（藤山 巖議員） 猪股課長。

○健康保険課長（猪股 勝美君） セカンドオピニオンの関係ですけど、これはテレビでも言って、放送がいろいろあると思いますが、発見できなくて、セカンドオピニオンに行った場合には病名がはっきりしたというのはあると思いますが、そういう感じの医療機関での重複受診は、できるだけ控えてほしいという意味でコメントを書かせてもらって載せてます。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 書き方もなかなか難しいんでしょうけどもね、こういう広報にお書きになる場合は、ただ見ましたときに、最初に申し上げたようにこれをずっと4ページ、5ページ読みましたときに、これは27年度国保は上がるぞ、と私はこういうふうに思ったんです。多分、上がるんでしょう、国は徴収をしっかりとやるようにとかそういう通知もしておりますよね。可能性として町長、上げる方向なんですよ。絶対27年も上げない、頑張るということじゃないんですよ。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 大変厳しい財政の中ですから、今上げません、とか、いや、上げます、とかいうのも、またおかしな話なんですけど、今、今年1年間しっかりとその辺の努力をしながら、やむを得ない場合はやはり値上げをお願い申し上げなきゃいけない、あるいは何とか努力して頑張った結果、何とか持ちこたえるよ、ということになれば、これに越したことはないんで、これからが勝負だというふうに思っています。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） これは私も申し上げましたよね、社会保障制度という考えでございますから、社会保障制度に一般会計から繰り入れをするのは地方自治体の本来の仕事と、このように思っておりますから、やはり値上げのあるときには、今度は一般会計からの繰り入れというのもお考えいただきたいとこのように思います。それは私の意見でございますし、思いですし、ぜひ保険料が、国保税が上がらないようにという思い、今、皆さんが国保は高い、国保は高い、とこうおっしゃるんですよ。本当に高いんです。ですから、そこのところはお願いいたします。

もう一つお尋ねしたいのは、この中にもありますように特定健診ですね。さっきの健康づくりのところで特定健診の低さという、受診率を言いましたけれども、実際にどうなんですかね。特定健診、メタボです。これって効果あるんでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 猪股課長。

○健康保険課長（猪股 勝美君） 今、国のほうが分析をしていますけど、かかられたれた中で御指摘を受けられた人が、最後に指導のほうに入りますよといった効果が出てきております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） さっき言いましたように指導を受ける人は1割にも田布施町で満たない、こう申し上げて、そうするとあまり効果がないのかなとも思うんですけど、まあ国がやれっ

ていうんだからやらないわけにもいきませんよね。もっと何か効果が出るような方法で、この健診を特定健診が皆さんから受けたらよかったよ、よかったよ、というそういう口コミみたいに広がっていくとか、そういうことはお考えになったことないですか。

○議長（藤山 巖議員） 猪股課長。

○健康保険課長（猪股 勝美君） 国のほうも、これは財政難の後期高齢者医療の負担金の関係で、もしくは示された数値を超えない場合は負担金を減額する、という厳しいノルマを示された関係もあって、こういう特定健診に推進を図られているわけですが、実際にこういう健診を受けて、自分の今の体の状態はどういう状態であるかというのをはっきり認識されることが、1つの健康づくりの基本になると思いますので、今、受診率が低いという厳しい御指摘を受けておりますが、これは受診率はどうにかして上げる方向で進めていきたいと思っております。

○町長（長信 正治君） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） そうですね。ぜひ、こういう制度があるのであれば上げていったほうがいいですね。なかなか上がらないでしょうけども、これはみんなで考えていかなきゃいけませんね。効果がないと思えば、それ測ってどうするのというような、ちょっと思いもいろいろございまして、その辺でも低いかなど思ったんですけど、まだ国保についてお尋ねしたいんですけど、時間もちょっとございませぬので、またの機会に国保、お尋ねをいたします。やはり、値上げの際には、一般会計からの繰り入れをということをお願いして終わります。

次へいきます。4番目の社会保障とまちづくりで本年4月から消費税が3%増額となります。この増税分は社会保障費にしか使いません、と安倍首相は昨年10月1日の記者会見で発言しました。

昨年12月に社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が成立しました。この法律の理念は、「自助・自立を基本にし、自助・共助で対応できない者に対して公助」という考えです。

医療保険で言えば、早速70歳から74歳の医療費の窓口負担は段階的に2割に引き上げられます。

社会保障制度改革推進法に対する町長の見解をお尋ねします。

消費税増税に伴い、本町でも使用手数料の値上げとなりました。消費税の増税、社会保障の給付削減と負担増の中、住みよさ山口県一のまちづくりをどう進めるのかお尋ねいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

消費税税率改正や社会保障制度改革におけるまちづくりについてのお尋ねであります。

国は平成24年8月に、消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革の関連法である『社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律』及び『社会保障制度改革推進法を制定しました。

この社会保障制度改革推進法』については、消費税率の改正を踏まえて、安定した財源を確保しつつ、利益と負担との均衡が取れた持続可能な社会保障制度の基本的な考え方などを定め、これを総合的かつ集中的に推進する目的で制定されております。

さらに平成25年12月には、改革推進法に基づき、『持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律』が制定されています。国においては、人口の高齢化が急速に進展する中、健康寿命の延伸を図り、活力ある社会を実現させるため、消費税を財源の一つとして年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処する施策を推進していくこととしています。

本町としては、消費税率が3%引き上げられることにより、事業費がかさむことになっておりますが、26年度予算においては、笑顔と元気あふれる住みよいまちづくりを目指し、食料備蓄庫の新設や新たに前立腺がん検診と妊婦・成人歯科検診の実施など、『安全・安心なまち』や『健やかで思いやりのあるまち』などの実現に配慮しております。

また、社会保障制度の改革では、公的年金制度、医療保険制度及び介護保険制度並びに少子対策の4つの基本に据えられ、具体的な施策が示されております。

時間の関係もあり、施策一つ一つについて見解を述べることはできませんが、大きな改革について私なりに考えを申し上げます。

特に、医療保険制度の改革において、国民健康保険制度の基盤強化を図るため国保制度の財政運営を担う保険者を都道府県に移行する方針を明記しています。本町の国保は厳しい財政状況下にあり、ますます高齢化が進めば医療費が増大し、本町のような小規模の保険者が健全な運営をすることは困難になると明らかであります。そのため、後期高齢者医療制度のように都道府県単位の保険者規模になれば運営が安定するものと考えます。私は、持続可能な医療保険制度の安定が町民の安心にもつながると考えています。今後も国の動向を見極めながら住みよいまちづくりに邁進する所存であります。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 御答弁にもありましたように医療・介護・年金、こういう制度が順次負担増になっていくというのがこの法律でございますから、本当に町民の暮らしも大変になっていくだろうというふうに思っております。

年金なんかは2.5%削減これからなっていくますし、この検討課題、今、この本町のいろいろプログラムとかあるんですけども、結局この検討課題として年金支給開始年齢の引き上げとかこういうのも見ておりますよね。そうすると、一体私たちの暮らしはどうなるんだろうかという本当に大きな、こういうことを言いながら社会保障制度って国が出さなくして、これが社会保障制度と言えるのか、社会保障制度が壊されているというのが、こういうこの制度ではないかと、私思っておりますし、またそういう批判も新聞報道などでもございます。ですから、ここがもし大変なことになったときは、田布施町民はしっかりと田布施町の町長に守っていただきたいと思っております。終わります。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、國永美恵子議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

日程第5. 議案第3号

日程第6. 議案第4号

日程第7. 議案第5号

日程第8. 議案第6号

日程第9. 議案第7号

日程第10. 議案第8号

日程第11. 議案第9号

日程第12. 議案第10号

日程第13. 議案第11号

日程第14. 議案第12号

日程第15. 議案第13号

日程第16. 議案第14号

日程第17. 議案第15号

日程第18. 議案第16号

○議長（藤山 巖議員） 日程第5、議案第3号 平成26年度田布施町一般会計予算議定について、から日程第18、議案第16号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてまで14件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。（「議長、ちょっと暑いんじゃないですか、部屋が」と呼ぶ者あり）
ちょっと一旦休憩します。

午後5時28分休憩

午後5時30分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩を取り消します。

長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日提案いたしました14議案の概要について御説明申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、私の平成26年度の行政運営全般にわたる所信の一端を申し上げます。

私にとりましては、本年度は任期の4年目を迎えることとなります。健全な行財政運営ということ念頭に置きつつ、第5次田布施町総合計画を着実に進めていくという立場は従来どおりであります。任期の仕上げをする年度ということもあり、特に長年、懸案となっておりました問題につきましては解決を図ってまいりたいと考えているところであります。

例を挙げますと、中心市街地の雨水対策であります。JR田布施駅前などはかねてから梅雨や台風等による大雨でたびたび浸水し、住民生活に大きな支障をきたしてきました。そのたびに、住民の皆さんから「何とかしてほしい」という切実な声を寄せられてきたわけでございます。しかし、低地であることという地形的な要因があり、その対策には多額の経費と長い年月を要することから、今日まで検討課題として残してきたものでもあります。

しかし、近年、国が雨水対策に本腰を入れ、さまざまな雨水排除のための技術も進んでまいりました。その一つに雨水貯留施設があります。これは、大雨の際に雨水を一時的にタンクに集めて、川の水量を抑制するものであり、本年度、田布施中学校グラウンド地下への設置工事を実施することといたしました。整備後は被害の軽減を図ることができると考えております。

皆様、御承知のとおり、あの東日本大震災が発生した日から間もなく3年が経過することになりますが、あの日を振り返りますとやはり人の幸福というものは、安全・安心な環境で健康に暮らすということが土台になるということだと思っております。

このため、本年度は、ハード事業だけでなく津波・高潮ハザードマップの作成・配布や医療機関等における検診の受診率の向上を図るなど、ソフト事業についても充実させることとしております。

また、現在、我が国においては、アベノミクス、あるいは三本の矢などとも呼称されております、複合的な経済対策により長期の景気低迷から脱する方向にあります。田布施町においては、まだまだそれが実感されるには至っておりませんが、国営農地再編整備事業が進む中で、担い手の育成や営農支援など町として振興施策を実施し、今後、新たな特産品開発や都市との交流など地域経済の発展につながる基盤を整備してまいりたいと考えております。

さて、田布施町にとりまして、来年1月1日に町制施行60周年を迎える節目の年でもあります。改めて今日の田布施町を築かれた偉大な先人の方々の御努力に感謝と敬意の念をあらわし、ともに私としましても第5次田布施町総合計画のキャッチフレーズ、「笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」の具現化に向けて、しっかり前に進めてまいる所存でありますので、議員の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、提出議案の概要について説明申し上げます。

まず、議案第3号は、平成26年度田布施町一般会計当初予算であります。

予算総額は56億2,900万円で前年度当初予算に比べ4.4%、2億3,500万円の増額であります。

まず、歳入について主なものを説明いたします。町税は法人町民税について平成25年度の実績が当初予算よりも大きく減額となる見込みであることから、前年度に比べて2,310万9,000円の減額となる、16億5,015万9,000円を計上しております。

次に、地方消費税交付金であります。地方消費税率の引き上げに伴い、3,100万円の増収を見込んでおります。この引き上げ分に相当する収入につきましては、社会保障施策等に要する経費に充当することとされており、その旨が地方税法にも明記されているところであります。

地方交付税につきましては、前年度、普通交付税の算定時よりも法人町民税が減収したことによる精算などにより3,800万円の増額を見込み、19億5,600万円を計上しております。

国庫支出金は、臨時福祉給付金事業の実施や漁港整備に係る交付金及び道路橋梁に係る社会資本整備総合交付金の増等により、前年度に比べ1億4,638万9,000円の増額となる、6億999万3,000円を計上しております。

県支出金は、前年度より2,670万6,000円の増額となっておりますが、これは、田布施第二保育園の改築移転に係る子育て支援特別対策事業の実施等によるもので、計上額は4億5,164万5,000円であります。

町債は、小学校空調設備整備事業の実施や街路樹整備事業に係る県事業負担金が増額となりますが、消防無線デジタル化整備事業や国の地方財政計画による臨時財政対策債の減額等から、前年度より4,380万円の減額となっております。

次に、歳出について主なものを説明します。

総務費は、職員の平均年齢が低下したことにより、職員給与や市町村共済組合負担金が減額したことなどから、前年度に比べて2,417万1,000円の減額となる7億1,848万9,000円を計上しております。

民生費は、前年度に比べ、2億919万4,000円の増額となる19億2,540万7,000円を計上しております。これは、保育所緊急整備事業や臨時福祉給付金事業の実施等によるものです。農林水産業費については、海岸保全事業の減額等により、前年度に比べ467万4,000円の減額となる2億3,817万円の計上であります。

土木費は、前年度に比べ7,238万7,000円の増額となる5億1,076万6,000円を計上しております。これは、町道改良事業や橋梁改修事業及び下水道事業特別会計への繰出金の増額等によるものです。

消防費であります。消防無線デジタル化整備事業や光地区消防組合負担金の減額等により、前年度に比べ5,848万4,000円の減額となる3億2,290万3,000円を計上しております。

教育費は、前年度に比べ3,369万1,000円の増額となる5億3,191万6,000円の計上です。これは埋蔵文化財発掘調査事業の増額や小学校空調設備整備事業等によるものです。

議案第4号から議案第7号までは、特別会計の当初予算であります。

まず、議案第4号の国民健康保険特別会計ですが、療養給付費について大幅な増額が見込まれ、前年度に比べて2,523万円の増額となる20億3,275万2,000円を計上しております。

国民健康保険事業につきましては、平成25年度末に基金の残高見込みは2,000万円ですが、平成26年度当初予算において、全額取り崩すなど収支について非常に厳しい状況が続いております。26年度につきましては、保険料の改定は予定しておりませんが、今後、料金改定等が避けられない場合に際しましては、何卒、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、議案第5号の下水道事業特別会計であります。

前年度に比べ1億2,822万5,000円の増額となる9億2,451万4,000円の計上であります。主な増額要因は、一本松地区雨水貯留槽整備事業の実施や流域下水道処理場に係る建設負担金の増額であります。なお、管渠整備につきましては、八和田地区、旭地区、天神地区等の整備を予定しているほか、改修工事については、中央雨水1号幹線を行うこととしております。

議案第6号の介護保険特別会計は、居宅介護や施設介護のサービス給付について増額が見込まれるため、前年度に比べ、9,904万1,000円の増額となる13億7,283万4,000円を計上しております。

議案第7号の後期高齢者医療特別会計は、前年度に比べ、908万円の増額となる2億3,246万1,000円を計上しております。

議案第8号から議案第12号までの平成25年度の各会計に係る補正予算に関するものであり、歳

入財源の確定見込み及び各事業の最終見込みにより所要の補正を行うものであります。

議案第8号は一般会計補正予算であります、7,876万6,000円を減額補正し、予算総額を57億4,776万6,000円とするものであります。

まず、歳入ですが、町税につきましては、法人町民税を2,300万円減額見込みとしております。

国庫支出金は事業費見込みによる児童手当交付金の減額等により689万4,000円の減額補正であります。

県支出金は2,906万3,000円の減額補正であり、これは後期高齢者医療に係る保険基盤安定、集落営農生産拡大事業等の事業費見込みによるものであります。

町債は農道整備事業等の事業費見込みにより1,520万円の減額補正であります。

次に、歳出ですが民生費は1,794万1,000円の減額補正であります。主な要因は、児童手当のほか、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額によるものです。

衛生費は、予防接種事業、周東環境衛生組合負担金の事業費見込み等により1,661万2,000円の減額補正であります。

農林水産業費につきましては、営農支援栽培機械導入事業や農道整備事業の事業費見込み等により4,280万6,000円の減額補正であります。

土木費は、640万7,000円の減額補正であります。これは、下水道事業特別会計への繰出金の減額等によるものです。

議案第9号から12号までは、特別会計に関するもので、いずれも事業内容の確定または見込み額に伴い所要の補正を行うものであります。

なお、一般会計において、継続費や繰越明許費を計上しておりますので御説明いたします。

まず、継続費であります。消防無線デジタル化整備事業につきまして入札減により継続費総額を2億3,635万9,000円を2億936万2,000円に減額するものであります。

次に、繰越明許費であります。障害者自立支援給付支払システム改修事業216万円、子ども子育て支援システム開発事業1,731万4,000円、漁港海岸保全施設整備事業3,349万8,000円、道路ストック点検事業240万1,000円、消防機庫（5分団）整備事業820万円、5事業合わせて6,357万3,000円の計上であります。

次に、下水道事業特別会計の繰越明許費につきましては、公共下水道事業整備事業として3,327万1,000円を計上しております。

以上が、予算関係の議案についてであります。引き続き、条例その他の案件について御説明いたします。

まず、議案第13号は、町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。

平成18年度に、三位一体改革等により国の財政支援等が大幅に縮減される中、将来に向けた行政基盤を確立しようと、平成17年10月に策定した田布施町緊急財政プランに基づき、平成18年度より、町長等の給与削減を実施しており、平成26年度も引き続き、町長、副町長及び教育長の給与等の抑制措置を継続するものであります。

議案第14号は、田布施町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、平成18年4月に行われた給与構造改革による給料表の切りかえに伴う経過措置として、現給保障制度を国に準じて実施しておりましたが、国も廃止することから、平成26年3月31日をもって廃止するものです。

議案第15号は、田布施町社会教育委員条例の一部を改正する条例であります。

本案は、社会教育法で定められていました社会教育委員の委嘱の基準が、法改正により削除されたことに伴い、新たに、文部科学省令で定めた基準に準じて社会教育委員の委嘱の基準等を条例で定めるものであります。

議案第16号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。

本案は、周南地区食肉センター組合の解散に伴い、平成26年3月31日をもって、山口県市町総合事務組合から脱退させるものであります。

以上、14議案について、その概要を説明いたしました但、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与より説明いたしますので、宜しく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（藤山 巖議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第3号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第4号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第5号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第6号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第7号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第8号、質疑はありますか。林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 法人税がもともと補正前のが1億円、その上2,300万円も計上されております。その詳細の説明をお願いしたいのと、それと町債で消防設備事業が790万円増額しておりますが、消防設備費のほうでは156万円しか増えてないですが、こちら辺のちょっと説明をお願いします。

○議長（藤山 巖議員） 税務課長。

○税務課長（岡本 正君） 法人住民税の補正についてのお尋ねですが、12月補正で2,500万円一旦減額しましたが、収納状況がそれほど伸びませんので、さらに今回2,300万円減額したものです。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） いや、収納状況が伸びない、2,500万円を減額して、また2,300万円減額する、今、もともと1億2~3千万円の納付税を5,000万円からやるわけじゃあ、それがただ見込み違い、今、アベノミクスで世間は景気がええ、景気がええって言いよる。ほんでみんなベースアップしよう、ベースアップしようっち言いよるのに、特別の事情があるんじゃないの。

○議長（藤山 巖議員） 岡本税務課長。

○税務課長（岡本 正君） 法人税は申告に基づいて納税されておりますが、申告の経営状況等については、うちで詳細についてはわかりませんので、その納税額は前年を大きく下回っております。

○議長（藤山 巖議員） （「ほかにある、今のほか消防費」と呼ぶ者あり）消防費。東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） 歳出のほうでは、消防施設整備工事が若干166万5,000円ほど増額補正をいたしておりますが、15ページの消防施設整備事業債の関係でございますが、

1,830万円ほど消防債のほうにして全体の負債の関係で2,620万円を増額をしたという計上でございます。事業費のほう自体は、消防費の歳出26ページの増が増額の要因でございます。

○議長（藤山 巖議員） いいですか。林山君。

○議員（5番 林山 健二議員） 要は結局、町債がこれだけ増えた、790万円増えたのは何で。そこをちょっとようわからんから聞いたんよ。事業費は百何ぼじゃろ、事業費の負担増は166万5千円か、それなのに、なんで町債がこんなに増えたのかと聞きよる。

○議長（藤山 巖議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） 先ほども申しあげましたように、起債に充てる額を増額分、全体的な財政の調整上、起債を充てるという調整を、3月補正をここでしたということでございます。

○議長（藤山 巖議員） 林山君。

○議員（5番 林山 健二議員） 要は、一般財源を充てる分のところをやめて、町債をふやしたということ。

○総務課長（東 浩二君） そうでございます。

○議長（藤山 巖議員） ほかにありませんか。國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 28ページの給食センターの工事請負費の減、それから、その前に戻りまして、就学援助費の減、単純に受ける人が減ったのか、小学校、中学校ございますね。それから、26ページの校舎等設備工事費の減、入札減かどうかこの辺よくわかりませんが、この説明と、それともう一つは14ページの歳入のほうで土地建物貸付収入、役場の前だとは思いますが、その今おっしゃった詳細説明をお願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） 給食センター所長。

○建設課長（田中 章君） 28ページに、共同調理場運営費の設備工事、152万1千円の減ですが、これは国庫補助分として地域の元気臨時交付金事業としての入札減でございます。

○議長（藤山 巖議員） 学校教育課長。

○教育長（水田 貴之君） 就学援助の関係と工事費の関係だったと思うんですが、それでよろしいですか。

就学援助につきましては、大体これは前年度の見込みで予算協議で数字を挙げます。

今年度は、小学校費のほうですが前年度135人が今年度は122人という13人減っているわけです。そのために落としたものです。

それから、中学校も同じ理由ですが、前年度69人が今年度64人ということで、5人減っております。その減額をさせていただきました。

それと校舎等整備事業費の163万3,000円の減額ですが、これは西の空調設備の経費と東の機械設備、これは両方エアコンなんですけど、これは減額による、入札減による減額です。

○議長（藤山 巖議員） ほかにいいですか。

○総務課長（東 浩二君） 14ページの土地建物貸付収入、57万3,000円の補正でございますが、これは役場前の駐車場でございます。これは浜田建設のほうから田布施川河川改修工事に伴うブロック製作ヤードとして借りたいというお申し出がございまして、ほかに適当な用地がないことと、安全性の確保でどうしても隔離されたブロックヤードをつくりたいという御要望がございましたので、11月11日から3月28日の間、お貸しするというので中央南の地域交流館の東側の用地を貸すようにしております。その要綱を適用いたしまして、お貸しをしたもので57万3,000円ということになっております。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 今の土地は、算出根拠は何でしょう。それと、就学援助ですけども、子供は減ってきてこういう流れですか、それとも受けなくてもいい人が増えたんでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 水田教育課長。

○学校教育課長（水田 貴之君） 確かに、子供は若干ぐらいますが減ってきております。ただ、あまり極端な減りはしておりません。対象もほかの要因も全然変わっておりませんので、対象者が少なくなったということだろうと思います。

それと、以前、御指摘にありましたように、広報活動については、十分やっておるつもりです。入学時には必ず、お配りしておりますし、そういう対応はとっておりますので、多分その辺のことしか考えられません。すいませんが。

○議長（藤山 巖議員） もう1点、東課長。

○総務課長（東 浩二君） 根拠でございますが、条例でございます土地の貸し付けの根拠でございます、中央南のほうの固定資産評価額で計算いたしまして、条例に基づきまして平米当たり3円という規定になっておりますので、この土地もほとんど近隣でございますので、今までのお貸ししている方と同じで、平米当たり3円でお貸しをいたしたものでございます。

○議長（藤山 巖議員） いいですか。林山君。

○議員（5番 林山 健二議員） 聞き忘れてたんですが、自治総合センターの備品、宝くじ助成金ですよね。これが減っていますよね、これの理由は。

○議長（藤山 巖議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） 自主防災組織の備品を宝くじ事業で申請をいたしておりましたが、麻郷地域が四、五年前に採択されまして同じような形を麻里府の津波対策も含めまして、そういう要望をしておったわけでございますが、ちょっと採択のほうができませんでしたので、おとさせていただきます、また今年度も同じようにかかるんですけども、ここで要請をいたしております。そういった関係でございます。

○議長（藤山 巖議員） ほかに質疑ありませんか。それではなしと認めます。

議案第9号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第10号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第11号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第12号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第13号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第14号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第15号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第16号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） ほかに質疑はありませんね。それでは、これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。議案第3号から議案第7号までの5件については、予算審査特別委員会を設置し付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件については議長を除く12名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条1項の規定によりお手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思ひます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会はお手元に配付をしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

午後6時00分休憩

午後6時09分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩を取り消し会議を再開いたします。

先ほどの休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に畠中考議員、副委員長に木本睦博議員が選任されましたので、御報告いたします。

次に、議案第8号から議案第16号までの9件は会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり所管の常任委員会に付託します。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

（ベル）

午後6時10分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 藤 山 巖

署名議員 谷 村 善 彦

署名議員 西 本 篤 史

議事日程(第2号)

平成26年3月19日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第3号
平成26年度田布施町一般会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第3 議案第4号
平成26年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第4 議案第5号
平成26年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第5 議案第6号
平成26年度田布施町介護保険特別会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第6 議案第7号
平成26年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第7 議案第8号
平成25年度田布施町一般会計補正予算(第8号)議定について(委員長報告)
- 日程第8 議案第9号
平成25年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第9 議案第10号
平成25年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第10 議案第11号
平成25年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第11 議案第12号
平成25年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第12 議案第13号
町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第13 議案第14号
田布施町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(委員長報告)
- 日程第14 議案第15号
田布施町社会教育委員条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第15 議案第16号
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
(委員長報告)
- 日程第16 閉会中の継続審査(付託事件)について

日程第 1 7 閉会中の継続調査（特定事件）について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 3 号

平成 2 6 年度田布施町一般会計予算議定について（委員長報告）

日程第 3 議案第 4 号

平成 2 6 年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について（委員長報告）

日程第 4 議案第 5 号

平成 2 6 年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について（委員長報告）

日程第 5 議案第 6 号

平成 2 6 年度田布施町介護保険特別会計予算議定について（委員長報告）

日程第 6 議案第 7 号

平成 2 6 年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について（委員長報告）

日程第 7 議案第 8 号

平成 2 5 年度田布施町一般会計補正予算（第 8 号）議定について（委員長報告）

日程第 8 議案第 9 号

平成 2 5 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
（委員長報告）

日程第 9 議案第 1 0 号

平成 2 5 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について
（委員長報告）

日程第 1 0 議案第 1 1 号

平成 2 5 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
（委員長報告）

日程第 1 1 議案第 1 2 号

平成 2 5 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）議定について
（委員長報告）

日程第 1 2 議案第 1 3 号

町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（委員長報告）

日程第 1 3 議案第 1 4 号

田布施町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
（委員長報告）

日程第 1 4 議案第 1 5 号

田布施町社会教育委員条例の一部を改正する条例（委員長報告）

日程第 1 5 議案第 1 6 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
（委員長報告）

日程第 1 6 閉会中の継続審査（付託事件）について

日程第 1 7 閉会中の継続調査（特定事件）について

出席議員（13名）

1番	清神 清議員	2番	河内 賀寿議員
3番	松田規久夫議員	4番	木本 睦博議員
5番	林山 健二議員	6番	高川 喜彦議員
7番	畠中 孝議員	8番	石田 修一議員
9番	西本 篤史議員	10番	谷村 善彦議員
11番	瀬石 公夫議員	12番	國永美恵子議員
13番	藤山 巖議員		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	中田 正美君	書記	棟安 泰弘君
------	--------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	富田 辰也君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務課長	東 浩二君
企画財政課長	西本 重貴君	経済課長	落合 祥二君
税務課長	岡本 正君	町民福祉課長	河村 五男君
町民福祉課長同格	宮尾 秀紀君	建設課長	川添 俊樹君
会計室長	大島 克己君	健康保険課長	猪股 勝美君
学校教育課長	水田 貴之君	社会教育課長補佐	森本 充君
建設課技幹	鳥上 清史君	給食センター所長	田中 章君

午前9時00分開会

（ベル）

○議長（藤山 巖議員） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1. 会議録署名議員の署名

○議長（藤山 巖議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により、瀬石公夫議員、國永美恵子議員を指名します。

日程第 2. 議案第 3 号

日程第 3. 議案第 4 号

日程第 4. 議案第 5 号

日程第 5. 議案第 6 号

日程第 6. 議案第 7 号

日程第 7. 議案第 8 号

日程第 8. 議案第 9 号

日程第 9. 議案第 10 号

日程第 10. 議案第 11 号

日程第 11. 議案第 12 号

日程第 12. 議案第 13 号

日程第 13. 議案第 14 号

日程第 14. 議案第 15 号

日程第 15. 議案第 16 号

○議長（藤山 巖議員） 日程第 2、議案第 3 号平成 26 年度田布施町一般輕輕予算議定について（委員長報告）から、日程第 15、議案 16 号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてまで 14 件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。畠中予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（畠中 孝議員） 予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る 3 月 7 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号及び議案第 7 号の議案 5 件について、3 月 11 日及び 12 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第 3 号平成 26 年田布施町一般会計予算議定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

残りの特別会計に係る議案 4 件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（藤山 巖議員） 次に、木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る 3 月 7 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 11 号及び議案第 12 号の議案 4 件について、3 月 13 日に審査を行いましたので、その経過と結果について報告申し上げます。議案 4 件について執行部の説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（藤山 巖議員） 次に、畠中総務文教委員長。

○総務文教委員長（畠中 孝議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る 3 月 7 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 8 号、議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 15 号及び議案第 16 号の議案 5 件について、3 月 17 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案5件につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（藤山 巖議員） これから各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第3号から議案第7号まで討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。次に議案第8号から議案第12号まで討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。次に、議案第13号から議案第16号まで討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

これから議案第3号平成26年度田布施町一般会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立多数です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成26年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定についてから議案第7号平成26年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定についてまで4件を一括して採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第4号から議案第7号までの4件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成25年度田布施町一般会計補正予算（第8号）議定についてから、議案第12号平成25年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）議定についてまで、5件を一括して採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第8号から議案第12号までの5件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例から、議案第16号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてまで4件を一括して採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第13号から議案第16号までの4件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16. 閉会中の継続審査（付託事件）について

○議長（藤山 巖議員） 次に、日程第16、閉会中の継続審査（付託事件）についてを議題とします。

総務文教委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、陳情第1号陳情書選挙公報の条例化に関する陳情について、閉会中の継続審査の申し出が出ております。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第17. 閉会中の特別調査（特定事件）について

○議長（藤山 巖議員） 次に、日程第17、閉会中の継続調査（特定事件）についてを議題とします。

経済厚生委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、特定事件の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（藤山 巖議員） これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。平成26年第2回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前9時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 藤 山 巖

署名議員 瀬 石 公 夫

署名議員 國 永 美 惠 子